

泉屋叢考

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

第貳拾壹輯

泉屋叢考

第貳拾壹輯

二四 近世後期住友江戸両替店の創業と経営

——江戸における掛屋・蔵元業務の実態——

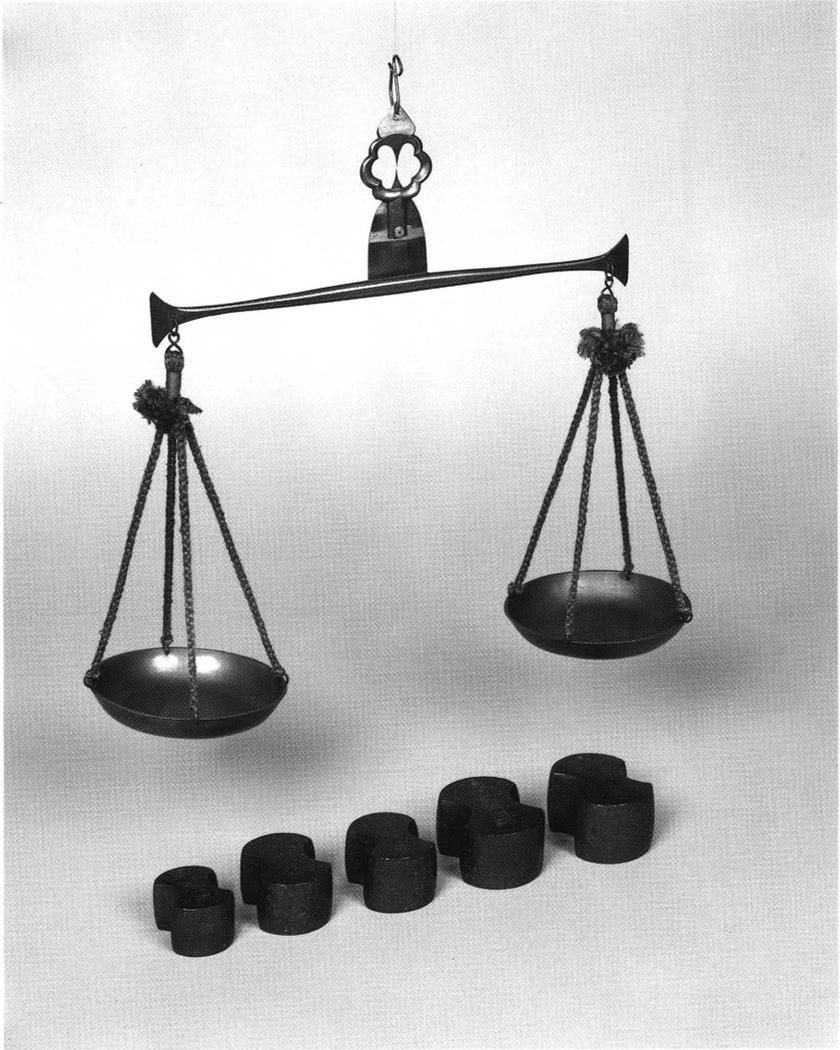
近世における住友の金融業(三)

付録 住友江戸両替店関係資料

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

—江戸における掛屋・蔵元業務の実態—

近世における住友の金融業(三)



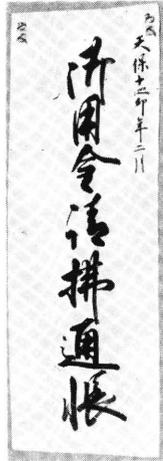
針口(天秤)・分銅 棹部分 長さ 36.1 cm 皿部分 直径 4.5 cm
幅 13.6 cm 厚さ 2.5 cm



田安・一橋家掛屋御用諸記録



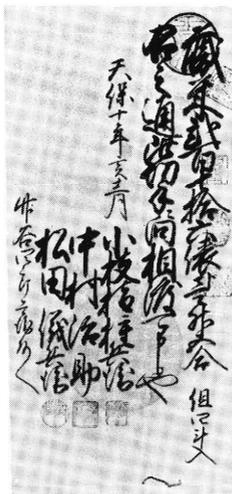
丹後久美浜代官岡崎兼三郎、御用金請払通帳(天保14年2月)



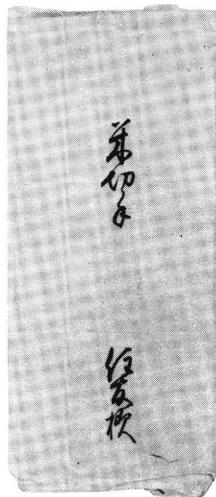
日田郡代塩谷大四郎、掛屋取引清算一札(天保6年11月)



(裏)



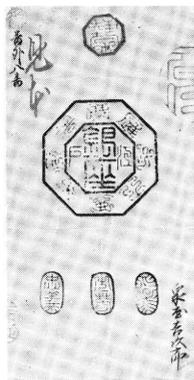
(表)



(包紙)

盛岡藩江戸蔵屋敷米切手 (天保10年 3月)

寸法 縦 24.8 cm 横 11.5 cm



(裏)



(表)



(裏)



(表)

江戸横浜通用札(右)・江戸及び関八州通用札(左) (慶応3年)

寸法 縦 15.1 cm 横 7.5 cm

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

近世における住友の金融業(三)

目次

一	はじめに	一
二	住友江戸中橋両替店の創業	三
	(一) 両替業進出以前のの中橋店	三
	(二) 両替業への進出	一五
三	住友江戸中橋両替店の業務	二五
	(一) 代官関係	二五
	(二) 田安家関係	四
	(三) 一橋家関係	六

(四)	大名関係	七四
(五)	旗本・武家関係	八三
(六)	商人関係	九二
四	天保六年の経営状況	一〇三
(一)	資産	一〇三
(二)	営業資金	一一四
(三)	収益と費用	一二二
五	経営の推移	一二六
六	むすびにかえて	一四三

一 はじめに

江戸時代は、石高制社会と呼ばれる米遣い経済の社会で、領主の財政や家計は農民から徴収される米納年貢によって支えられていた。一方、領主の日常生活は、金銀銭三貨併用の貨幣経済社会であったから、領主は米納年貢を換金する必要があった。今日までの近世史研究において、領主対農民の基本構造に重点が置かれることはあっても、そこに介入する商人について論じられることは少なかった。具体的論点に直すと、農民から徴収された年貢米金はどのような過程を経て領主のものとなるのか。そしてまた、この年貢米金はどのように管理運用されていたのかという点である。これら領主と農民の狭間にあり、米納年貢の換金とその代金の管理をしていたのが、じつは札差・蔵元・掛屋と呼ばれる商人であり、このうち蔵元・掛屋に任命されたもののほとんどは両替商であった。それゆえ、両替商金融を明らかにすることは、そのまま蔵元・掛屋業務を明らかにする手段となる。

従来、大阪の両替商については右のような視点から論ぜられることはあったが、江戸の両替商については「単なる両替屋」として過小評価されるに過ぎなかった。これに対し筆者は別稿にお

① いて、江戸両替商が天明から化政期（二七八一〜一八二九）にかけて江戸地廻り経済圏の発展とともに貸付資本として成長する様子を示し、その代表が文化五年（一八〇八）新規本両替に任命された中井（播磨屋）新右衛門・竹原文右衛門・升屋源四郎・殿村左五平・住友（泉屋）吉次郎の五名であることを経営内容から明らかにした。

本稿ではさらに進んで、この五名のうち、文化二年（一八〇五）の開業後わずか三年で本両替となり、一時はその店員数で業界二位まで急成長した住友の江戸両替店について、その業務と経営内容を具体的に明らかにしよう。そして石高制下における両替商の果たした役割について考えてみることにしたい。

註

① 末岡照啓「化政期江戸地廻り経済発展期における江戸

両替商」(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構

造』所収、雄山閣出版、昭和六十一年)

② 従来の研究に、『泉屋叢考』第貳拾輯「近世住友金融概

史」、『住友銀行八十年史』、宮本又次「江戸における住

友家の金融業」(『大阪経大論集』第一二七号)がある。

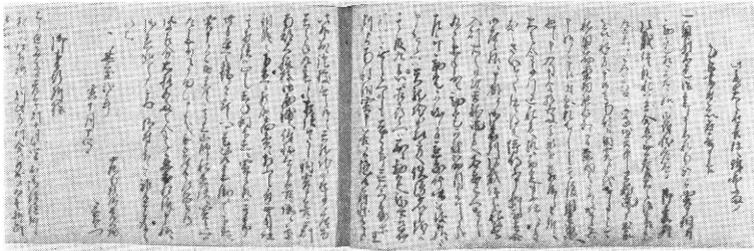
二 住友江戸中橋両替店の創業

住友の江戸中橋両替店は、中橋上槇町（現在の東京駅八重洲口前）にあったことから、住友内部では、通称中橋店と呼ばれていた。その設立は、古く寛文末年（一六七〇年ごろ）にまでさかのぼるが、両替業に進出したのは設立から一三〇年ほど経た文化二年（一八〇五）のことであった。

(一) 両替業進出以前の中橋店

中橋店は、本来東北方の銅山開発や産銅買い付けの拠点として設置された住友最初の遠国出店で、併せて銅・錫・鉛など金物類の小売りも行っていた。その設立由来について、宝暦十年（二七六〇）十二月制定の「分與別家式」では、

江戸中橋店者、先祖東國諸銅山稼候節取立置、遠國出店之最初ニ而、東國諸銅山之致本店置候、元來銅商賣仕來候處、元祿年中より御公儀繁多ニ付、御屋敷方取次計相勤、銅商賣休ミ申候



第1図 延宝2年10月、中橋店奥州石巻銅買入一件(「銅異國賣覺帳」より)
中橋南榎町長左衛門棚 三右衛門とある。

と記している。これを裏付けるように、中橋店の存在を最も早く示す「銅異國賣覺帳」には、寛文十二年(一六七二)中橋店支配人三右衛門と手代七右衛門が、奥州石巻の九兵衛から南部銅の買い付けを計画し、翌延宝元年実際に購入したこと、そのため手代七右衛門は南部へ、支配人三右衛門は別の用件で秋田へ出張したこと、また延宝元年中橋店は、小売り用に長崎輸入品の錫一万五〇〇〇斤を支配人三右衛門名義で購入したことなどが記されている(第1図参照)。

大坂本店は、歴代当主の名代として第1表にあるような支配人を任命した。初代支配人三右衛門が、寛文十二年南部銅を買い付けたころの中橋店は、南榎町長左衛門の店借りであったが、延宝六年(二六七八)十一月十一日、一町おいて北にある上榎町の「西之角」貳軒目、表京間八間二尺五寸、裏は町並貳拾間」の家屋敷を、近藤善兵衛から八五〇両で購入した^①。その後、元禄十二年(一六九九)と同十七年に上榎町の「西之角」一軒目」にあたる西角地を買い足す

第1表 中橋店支配人一覧

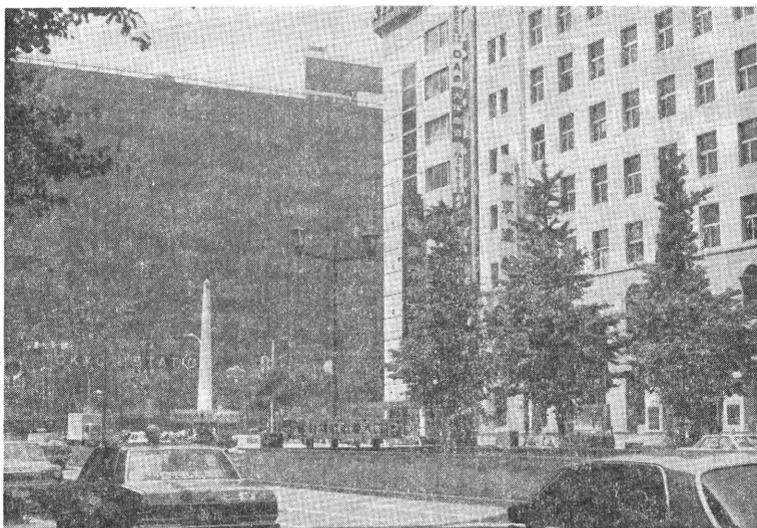
年	月	支配人名
寛文	～延宝	三右衛門
貞享	～元禄10	七右衛門
元禄10	～宝永元. 10	孫兵衛
宝永元. 10	～正徳	太兵衛
正徳	～享保 3	傳七衛
享保 3	～寛延 3. 3	加兵衛
宝暦元. 6	～宝暦 8. 3	傳右衛門
宝暦 8. 3	～明和 6. 10	儀兵衛
明和 6. 10	～	直右衛門
	～寛政 2. 7	喜右衛門
寛政 2. 7	～文化元. 12	太兵衛
文化元. 12	～文政 4. 3	直藏
文政 4. 3	～文政 8. 2	久右衛門
文政 8. 2	～文政12. 3	晋右衛門
文政12. 3	～天保13. 4	全九郎
天保13. 4	～嘉永元. 11	喜十郎
嘉永元. 11	～安政 3. 9	又兵衛
安政 3. 9	～明治 2. 1	市郎右衛門

出典)「年々諸用留」各卷等による。

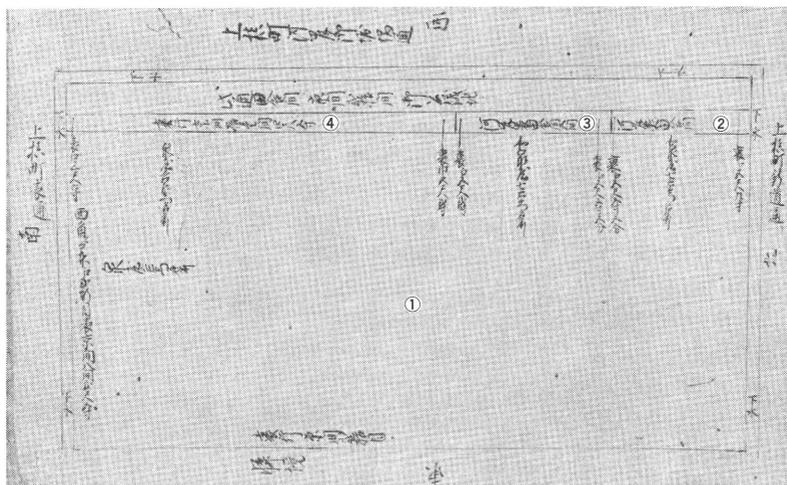
ことによつて、上楨町の西角地一帯、東西京間九間、南北同二〇間の家屋敷一八〇坪(活券金高一〇三〇両)を所有することになり、嘉永二年の一時閉店までこの地にあつた。中橋店の南表通りは、上楨町通り(現在の八重洲通り)に面し、西は御堀端通り(現在の外堀通り)、北は上楨町新通り、東は隣家に接してゐた。この地は、現在では東京駅八重洲口の正面前という一等地であるが、当時は一町おいて東にある日本橋通り(現在の中央通り)に面した通り町が最も繁栄してゐた(第2〜4図参照)。中橋店のある上楨町の家屋敷は、店舗のほか一部を抱屋敷として貸家に用いたが、そのほか享保

十年(一七二五)には、新右衛門町、浅草諏訪町(のちの浅草出店)、木挽町、糍(麴)町の四カ所に抱屋敷を所有しており、それぞれ家守を置いて管理してゐた。

このように、設立後の中橋店は、東北地方の銅山開発掘

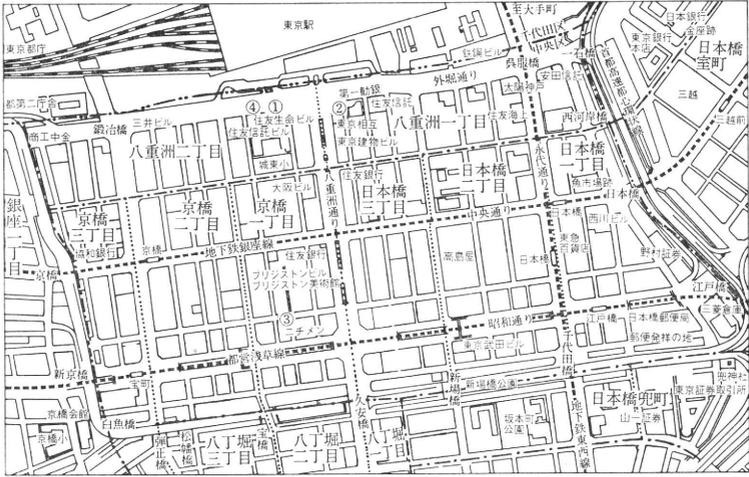


第2図 中橋上楨町店跡現況 (昭和61年7月撮影)

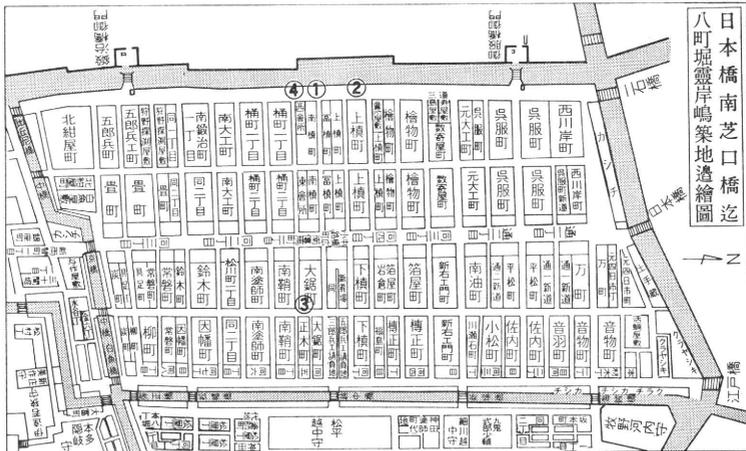


第3図 中橋上楨町店絵図 (「年々諸用留 八番」より)

- ①延宝6年11月泉屋三右衛門名義購入(850両) ③元禄12年11月泉屋七右衛門名義購入(40両)
 ②元禄12年11月泉屋七右衛門名義購入(40両) ④元禄17年2月泉屋吉左衛門名義購入(100両)



第4図 中橋店跡付近地図 (現在)



第5図 中橋店所在変遷図 (嘉永3年版「江戸切繪圖」より)

- ①南横町時代(寛文末年～延宝6年)
- ②上横町時代(延宝6年～嘉永2年)
- ③正木町時代(嘉永2年～安政4年)
- ④南横町西会所時代(安政4年～明治2年)

点として、産銅の買い付けや銅・錫など金物類の小売り、抱屋敷の管理をしていたのである。なお、途中延宝五年(二六七七)から元禄十四年(一七〇二)まで「足尾五ヶ一銅」^④の為替方を引き受けていた。また、家質貸・金物類の販売にかかわる貸付・縁故貸なども若干見うけられるが、金融業といえるほどのものではなかった。これは、中橋店の経営帳簿からも裏付けられる。たとえば、貞享三年(一六八六)の収支を見ると、全収益二貫一〇六匁五分九厘の五七%にあたる一二貫七〇七匁九分三厘が、^⑤丁銅・鉛^{ていどう}など金物類の販売収益で、そのほか家賃が六貫四二八匁七分四厘(三〇%)、銅の吹替賃が二貫九六九匁九分五厘(一三%)であり、これから世帯賄入用五貫九五二匁七分と支配人七右衛門の給料七二三匁七分五厘の諸経費を差し引くと、同年の純利益は一五貫四三〇匁一分七厘となる。

その後、住友家が天和元年(二六八二)備中吉岡銅山、同三年出羽幸生銅山^{さきちう}、元禄四年(二六九二)には伊予別子銅山などを稼行すると、^⑦中橋店は由来書に「元禄年中より御公儀繁多ニ付、御屋敷方取次計相勤、銅商賣相休ミ申候」とあるように、幕府と銅山経営についての交渉が頻繁となったため、関係大名・役人との交際が中心となり、銅など金物類の販売業務を縮小整理していったのである。この様子は、同店の経営帳簿からも窺うことができる。宝永二年(一七〇四)の収益は、^⑧



第6図 別子銅山公用帳 壹番 (大坂本店分)

元禄4年5月、別子銅山請負人として江戸中橋上槇町泉屋七右衛門とある。

家賃一三貫六六〇匁九分三厘と見世売一貫八二匁二分の合計一五貫四八九匁一分三厘で、銅など金物類の販売収益が貞享三年と比べかなり減少していることがわかる。また、享保十年(一七二五)の収益は、家賃七貫四八五匁四分三厘のみとなっている。この結果、少なくとも宝永期(一七〇四〜一七二〇)の四代目支配人太兵衛のころには、金物類の販売など銅商売からは撤退し、銅山経営に関する幕府との交渉を中心業務とするようになったと考えられる。

特に、元禄三年(一六九〇)十月と翌四年四月、住友家の財本となった別子銅山の稼行出願については、中橋店の活躍がめざましく、二代目支配人七右衛門は、このとき請負名義人となった^⑩(第6図参照)。元禄四年五月幕府から稼行が許可されると、以来中橋店は、大坂本店・別子銅山と同様に、稼行後の諸願書・窺書・要用控を認め保存してきた。ところが、

六代目支配人加兵衛のときにこれらの書類を散逸するという事件が起こった。加兵衛は、享保十二年（一七二七）中橋店支配人兼務のまま家業を継いだ^⑩が、寛延三年（一七五〇）三月二十七日に至り、「家業故障之儀有之、身上變異ニ付」出奔遁世したので、別子の諸記録が散逸し、中橋店の経営は中絶してしまった^⑪。このため、大坂本店は早速同年閏六月三日、元中橋店の奉公人で、当時下野佐野に帰農していた忠七を大坂へ呼び寄せ、同月十五日「豫州別子御銅山江戸勤方御名代」と中橋店支配人に任命した^⑫。忠七は傳右衛門と改名し、手始めの仕事として散逸した別子諸記録の筆写に取りかかった^⑬。本店所蔵の「別子銅山公用帳」壹番から六番の六冊のうち、当面必要のある壹番・五番・六番の三冊は大坂で、貳番・三番・四番の三冊は江戸へ持ち帰って筆写した^⑭。こうして、中橋店は傳右衛門によって再興され、支障なく業務を継続することができた。

ところで、その四年前の延享三年（一七四六）、五代目当主友昌の実弟友俊は江戸へ出張した際、彼の差配によって札差業に進出し、浅草諏訪町の中橋店管理の抱屋敷を浅草店として開業した。当初の名義人は伊賀屋善兵衛であったが、寛延三年四月泉屋名義に改め、宝暦五年（一七五五）善兵衛の死後は泉屋甚左衛門名義とし、歴代支配人がこの名前を襲名した^⑮。札差業への進出は、当時札差業が江戸で営業収益の非常に高い業種であったこと、札差の多い浅草に抱屋敷を有してい

たこと、また中橋店が銅商売から撤退後、営業店部というより別子銅山取次出張所となったので、その経営を援助するためであったことなどが考えられよう。

寛延四年（宝暦元年）七月、五代目当主友昌と実弟友俊は、家政改革の一環として江戸中橋店と浅草店に連名で「江戸店掟書之事」を布達した。これは、伝存するなかで江戸両店に対する最初の家法書である。中橋店の掟書全十カ条をまとめると次のようになる（付録資料一参照）。

- ① 別子銅山の出願など関係役人・御屋敷との応対交渉心得（第一・二・三条）
- ② 江戸における諸情報の大坂本店通知心得（第五条）
- ③ 抱屋敷四カ所の管理心得（第六条）
- ④ 一年の決算報告心得（第七条）
- ⑤ 奉公人の勤務心得（第四・八・一〇条）
- ⑥ 奉公人の婚姻心得（第九条）

これにより、中橋店は①②③の業務を中心に活動していたことがわかる。そして、あとがきでは「各相勤候筋へ、悉　公邊に懸候儀候得者、別而大切ニ相勤、聊間違無之様ニ兼而相愼可申」と、中橋店の業務はすべて幕府にかかわることであるから、間違いなく慎重に行うこと、また

「別而遠方之店ニ相勤候者ハ、格別誠實相立不申而者相勤候者之情、此方へ難返候」と、中橋店は遠国出店であるから格別に誠実に勤務しなければ意志の疎通を欠くと申し渡した。すなわち住友家の確実・慎重・誠実という精神を説いたのである。

宝暦十年（一七六〇）十二月制定の「分與別家式」は、本店・別子・中橋・浅草・長崎など各店部の支配人と店員の住友家における位置付けと、別家する際の家督銀等について定めたものである。これによると、中橋店支配人は本店・別子支配人よりは下位、浅草店支配人とは同格、長崎店支配人よりは上位と位置付け、「休息」（別家）する際には家督銀二〇〇枚と、そのほか勤功に依じた普請料・婚礼入用・店開諸道具料、世帯合力銀（休息後三年間限り）を差し遣わすことが規定され、次のように補則されていた。

附御屋鋪方取次ニ付變動在之、拔群之勤功を立候者、又ハ銅山永々潤色ニ可相成規模相立候者ハ、本家豫州銅山支配人同格ニ申付、家督銀并四ヶ條之合力銀取替銀等、前條本文之趣を以可差遣候事

すなわち、中橋店支配人は、関係御屋敷との取次方しだいで勤功に変動がある。交渉によって拔群の勤功を立てたり、別子銅山永続の基礎を築いたりした者については、本店支配人や別子支

配人と同格にし、家督銀そのほかもそれに準ずるといのである。これを見ても中橋店の重要な任務は、住友家の財本である銅山業について幕府と交渉し、好条件を引き出すことにあった。

このように、中橋店の業務は①幕府諸役人との交渉、②諸情報の大坂本店通知、③抱屋敷の管理が中心であった。そして、①との関係から若干貸付も行っていたが、収益をあげる営業店部というより、江戸における住友家の幕府との交渉窓口で抱屋敷の管理という性格が強かった。それは宝暦年間（一七五一〜一七六三）の営業状況を見てもわかる。¹⁶ 当時の中橋店の収益は、家賃の「四カ所宿料」と貸付利息の「方々用立金利」の二口で、宝暦元年六八匁四分、同五年六貫三三七匁九分四厘、同十年三貫二九八匁八厘と、ほんのわずかな額であった。これに対して支出は、宝暦元年二二貫四九六匁六分三厘、同五年二五貫一〇七匁四分四厘、同十年二四貫八九五匁六分九厘と大きな額で、とても独立採算のとれる店部ではなかった。そのため店員数も少なく、明和七年（一七七〇）の場合、支配人直右衛門（四一歳）、家守役孫七（三五歳）、金銀請払役丈助（二一歳）、子供市五郎（一五歳）、同又次郎（一四歳）のわずか五人であった。¹⁷

以上、両替店創業以前の中橋店は、設立当初は東北諸銅山開発の拠点と金物類の販売、元禄期以降は別子銅山に関する交渉窓口として機能していた。そして採算はとれないながらも、一個の

独立店部として若干の貸付を行い、金融店部（札差業）の浅草店と協力して決算簿の相互監督を行うなど金融実務の経験が、文化二年（一八〇五）同店が両替店に進出する背景となったのであろう。

註

- ① 天明七年五月「江戸掛屋鋪讓渡之扣」。なお、明和三年九月二十一日には、上櫃町通りの向い側「上櫃町西木戸」の貳軒目表京間六間四尺、裏行町並貳拾間」を土蔵付きのまま瀬尾昌元から七五〇両で購入した。
- ② 享保十年九月「京江戸大坂長崎屋鋪之覺」
- ③ 「足尾五ヶ一銅」については、『泉屋叢考』第九輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」、小葉田淳「近世足尾銅山史の研究」（『日本歴史』第二九六号）参照。
- ④ 「寶永元年申勘定」、「寶永二年酉勘定帳」の江戸店有物による。
- ⑤ 貞享三年「銀出入帳」
- ⑥ 『泉屋叢考』第拾壹輯「別子稼行以前の住友鋳業」
- ⑦ 「寶永二年酉、徳用入用帳」
- ⑧ 「年々惣勘定控」
- ⑨ 「別子銅山公用帳」壹番（大坂本店分）
- ⑩ 「別子銅山公用帳」貳番（中橋店分）、「年々諸用留」八番
- ⑪ 「籍貫相除之分」
- ⑫ 「別子銅山公用帳」貳番（中橋店分）
- ⑬ 『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」
- ⑭ 「元方帳」
- ⑮ 「家隸籍貫」

(二) 両替業への進出

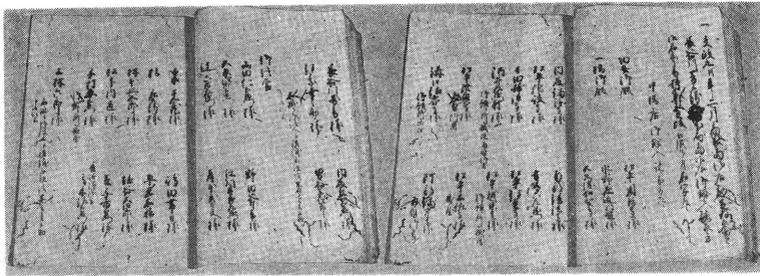
文化二年(一八〇五)、住友が中橋店において両替業を開始したのは、当時地廻り経済の発展によって金融・商業活動が活発となった江戸で、幕府から借用する別子銅山救済関係の公儀拝借金を「諸方に貸附」、その「利潤を以、御銅山方手當ニ差向候積」という思惑があったからである。その経緯については、文化十年十月十日、中橋店が町年寄(樽屋)役所に提出した御用金免除願に端的に述べられている^①。やや長文ではあるが、概当する部分を次に掲載する。

近來兩替商賣相始候儀者、右(別子)御銅山方近來難引合、其上度々涌水風雨荒等有之、大造之損毛打續、其時々御願申上拜借御手當等被爲仰付、右御餘光を以當時迄御用相勤罷在候處、去ル文化元子年亦々大風雨ニ而難及自力、拜借奉願候所、同寅年(文化三年)御聞濟有之、金八千兩拜借被仰付、四ヶ年居置五ヶ年目ノ拾ヶ年賦返上納之積ニ御座候、尤右風雨荒損毛并普請入用等餘程之儀ニ而、中々右八千兩ニ而後引足兼候得共、無利足拾ヶ年賦上納被仰付候儀ニ付、右金子諸向に貸附候利潤を以、御銅山方手當ニ差向候積ニ御座候而、御當地店ニ而取扱候者全右拜借之御金ニ而、其外一橋御屋形田安御屋形并御代官様方金銀取扱候ニ付、

兩替仲ヶ問に加入仕不申而者不辨利之儀、御座候故、漸去丑年（文化二年）も兩替商賣相始候儀ニ而、未近來之儀ニ御座候

（傍点筆者）

内容を補いながら説明すると、住友家は文化元年七、八月の別子風水害によって銅山経営に打撃を受けたので、同年九月慣例に従い被害状況を報告し、翌文化二年七月その救済金一万両の拝借を出願した^②。同年三月中橋店では、既に支配人直藏が両替業進出の手始として、住友の京都別家大橋與四郎（一橋家具服飾^③）の仲介によって御三卿の一橋家（徳川氏）掛屋御用を出願していた^④。これは同年九月許可され、中井（播磨屋）新右衛門と月番で勤めることになった^⑤。次いで同年十月には上野代官稲垣藤四郎豊芳、十二月には信濃代官上野四郎三郎資善の年貢金掛屋御用を引き受けるなど、急速に各種金融業務を行うようになった^⑥。中橋店はついに「兩替仲ヶ問加入仕不申而者、不辨利之儀、御座候故」、同年三組^{みくみ}両替のうち世利組^{せり}に加入し、正式に両替商となった^⑦。翌文化三年八月に至り、別子救済金は住友家の出願高より二〇〇〇両少ない八〇〇〇両（銀四八〇貫目）で許可された^⑧。救済金は、同年から一六〇貫目ずつ三年分割で下げ渡され、返済はそれぞれ向こう四カ年据置、五年目から無利息一〇年賦と申し渡された^⑨。そこで、この有利な返済条件を活用して、別子救済金の不足を補うため、拝借金をそのまま開業間もない中橋両替店の当面の営業資金



第7図 中橋店館入先 (文政9年、「舊記録」より)

に繰り入れ、利殖運営することにしたのである。

こうして、中橋店は貸付・為替・両替取引がいよいよ盛んとなり、文化四年五月相場立会仲間から「泉屋包」金銀の仲間通用を許可され、同十一年には正式に相場立会仲間に加した^⑪。また、文化五年三月から御三卿の田安家(徳川氏)掛屋御用を勤め、そのほか大名や代官の掛屋・金融御用も広く手がけた。後年ではあるが、文政九年(一八二六)当時の取引先を見ると、御三卿の田安・一橋家をはじめとして、大名は松山藩・盛岡藩など一五藩、旗本は伊奈幸之助惟忠・長谷川圖書正以など四家、代官は平岩右膳親康・辻甚太郎守眉など一七家、合計三八家に及んだ(第7図参照)。こうした実績をかわれて、文化五年十二月本両替屋となり、幕府の金融政策に協力することになった^⑫(付録資料二参照)。途中文化七年に相場取組の不手際によって、翌八年から文政元年(一八一八)までその職を退いたが、その後嘉永二年(一八四九)の休店まで勤めた。^⑬

文政十年中橋店の店員数(下男を除く)は、三三人で、本両替仲間五人のうち中井家の三四人に次いで二番目に多く、以下三井家二六人、竹原家一九人、殿村家一四人であった。^⑩ところが、その後文政十二年ごろから経営が悪化したため、翌天保元年には二七人、同六年二六人、同十三年二人、嘉永二年の休店時には二〇人にまで減少した。^⑪嘉永二年の店員数に下男を加えて、その役職や出身地・年齢などを調べたものが第2表である。これによると、当時中橋店には支配人以下、代官掛り・三田掛り(江戸松山藩邸で、ここに別子銅山預り役所があった)・田安掛り・一橋掛り・相場役(天秤方)・銀方役・金方役・状方・書方・台所方の手代があり、その下に見習・子供・下男がいたが、化政期(一八〇四〜一八二九)の全盛期には、店員数から見て各大名など取引先ごとに掛りが置かれていたと思われる。

次に、店員の出身地を見ると、江戸(武蔵)一〇人、大坂五人、越後二人、山城・河内・播磨各一人となっており、江戸・越後出身者一二人は中橋店の採用、大坂など関西出身者八人は大坂本店の採用者であった。かなり地元から採用していたことがわかる。また大坂本店採用者のほとんどは、採用後ただちに中橋店勤務を命じられ、同地で元服したが、高尾傳藏の場合は別子勤務を経ている。なお、越後出身者の金助・高澤太(多)助は、ともに下男として採用されたが、その後

第2表 中橋店店員構成 (嘉永2年2月)

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

店員名	出身	親	年齢	役職	休店時の処置
井伊 又兵衛	山城	商人	38 ^歳	支配人	支配人
高尾 傳 藏	播磨	〃	39	代官・三田掛り	嘉永 3. 3 大坂本店勤務
加納 真 七	大坂	〃	31	銀方・相場役	〃 3. 2 〃
加藤 伊兵衛	〃	〃	30	代官掛り仮役	〃 2. 2 浅草店勤務
金 助	越後	農民	44	店詰(元台所方)	〃 2. 2 暇
荒武 久三郎	江戸	商人	36	田安掛り	〃 2. 2 〃
伊藤 忠 七	〃	別家	20	金方	〃 2. 〃
荒木 清 助	大坂	商人	24	状方	〃 2.10 大坂本店勤務
山口 平十郎	江戸	〃	20	一橋掛り	中橋店勤務
稲田 徳三郎	大坂	〃	20	見習	嘉永 2.10 暇
西川 梅 藏	河内	農民	19	〃	〃 2.10 大坂本店勤務
高澤多(太)助	越後	〃	31	台所方	〃 2.10 暇
松本 又十郎	江戸	別家	34	書方	〃 3. 1 〃
鈴木 菊三郎	〃	商人	18	見習	中橋店勤務
田宮 市 松	大坂	別家	17	〃	嘉永 2.12 浅草店勤務
佐々木 惣 藏	江戸	商人	17	〃	〃 3. 2 暇
幸 藏	武蔵	農民	19	子供	〃 2.12 浅草店勤務
種 藏	江戸	〃	10	〃	中橋店勤務
重 藏	〃	〃	12	〃	嘉永 3. 2 暇
豊 藏	〃	〃	14	〃	〃 3. 2 〃
信 藏	〃	〃		下男	
定 八	〃	〃		〃	
次 助	〃	〃		〃	
計 23人					

出典) 嘉永2年2月、中橋店「出勤録」

嘉永元年「東都両店緊要識」

手代となって台所方を担当した。中橋店「出勤録」によると、これらの店員は大体九歳から一二、三歳で採用され、一五、六歳で元服して見習となり、一八歳から二二歳で各御屋敷の出入や状方・書方などの事務を経験し、年長になるにつれ、代官・三田・田安・一橋掛りの専任となり、銀方・相場役などの要職についた。嘉永二年の店員年齢は、最年長が三九歳、最年少が一一歳で、平均年齢二四歳と若手の多い職場であった。ところが、同年十月の休店によって、支配人井伊又兵衛、山口平十郎、鈴木菊三郎、種蔵の四人を残して九人が暇（解雇）、四人が大坂本店勤務、三人が浅草店勤務となった。

次に、文政八年（一八二五）五月の中橋店「掟」書全一九カ条²⁰によって、店員の勤務状況と営業内容を見ると、①店員の日常勤務規定、②店員の現地採用規定、③金銀・印鑑・証文の取り扱い規定、④諸屋敷との交渉規定、⑤貸付金規定、⑥為替取引規定、⑦抱屋敷の管理規定に分類される。以下、それぞれの内容について補足を加えわかりやすく説明しよう（付録資料四参照）。

① 店員の日常勤務規定 店員一同、幕府の法令をよく守り、賭博など諸勝負を行わないこと、また出入の者や下男にもその旨を常々申し聞かせること（第一条）。初更（午後七時から九時の間）に出入口の戸締りをして閉店するので、その際係りの者は、店員一同の顔付（存否の確認）を行う

こと(第六条)。また、火事・盗難など非常時に備えて、日ごろから役割分担を決めて土蔵・穴蔵などを入念に管理することは重要である。なお火事の際は、重要書類を一番最初に持ち出し、安全な場所に避難させること(第七条)。そのため、日ごろから火の用心を第一に心掛け、子ノ刻(午前〇時)から交代に起きて、柏子木を打ちながら家内の見廻りを行うこと(第五条)。

② 店員の現地採用規定 手代・子供・下男に至るまで、店員の採用については、その採用年月日を「請判帳」に記載し、必ず本人から請状を取り、これを定例の本状(本店報告書状)にて大坂本店に通知すること(第八条)。採用した店員が、子供から新元服に昇進しても、三年の間は子供同様に取り扱うこと(第九条)。

③ 金銀・印鑑・証文の取り扱い規定 家業向の金銀を大切に取り扱い扱うことは当然であるが、毎日の金銀出納についても過不足が出ないように注意し、間違いのないことを確認すること、そうして勘定をまとめあげたら、浅草店と相互に勘定改めを行うこと(第十二条)。また、各業務の担当者は町名前前(主人名義)で働いているのだから、自分の印鑑であっても直印(主人印)と同様に心得、何事にも大切に取り扱い扱い、自分勝手に人の保証人となることなども慎まなければならない(第一条)。なお、諸家や取引先の証文類については、印鑑を改め大切に保管すること(第十九条)。

④ 諸御屋敷との交渉対応規定 幕府勘定所・一橋家・田安家・松山藩三田役所の御用は、

特別に大切であるから、これを担当する手代は、そのほか諸家への出勤を堅く辞退し、その御用は名代の者が勤めること(第二条)。諸家ならびに幕府の役人が来店した節は、無礼のないように心を込めて会釈して出迎えること、もし酒肴などでもてなす場合、当店は大切な金銀を取り扱い、万一の手違も許されない所であるから、係り役以外の者は白昼から飲酒してはならない、堅く慎むこと(第三条)。諸家の役人が証文などに金銀の額を記入する際には、役頭一人、若手代一人立会として見届けること、なお後日のため、諸家から金銀請取印を提出してもらうことになっているが、もし照合印を持参していなければ、決して金銀を渡さない約束になっていること(第四条)。諸家様から扶持米やそのほか拝領物などをいただいた場合は、本店からも礼状を差し上げるので、無礼にならないよう早々に連絡すること(第一七条)。

⑤ 貸付金規定 利子付き貸付金の場合、貸付先がたとえ確実なところであっても、大金にならないように注意しなければならない。また最近、無利息で五両ないし一〇両から一〇〇両以下の小口貸付金が数口見られるが、取立方が不徹底である、通常の手続をもって徐々に取り立てること、この取立が済まないうちは、出入方や熟知の取引先であっても一切貸し付けてはならな

い(第一四條)。また諸家から、為替差引金以外の臨時出銀を依頼されたら、本店に相談してから返答すること(第一五條)。なお、新規の御館入(大名・武家金融)は堅く謝絶し、万一やむを得ない事情がある場合には、本店へ相談すること(第一八條)。

⑥ 為替取引規定　為替金の受取が延引したら、為替日歩を受け取るようになっていて、慎重に取り決めて、余り延引しないこと(第一六條)。

⑦ 抱屋敷の管理運営規定　収益の良い土地が見つからない場合は、本店に相談してから購入の交渉を行うこと、また今までの所有地のうち、借りる人がない場合には、地主が家を建てて貸すこともあるようだが、このような場合でも本店に相談してから実行すること、そのほか店舗や抱屋敷の修繕や新築も同様に心得ること(第一三條)。

以上、両替店創業後の中橋店は二〇人から三〇人の店員を抱え、諸家・諸役人との交渉、貸付、為替、不動産など各種業務に活躍していた。大坂本店は、店員の勤務や各種業務について適切な指示を与え、経理は浅草店と協力して相互に監査を行うこと、重要案件については本店に相談することを義務付けていた。

註

- ① 文化十年十月「中橋兩替店御用金一件」
- ② 「別子立川兩御銅山公用帳」九番
- ③ 享和三年八月「一橋殿に差上ケ申候道中之下書」
- ④ 「年々諸用留」十一番
- ⑤ 中橋店「印鑑」帳、第3表参照。
- ⑥ 註①資料、三井高維校註『両替年代記』原編、四三五頁（柏書房、昭和四十六年復刻）
- ⑦ 註②に同じ。
- ⑧ 「諸事控」（三井文庫蔵）、三井高維編著『両替年代記関鍵』卷一、資料篇、二六〇～二六一頁（柏書房、昭和四十六年復刻）、なお、『両替年代記』原編、四二二～四二三頁では、文化四年六月となっているが、「諸事控」の同年五月を採用した。
- ⑨
- ⑩
- ⑪ 『両替年代記』原編、四三五頁
- ⑫ 註④⑤に同じ。
- ⑬ 中橋店「舊記録」
- ⑭ 文化五年「本兩替仰渡之控」、『両替年代記』原編、四二六～四二七頁
- ⑮ 末岡照啓「化政期江戸地廻り経済発展期における江戸両替商」（林陸朗先生選暦記念会編『近世国家の支配構造』雄山閣出版、昭和六十一年）
- ⑯ 『両替年代記』卷一、資料篇、二六〇～二六一頁
- ⑰ 「本兩替屋判形帳」（文政十年～明治五年、三井文庫蔵）、『両替年代記関鍵』卷一、資料篇、三～九六頁
- ⑱ 所収。
- ⑳ 「年々諸用留」拾貳番

三 住友江戸中橋両替店の業務

文化五年(一八〇八)十二月十九日、住友中橋店は竹原・中井(播磨屋)・升屋・殿村とともに新規本両替に任命され、従来の三井を含めて六軒にて幕府の金融政策に協力することになった(付録資料二参照)。具体的には(1)公用金の鑑定と両替、(2)公用金の預かりと包立、(3)金銀相場の書上、(4)貨幣改鋳時の新古銀の引替業務などである。そのほか、共同して御三卿の清水家や猿屋町改正役所の金銀取り扱い、文化三年以降は御用金の取り扱いも担当したが、^①独自には次のような金融業務を行っていた。以下、取引先別に(一)代官、(二)田安家、(三)一橋家、(四)大名、(五)旗本・武家、(六)商人の順に述べていこう。

(一) 代官関係

(1) 掛屋業務

住友中橋店は、文化二年(一八〇五)の両替店開業から代官所の掛屋御用を引き受けたが、その

総数は文化期（一八〇四～一八二九）に一〇名、文政から天保期（一八一八～一八四三）に一七名、天保から嘉永期（一八三〇～一八五二）に一名で、通算すると三八名に及ぶ。そのほか大名（三家）と遠国奉行の預かり所掛屋も勤めた（第3表参照）。中橋店が、全く新規の代官掛屋業務に進出するようになった原因の一つに、住友のいま一つの江戸出店として札差業を営んでいた浅草店（泉屋甚左衛門店）の存在に注目したい。

浅草店は、小禄の蔵米取りを取引先とする札差であったが、代官もまた大切な取引相手であった。代官は数万石に及ぶ幕領を支配するにもかかわらず、彼等自身は第3表にあるように小禄の蔵米取りが大部分を占めており、そのため札差からたびたび借金することがあった。それを縁に浅草店が代官に対して、中橋店の掛屋御用引き受けを依頼したのである。たとえば、文化五年（一八〇八）五月関東代官平岩右膳親康の父次郎兵衛親豊（一〇〇俵、支配勘定）は、要用につき金五〇両を浅草店から年利五%五年賦の条件で借用したが、約束の期限までに皆済されなかった。文政四年（一八二二）六月四日、子息右膳親康が代官に就任し、翌年八月中橋店が掛屋御用を引き受けると、浅草店は返済残金二七兩二分を「平岩次郎兵衛様御用立金、御同人様御子息右膳様御儀、御代官被蒙仰候節、右等之譯合を以」帳消しとした。^②このような例は、同じ本両替の播磨屋（中井）

新右衛門店においても見られる。中井家は寛政十二年（一八〇〇）ごろ二七名もの代官と取引があったが、新規代官との取引には親類の札差笠倉屋平十郎の伝つて手に頼たのまっている。^③このほか、住友では鉢山支配代官との取引もあったが、^④掛屋引き受けに際しては、いずれの代官にも必ず請書を提出した^⑤（付録資料九参照）。

代官の掛屋とは、^⑥代官所の年貢金等公用金の出納業務を代行するもので、その業務内容は、掛屋となる者の所在地（江戸・大坂・地方）によって多少異なるが、中橋店の場合は主に江戸御金蔵納入金の下改め業務を行った。すなわち、江戸御金蔵納入のため各地の代官所（付属の掛屋）から江戸の役宅へ送られてくる年貢金等の公用金を一時的に預かり、代官の指示に従い期日を定めて金・銀座に出頭し、金銀質の検査をおえて封印をうけ、江戸御金蔵へ納入するのである。また関東代官の場合は、膝元でもあり江戸役宅に付属し、年貢金等の徴収をも併せて代行することがあった（第8図32頁参照）。

中橋店が代官掛屋として受けとる金銀下改め料（包改め料）は、第4表にあるように、金一分から一兩三分までの取り扱い高が銀三分、金二兩から五兩までが銀四分、金五兩から一〇兩までが銀五分、金一〇兩以上が金一〇兩につき銀五匁であった。また預かり金には端数の銀も交って

郡代・代官一覧(1)

掛屋就任期間	取引清算年月	取引時の支配地(郡代・代官所所在地)
(文化 2.10)～文化 9 (文化 2.12)～ (文化 5. 6)～ (文化5.閏6)～ (文化 5. 6)～ (文化 5.11)～ (文化 5)～ (文化 9.11)～ 文化 3. 7 ～文化10 文化 5.10 ～文政10. 8. 9 文化 5. 6 ～文政12 ～文政11	文化10. 3 文政 3 天保 6. 6 文政13. 8 文政13. 11	上野・信濃(中之条) 信濃 但馬・美作・播磨(但馬生野) 陸奥(桑折) 甲斐(石和) 武蔵・下総(関東郡代付) 石見・備後(石見大森) 信濃 信濃(中野)→常陸・下総・伊豆諸島 大和・摂津(大和五条)→摂津・河内・播磨 美濃・伊勢(美濃笠松)
(文化12. 6)～(文政11.12) 文化 5. 6 ～(文政 6. 6) (文政 2)～(文政 9) 文政 9年頃 (文政 5. 8)～(天保元.10) 文政 9年頃 文政 9年頃 ～(天保 5) (文政 6. 8)～天保 7. 2 (文政 2. 8)～ 文化10. 7 ～ 文政 5. 8 ～天保 6. 9.晦 天保 6年頃 (文政 6. 4)～ 文政10.10 ～ ～(弘化元) (天保 7.10)～(弘化元) (天保14. 2)～(嘉永 2) ～ 弘化元. 2 ～(弘化 4) (弘化 2. 8)～ (弘化 3. 7)～(嘉永 2.10.11) 弘化 4 ～(嘉永 2.12.24) ～ 嘉永 2. 4 ～ 嘉永 2.10 ～ 嘉永 2.10. 9	天保 8. 6 天保11. 3 文政12.11 天保 8.10 天保 5. 4 天保 8. 8 天保 7. 7 天保14. 2. 5 天保 6.11.28 弘化元. 1 弘化元.11 嘉永 3. 4.20 弘化 3. 9 弘化 4. 2 嘉永 2.10.11 嘉永 2.12.24 嘉永 2.10. 4 嘉永 2.10 嘉永 2.10. 9	飛騨・加賀・越前・美濃(飛騨高山) 武蔵・下総・常陸→但馬・美作・播磨(但馬生野) 武蔵・下総 関東地廻り 関東地廻り10万石 肥前・肥後・筑前(肥前長崎) 山城・河内(山城宇治) 伊豆・相模・駿河(伊豆韭山) 越後(出雲崎)→美濃・伊勢(美濃笠松) 信濃(中之条)→越後 河内・摂津・播磨(大坂鈴木町)→陸奥(桑折) 豊前・豊後・日向・筑後(豊後日田) 下総・下野→河内・摂津・播磨(大坂鈴木町) 安房・上総・下総 信濃(中之条)→甲斐(石和) 陸奥・常陸→甲斐(石和)→伊勢・美濃(笠松) 上野・信濃(中之条) 但馬・丹後(久美浜)→遠江・三河(遠江中泉) 陸奥・越後(水原村)→武蔵・下総 信濃(中野)→常陸・上野・陸奥 安房・上総・下総 摂津・河内・和泉(大坂鈴木町) 信濃(中之条) 陸奥(瑞村) 信濃(中之条) 但馬・美作・播磨(但馬生野)

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

第3表 中橋店取引

郡代・代官	知行高(役料)	代官就任期間
稲垣藤四郎豊芳	250俵	～文化9
上野四郎三郎資善	100俵	寛政12. 6. 28 ～文化7. 5. 13
布施孫三郎義容	300俵	寛政4 ～文化9. 8. 14
寺西重次郎封元	70俵5人扶持	寛政4 ～文政10. 2. 18
山上藤一郎定保	70俵5人扶持	文化4. 12. 22 ～文化6
矢橋松次郎	100俵3人扶持	文化5. 10. 24 ～
中村八太夫利剛	100俵	寛政11. 10. 28 ～
阿久瀨彌平次	70俵5人扶持	文化9 ～
古橋隼人(文三郎)	150石	文化元. 6. 18 ～文化10. 閏7. 9
杉 庄兵衛貞響	200俵	文化5. 10. 24 ～文政10. 8. 9
※辻 甚太郎守眉(子息・富次郎)	500石	文化4. 12～文政11. 7～天保7. 2
松下内匠堅徳	650石(400俵)	寛政5. 10. 13 ～文政11. 12. 20
芝 興一右衛門正盛	100石(400俵)	文化12. 5. 26 ～文政11. 12. 20
※山田仁右衛門(常右衛門)至倍	70俵5人扶持	享和2. 11. 29 ～文政6. 6. 2
※大原四郎右衛門(大藏)	200俵	享和元. 8. 8 ～天保3. 11. 24
柑本兵五郎祐之	100俵	文政4. 11. 25 ～文政11. 12. 20
平岩右膳親康	100俵(300俵)	文政4. 6. 4 ～天保元. 10. 29
★高木作右衛門忠任	100俵	天明元. 12. 25 ～天保2. 4. 10
★上林六郎久忠	550石	天明4. 1. 23 ～天保3. 5
★江川太郎左衛門英毅	150俵	寛政4. 5. 4 ～天保6. 1. 20
野田斧吉	100俵(400俵)	文政3. 7. 2 ～天保6
男谷彦四郎思孝	150俵	(文化11) ～
島田帯刀政美(子息・政富)	150俵	(文化10)～天保5～嘉永6. 5. 2
塩谷大四郎正義	500俵(400俵)	寛政12. 3. 14 ～天保7. 3. 24
岸本武太夫(十輔)莊美	100俵(300俵)	文化11. 12. 25 ～天保11
森 覺藏貫之	100俵(300俵)	文政6. 4. 22 ～天保12
井上五郎左衛門(十左衛門)	200俵	文政10. 10. 4 ～天保10
柴田善之丞政方	100俵(400俵)	文政10. 10. 4 ～(嘉永5～6)
大原左近	100俵	天保3. 12. 5 ～天保14. 7. 5
岡崎兼三郎	150俵	天保3. 10. 15 ～嘉永6
平岡文次郎	40俵	天保6. 4. 27 ～天保14. 2. 14
北条雄之助	70俵5人扶持	天保10. 1. 28 ～嘉永2
高木清左衛門	100俵5人扶持	天保14. 8. 9 ～安政5. 2. 29
設楽八三郎能潛	150俵	天保14. 8. 21 ～安政2. 5. 24
川上金吾助	70俵3人扶持	弘化2. 2. 朔 ～万延元. 12. 朔
荒井清兵衛顕道	100俵	弘化4. 12. 5 ～文久2. 12
鈴木大太郎	70俵5人扶持	嘉永元. 11. 22 ～安政5. 4. 13
望月新八郎	150俵	嘉永元. 11. 22 ～安政2. 10
計 38名		

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

郡代・代官一覧(2)

掛屋就任期間	取引清算年月	取引時の支配地
文政9年頃		出羽(2万7138石余)
文政8.7.11～天保2.4.13	天保2.4.13	越後(5万1136石余)
文政6.11～天保4.8	天保4.8	越後(1万4996石余)
文政9年頃		信濃(6287石余)

出典)「代官掛屋取引關係證文」

天保6年中橋店「常用・額母子・月割・年賦・永代・取替内譯精帳」
 中橋店「印鑑」帳
 「縣令譜」(村上直校訂正『江戸幕府郡代代官史料集』所収)
 「縣令集覽」(村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料』所収)
 『文化武鑑』第1巻～7巻
 『文政武鑑』第1巻～2巻
 橋本博編『大武鑑』中・下巻
 村上直『江戸幕府の代官』

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

第4表 代官掛屋包改め料

取り扱い金高	手 数 料 (包改め歩銀・ 紙代共)	取り扱い 端 銀 高	手 数 料	
			入目銀	常 是 包 紙 代
金1分～1両3分	銀3分	銀10匁未満	銀2分	銀2分
金2両～5両	銀4分	銀10匁以上	銀3分	銀2分
金5両～10両	銀5分			
金10両以上	金100両=付銀5匁			

出典)中橋店「印鑑」帳

いたので、端数につ
 ては、銀一〇匁未
 銀四分、銀一〇匁
 が銀五分であった。
 官の包改め料は、
 よそ金一〇〇両に
 銀五匁と考えてよ
 このほか、御金蔵
 に際しての箱代・釘
 代・持運人足賃も
 せて受け取った。実
 の包改め料を江戸
 り一〇万石支配の
 平岩右膳親康の場

第3表 中橋店取引

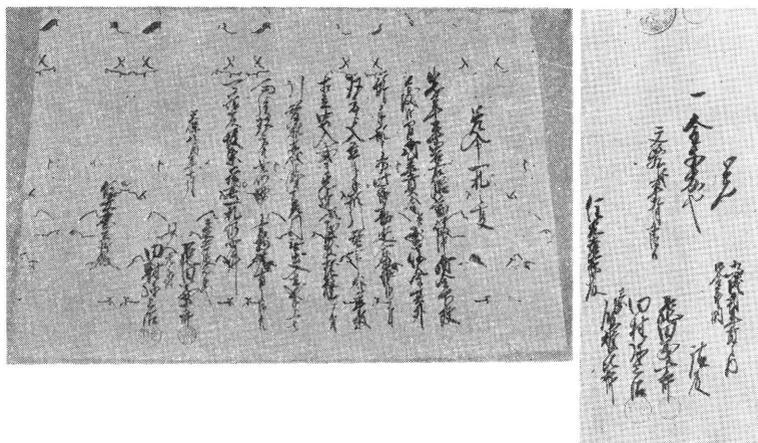
大名・遠国奉行預かり所	知行高	就任期間
酒井左衛門尉忠器(庄内藩)	14万石	世襲
松平越中守定永(桑名藩)	11万石	世襲
溝口伯耆守直諒(新発田藩)	5万石	世襲
千村平右衛門(信州樽木山支配)	5000石	世襲
計 4名		
総計 42名		

- 註) (1) 大坂本店における掛屋取引郡代・代官とその期間
 三河口太忠郷政(豊後日田郡代) 文化7.8～文化10.3
 辻甚太郎守眉(大和五条代官) 文化9～文政4
 山田仁右衛門至倍(美作久世・備中笠岡代官) 文化4.11～
 大原四郎右衛門(倉敷代官) 文化10.3～文化11.7
 都筑金三郎(大津代官) 天保14.閏9～天保15.7
- (2) 表中年次の()は、推定である。
 (3) ※は、大坂本店も掛屋を引き受けた代官
 ★は、世襲代官

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

見ると、御金蔵納付にかかわり受け取った一年間の「包歩永、入目銀」は箱代を含めて、文政六年(二八二)金一二兩と永一六二文一分、同七年金一〇兩一分と永一七六文二分、同八年金一一兩二分と永一七文三分、三カ年平均一一兩余とわずかな額であった。これにより、代官平岩が取り扱う一年間の御金蔵納付金は、金一兩六〇目替で換算しておよそ金一万三六〇〇兩余りであったことがわかる。なお、包改め料は、代官支配農村の年貢皆済目録に「包歩銀」「包歩永」と記してあるように、実際は農民が負担したのである。

代官所や江戸役宅と掛屋の金銀出納は、小手形と仕訳帳(二年区切り)によって確認された。そして掛屋取引期限がくると、掛屋は仕訳帳を代官に差し出



第9図 関東代官平岩右膳親康の当座預け金請取小手形(文政9年9月)・掛屋取引清算一札(天保8年10月)

し、仕訳帳によって双方の小手形を照合した。計算が合うと双方の小手形を引き替え、代官から掛屋へ掛屋取引清算の一札が交付された^④。これによって双方の取引は完済終了するのである。しかし、代官の借り出し超過などによって、代官在任中に掛屋取引が清算できない場合は、代官の子孫や元手附・手代が清算事務を引き継ぎ、完済したときに右の一札を掛屋に差し入れた^⑩(付録資料一二ならびに第9図参照)。

天保六年(一八三五)当時の、代官掛屋取引先と年貢金の出入高は第5表のとおりである(以下、田安家・一橋家・大名・商人の項でも参照)。取引先は、平岩右膳親康(元関東代官)、島田帯刀政豊(陸奥桑折代官)、^{しおのや}塩谷大四郎正義(豊後日田郡代)、岸本武太夫莊美(撰津・河内・播磨代官)、井上五郎左衛門(甲斐石和代官)、

第5表 中橋店当座貸付・預かり金明細表 (天保6年)

取 引 先		貸付(A)	預かり(B)	差引(A-B)	
御代官 年貢帳	平岩右膳親康	21.90	21.19	0.71	
	島田帯刀政富	252.02	0.15	251.87	
	塩谷大四郎正義		809.13	▲ 809.13	
	岸本武太夫莊美	18.65	45.27	▲ 26.62	
	森 覺藏貫之	35.53		35.53	
	井上五郎左衛門		3.04	▲ 3.04	
	柴田善之丞政方	30.17	0.38	29.79	
	大原左近	926.29	4,402.31	▲ 3,476.02	
	計	1,284.56	5,281.47	▲ 3,996.91	
	諸向取替・預かり所 当座分	田安様銀帳御殿分	4.87	6.84	▲ 1.97
〃 〃 御納戸		81.47	52.92	28.55	
〃 〃 御広敷		39.64		39.64	
〃 〃 銀代分			150.00	▲ 150.00	
〃 〃 御賄所			3.56	▲ 3.56	
〃 御年貢帳(関東分)			216.73	▲ 216.73	
〃 〃 (甲州分)			421.28	▲ 421.28	
〃 〃 (上方分)			406.83	▲ 406.83	
小 計		125.98	1,258.16	▲ 1,132.18	
一橋家		一橋様(銀帳)御納戸	311.31	277.00	34.31
		〃 御年貢帳(関東・越後分)	18.98	0.08	18.90
小 計		330.29	277.08	53.21	
その他		松山藩	1,237.45	1,100.06	137.39
		浜松藩講積金		790.06	▲ 790.06
		金 座		40.00	▲ 40.00
	銀 座		50.00	▲ 50.00	
	古銅吹所		2,000.00	▲ 2,000.00	
	本兩替帳		698.79	▲ 698.79	
	兩替帳		3,681.55	▲ 3,681.55	
	苦 屋		300.00	▲ 300.00	
	諸向口々	147.12	879.62	▲ 732.50	
小 計	1,384.57	9,540.08	▲ 8,155.51		
計	1,840.84	11,075.32	▲ 9,234.48		
為替方	銭屋佐兵衛	414.07		414.07	
	鴻池屋重太郎		1,283.34	▲ 1,283.34	
	豊後町(泉屋甚次郎)		1,059.99	▲ 1,059.99	
	本 家		492.35	▲ 492.35	
	為替渡方		3,916.86	▲ 3,916.83	
	為替内金		380.00	▲ 380.00	
計	414.07	7,132.54	▲ 6,718.47		
総 計	3,539.46	23,489.33	▲ 19,949.87		

近世後期住友江戸兩替店の創業と経営

註) (1) 後掲第16表(107頁)の明細である。(2) 原史料は金銀銭の表示であったが、史料の換算率により凡て金に換算し、端数も下二桁を四捨五入して両で示した。出典) 天保6年中橋店「有物受拂之精帳」

柴田善之丞政方（甲府代官）、大原左近（信濃中之条代官）の八名である。そのうち平岩親康は、天保元年（一八三〇）十月二十九日病死しており、第4表の年貢金出入は、天保八年（一八三七）十月平岩の元手附・手代が清算を完了するまでの未決裁金である。よって現実に取り引を行っているのは、七名ということになる。年貢帳の差引出入は、平岩・島田・森・柴田の四名が貸勘定、塩谷・岸本・井上・大原の四名が預かり勘定、全体では三九九六兩余の預かり勘定となっていた。また、年貢金の御金蔵納付高を嘉永期（一八四八〜一八五三）ごろの史料^⑩によって見ると、中橋店は信州中之条代官川上金吾助分七四九〇兩余と遠州中泉代官岡崎兼三郎分二四八〇兩余を納付している（付録資料一五参照）。

代官の掛屋御用による収益は、金一〇〇兩につき銀五匁というわずかなものであったが、御金蔵納付まで多額の公金を無利子で預かることができた。長期安定資金ではないが、これを短期貸付金その他に流用することも可能であった。また代官の掛屋御用ということで社会的信用も得ることができた。

(2) 代官の借金^⑬

代官の掛屋御用は、一時に多額の当座預かり金を得られるというメリットがある反面、代官の

年貢未納金の立替などにより、掛屋取引清算のときに貸し出し超過となる場合があった。そして、これが年賦返済や借り捨てにされる危険性をはらんでいた。第6表は、中橋店の残存する借用証文などから代官への貸付状況を調べたものである。これによると、代官の借用理由は、①年貢金納入の支障、②掛屋取引清算時の不足金、③支配替諸入用、④代官所諸経費用、⑤その他に分けられる。次に、各々について述べよう。

①年貢金納入の支障による借金　これに該当するのが、辻甚太郎守眉（大和五条代官）、稲垣藤四郎豊芳（信濃中之条代官）、杉庄兵衛貞響（常陸・下総・伊豆諸島代官）、男谷彦四郎思孝（信濃中之条代官）の四名である。このうち、辻・稲垣・杉について見てみよう。

辻守眉の場合（付録資料一三参照）、文政四年（一八二二）五月大和五条代官のときに、「支配所御年貢金、期月ニ相成候處、支配所より下し金間ニ合不申候ニ付」中橋店から四五二〇両余りを借用して滞りなく御金蔵へ納付することができた。返済については着金次第としたが、「相滞候而者不相成金子ニ付」、知行所の下野国安蘇郡新吉水村（二八六石余）と足利郡菅田村（二六七石余）の両村に下知して郷印証文を差し出させた。これには辻家の奥書連印もあり、両村の年貢収納金のうちから毎月一〇〇両ずつ返済すること、また代官勤役中は辻家からも諸入用金のうちから毎月一五〇

両ずつ、両者合計二五〇両を返済すると確約した。なお借入金四五二〇両余りのうち四一六一両余について辻家は、既に文化十二年（一八一五）中橋店との相談によって、調達金一〇〇〇両を中橋店の貸付資金として差し入れ、同店が年一割の利子で向こう一〇年間運用してもらい、元利合計二〇〇〇両を返済したい。残金二一六一両余については、その節また相談することにしたと取り決めていた。ところが、辻家の借入金が増加したため、翌文化十三年と十四年に一〇〇〇両ずつ二〇〇〇両を返済しただけで、文政四年には四五二〇両余りの借入高になったのである。こうした過去の経緯もあってか、辻守肩は文政四年の約定を果たさないうまま、同十一年（一八二八）七月二十九日病死してしまった。翌年二月八日子息富次郎が跡を引き継ぎ代官となり、翌十三年八月の中橋店との掛屋取引は終了することになった。その際、辻家は取引清算の一札を中橋店へ差し出したが、借金については「貴様方申立次第如何様ニ取次可申聞候」とだけ記し、具体的返済方法については何ら触れていなかった。このため天保六年（一八三五）に至っても、四八二〇両が返済されないまま不良債権となつて残つた（後掲第17表、一〇九頁参照）。

稲垣豊芳の場合（付録資料二三参照）、文化八年（一八一二）二月信濃中之条代官のときに「御年貢并御貸附金取立不足」金二八二五両余を、中橋店取り扱いの田安御下ヶ金のうちから借用した。そ

の中橋店借入金

借 用 理 由	返 済 方 法
無抛要用に付 〃 手代の支配所引越し入用に付 勝手向き無抛入用に付 年貢金御金蔵納付遅滞に付	当年中返済のはず 文化6年7月返済のはず 文化6年10月定例の利息を加え返済のはず 月8朱の利息で、文政4年3月返済のはず 知行所、下野国安蘇郡新吉水村・足利郡菅田村の 収納金で返済
御用金勘定仕上げの節不足に付	金子出来次第、引当に茶器類その他道具48品差入
年貢金・貸付金取立不足に付	文化10年までの返済残金2160両余は、年々切米50俵で返済
支配所村々水旱損にて年貢金取立不足に付 年貢不納者の繰替え納付	文政10年貞響病死、天保6年6月孫の杉鎗次郎が 中橋店立替金1794両余を神田佐久間町屋敷の50年 間譲渡宿賃で返済
掛屋取引勘定仕上げの節、差引不足に付	跡役代官吉川榮左衛門・田口五郎左衛門の借金として、毎年10両返済
論所地改め年番掛り入用に付 越後国へ引越し入用に付 役所諸入用不足に付 文政5年分年貢納付差支えに付 勝手向き要用に付	御金蔵渡し金をもって返済 文政7年11月から諸入用渡し金をもって返済 〃 文政6年8月までに返済の所、当年200両返済、 残金400両10年賦返済 三季切米受取次第返済のはず
屋敷普請入用代として 無抛要用に付	天保元年から無利息10年賦 文政10年7月の初納金引当、初納金到着次第返済
無抛要用に付	三季切米・諸入用渡し金をもって返済
屋敷替え、並びに普請入用に付	無利息10年賦、毎年11月諸入用渡金の節返済
元金300両返済残金として	天保7年6月、返済名義浅草店に書替、子息弓之丞から同店へ毎年切米42俵渡す
場所替えに付	天保6年返済残金582両3分

「譯精帳」

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

三八

第6表 郡代・代官

郡代・代官	支配地(代官所)	年 月	借 用 金 高	
			金	永
辻 甚太郎守眉 (500石)	摂津・大和(五条)	文化 4. 3	50	文
		〃 5. 7	150	
		〃 6. 3. 7	15	
		文政 3. 9	400	
		〃 4. 5	4,520.1	242.682
		〃 4. 8	300	
稲垣藤四郎豊芳 (250俵)	上 野	文化 8. 2	2,825.3	157.406
杉 庄兵衛貞響 (200俵10人扶持)	常陸・下総・伊豆 諸島	文政元	1,000	
		〃 5. 3	700	
古 橋 隼 人 (150石)	信 濃	文政 3. 7	184.3	
男 谷 彦 四 郎 (150俵)	信濃→越後	文政 4. 6. 9	60	
		〃 4. 7. 14	400	
		〃 4. 9. 朔	200	
		〃 6. 7. 26	600	
		天保 5. 8	50	
島田帯刀政美 (150俵)	河内・摂津・播磨	文政 5~9	280	
		〃 7. 5	400	
森 覺 藏 貫 之 (100俵)	安房・下総・上総	文政 6~8	90	
井上五郎左衛門 (200俵)	信濃(中之条)	文政11. 3	700	
柑 本 兵 五 郎 (100俵)	関 東	文政12. 11	275	
岸本武太夫莊美 (100俵)	信濃・駿河・遠江		948	79.300

出典) 代官関係借用証文、天保6年中橋店「當用・頼母子・月割・年賦・永代・取替内

の後、稲垣は「右金高急々調達相成兼」と返済しなかつたので、中橋店は永田備後守正道（北町奉行所）へ出訴に及んだ。ところが、文化九年十一月に稲垣豊芳が死去したので、翌十年八月中橋店は、子息舎人から、当月までに金六六五両を返済し、残金二一六〇両については、切米二五〇俵のうち一年に五〇俵ずつ引き渡すという一札を取り、出訴を取り下げた。このため稲垣舎人は、蔵宿（札差）を上野屋源七から住友浅草店（泉屋甚左衛門）に代え、同月浅草店から中橋店に「當酉（文化十年）冬、年々三季御切米毎引落置、皆済迄急度相渡可申候」と借金返済の一札を差し入れた。しかし、その後の返済は一向にはかどらず、天保六年に至っても一八四〇両余が年賦返済金として残っていた。

杉貞響の場合、文政元年（一八一八）三月常陸・下総・伊豆諸島代官のときに「支配所村々水旱損等ニ而、御取立方抄取不申候ニ付」、中橋店から一〇〇〇両を借用した。まもなく七〇〇両を返済したが、文政五年（一八一二）三月再び七〇〇両を借用して、一〇〇〇両の借用証文に書き換えた。その後、元利合わせて一二〇〇両余を返済したが、この件については、次に述べるように文政十年掛屋取引清算のとき問題になった。

② 掛屋取引清算時の不足金による借用　これに該当するのが、杉庄兵衛貞響（常陸・下総・伊

豆諸島代官)と古橋隼人(信濃代官)である。

杉貞響の場合、前述したような取引ののち、文政十二年(一八二七)八月九日病死し、在任中の勘定吟味が跡役山本大膳と平岩右膳親康によって行われた。この結果、一二〇〇兩余の不足金があることが判明し、子息杉貫一郎は「御勘定合之事ニ付、悴ニ家督不被下」として家督相続を許されなかったが、貫一郎はすでに田安家近習の職にあったので、家名の相続が許された¹⁵⁾。一方、掛屋の中橋店も吟味取調をうけ、文政十二年十二月南町奉行筒井伊賀守政憲から、杉家に代わって不足金一二〇〇兩余を立て替えるよう申し渡された。これに対し中橋店は、当方が杉家から受け取った一二〇〇兩余は同家への貸付元利返済金であり、立替の義務がないこと、さらに杉家から掛屋取引清算時の差引不足金五九〇兩余をいまだに受け取っていないことなど、杉家不足金の立替に不服を申し立てた。天保二年(一八三一)二月に至り、中橋店は杉家と勘定合わせについて合意がまとまり、一二〇〇兩余を立て替えないと「杉様御家名ニ我抱り、双方迷惑之筋ニ相成候間」と立替に応じ、町奉行所に吟味取り下げを出願した。こうして、天保六年(一八三五)杉家への立替金は一七九四兩余となり、同年六月杉貫一郎の子息杉鎗次郎は、中橋店に神田佐久間町の家屋敷五二〇坪を五〇年間貸し渡し、その「代宿料取立ヲ以、前斷借入金返済方ニ被請取候」と

一札を差し入れ、この一件は落着した（このためか佐久間町の家屋敷は、中橋店の資産として後掲一〇七頁の第16表に計上してある）。

信濃代官古橋隼人の場合、文化十年（一八一三）閏七月病死したので、掛屋取引の清算勘定は、手附の館雄次郎と中川良左衛門（病死後は子息元太郎）が引き継ぐことになった。その後、館は出羽尾花沢代官田口五郎左衛門の、中川元太郎は上野岩鼻代官吉川榮左衛門の手附となったので、古橋代官の掛屋取引清算が実施されたのは七年後の文政三年（一八二〇）七月のことであった。中橋店は文化三年（一八〇六）の掛屋就任から同十年の辞任まで、年貢金等を金八万九五二兩余と銀五貫三一〇目余預かっており、その発行した預かり手形は八四枚にも達した。古橋の元手附館雄次郎と中川良左衛門の子息元太郎は差引清算勘定の結果、金一八四兩三分が中橋店の過納付金であることが判明した。これを中橋店に返済しないと清算が結了しないので、文政三年七月館と中川は、古橋隼人の子息荒之助の奥印をもって改めて中橋店から一八四兩三分を借用、毎年一〇兩ずつ十八年賦余りで返済することを約定して清算は終了した。

③ 支配替諸入用による借用　これに該当するのが、辻甚太郎守盾（大和五条代官）、男谷彦四郎思孝（信濃中之条代官）、岸本武太夫莊美（河内・摂津・播磨代官）の三名である。

辻の場合、文政四年（一八二二）摂津・大和から摂津・河内・播磨の三国への支配替に際し、大和五条代官勤役中の清算勘定不足金三〇〇両を中橋店から立替上納してもらい、事なきを得た。なお、辻家は返済について中橋店と対談の結果、同年七月引当に茶器類や道具四八品を差し入れるので、右の金子が出来しだい引当と引替に返済すると約定した。

また男谷の場合は、文政四年（一八二二）七月十四日、信濃中之条代官から「越後國に場所替被仰付、彼地引越之者手當并諸雜用等渡方差支ニ付」四〇〇両借用した。返済は、幕府勘定所から定例の「諸入用金銀請取候度毎」に返済すると約束した。岸本の場合、年次は不明であるが、おそらく文政十三年（一八一六）下総・下野から摂津・河内・播磨の三国へ支配替になったとき、九四八両余を借用したのであろう。天保六年（一八三五）時点の返済残金は五八二両余であった。

④ 代官所諸経費入用につき借用　これに該当するのが、男谷彦四郎思孝（信濃中之条→越後代官）と井上五郎左衛門（信濃中之条代官）の兩名である。男谷は、文政四年（一八二二）六月九日「論所地改、年番掛入用等ニ付」六〇両、さらに同年九月朔日「役所諸入用金不足ニ付」二〇〇両を借用了。返済は、前者が御金蔵渡し金、後者が幕府勘定所からの諸入用渡し金で返済すると約束した。井上は、文政十一年（一八二八）三月「屋敷替并普請入用之内」七〇〇両を無利息一〇年賦

で借用し、返済は毎年十一月の諸入用渡し金で返済すると約束した。

⑤ その他の借金　たとえば島田帯刀政美(撰津・河内・播磨代官)は、文政五年から九年にかけて、江戸屋敷の移転普請入用として二八〇両借用したが、これは天保元年(一八三〇)から無利息一〇年賦返済とされた。また、関東代官柑本兵五郎祐之は、文政十一年十二月勘定吟味役に転役し、在勤中の借金三〇〇両の返済残金二七五両を新規証文に書き替えた。その後、一向に返済されなかったため、中橋店は浅草店(札差泉屋甚左衛門)と相談のうえ、天保七年(一八三六)六月子息柑本弓之丞に返済名義を浅草店に切り替えてもらい、同人は切米一〇〇俵のうち毎年四二俵を浅草店に引き渡す一札を差し出した。

以上のように、代官の借金は年貢金の立替など公的借用理由が多いにもかかわらず、その返済は代官個人の責任に帰せられた場合が多い。返済するにしても、代官が幕府から支給される給料は低く、自らも薄禄の身分であったため、代官は多額の借金を抱えることになったのである。化政期以降代官があまり処罰を受けていないのは、このような代官掛屋による借金の立替が一要因となっているのであろう。なお、中橋店は嘉永二年(一八四九)十月経営不振によって一時閉店し、代官掛屋をすべて辞退したが、代官の借金はそのほとんどが年賦貸・永代貸となり、返済されな

かった(後掲第17表、一〇九頁参照)。

註

- ① 末岡照啓「化政期江戸地廻り経済発展期における江戸両替商」(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』所収、雄山閣出版、昭和六十一年)
- ② 文化五年九月「借用申金子之事(平岩次郎兵衛要用金借用証文)」、()は内容を補った表題、以下同じ。
- ③ 国立史料館編『播磨屋中井家永代帳』の解題参照。
- ④ 享保三年、出羽・常陸代官として幸生銅山を支配していた三河口大忠輝政、化政期飛騨郡代であった芝與一右衛門正盛は、この例であろう。
- ⑤ 信濃中之条代官井上五郎左衛門宛「差上申證文之事」(浅草店「萬控帳」壹番所収)など。これによると、住友は「下改御下金大切ニ奉預、御上納御日限御差圖次第、何時成とも御差支無之様急度上納可仕候」と約束し、その手数料として、「下改貨銀之儀者金百兩ニ付銀五匁之積、其外御上納箱代并御金持運人足賃等迄、御上納高ニ應し年々仕譯書差上可申候間、御取調之上御
- ⑥ 各代官の「掛屋取引證文」(註⑤参照)、松平太郎『江戸時代制度の研究』五九二～五九三頁(柏書房、昭和三十九年復刻)、森杉夫「畿内幕領における石代納」(『大阪府立大学紀要』第四卷所収)、村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』二九八～三〇〇頁(近藤出版、昭和五十六年)
- ⑦ 関東代官平岩右膳親康など諸代官の「覺」(掛屋預け金請取小手形)による(付録資料一一参照)
- ⑧ 豊後日田郡代塩谷大四郎正義など諸代官の「(掛屋取引清算ニ付一札)」。付録資料一二参照。
- ⑨ 「縣令譜」(村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』四四三頁)
- ⑩ 「上納分并ニ渡し方(中橋店田安年貢金等上納分并ニ渡し可被下候)」とその受取方について述べている。代官掛屋業務の参考ともなるので、付録資料九を参照してほしい。
- ⑪
- ⑫

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

方書)、なお各郡代代官・大名預り所の年間御金藏納

年賦・永代取替内譯精帳」による。なお、このうち大

付高は、天保十二丑年「書拔帳」一〇四(『日本財政経

和五条代官辻甚太郎守肩、上野代官稲垣藤四郎豊芳の

濟史料』第一〇卷、二六六～四三五頁)参照。

借用証文については、付録史料一三参照。

⑬ 以下の記述は、特に断わらない限り各郡代代官の借用

⑭⑮ 註⑪掲載書、四三七・四四七頁

証文、ならびに天保六年中橋店「當用・頼母子・月割・

(二) 田安家関係

一橋・清水家と並び称せられる徳川御三卿の田安家は、八代將軍吉宗の次男宗武が、享保十四年(一七二九)に賄料三万俵を賜り、翌十五年江戸城田安門内に屋敷を構えて成立した。①延享三年

(二七四六)九月十五日、さきに賜った賄料三万俵と引き換えに、弟の宗尹(一橋家祖)とともに一〇

万石の領知を与えられたが、城を所有せず土地のみを領有し、家臣団のほとんどが幕臣によって構成されているという、特異な領主であった。②(事実、御三卿は明治維新後、改めて新政府から藩屏に列せられた)。

その領知は、武蔵・下総・甲斐・摂津・和泉・播磨の六カ国に分散しており、その比率は関東六〇%、上方四〇%という割合になっていた。③(第7表参照)。関東の領知は田安屋敷、上方の領知

第7表 田安家領知

国郡名	知行高	割合
	石	%
武蔵国入間郡	3,819.58610	3.7
多摩郡	9,733.01000	9.5
高麗郡	4,172.26785	4.0
小計	17,724.86395	17.2
下総国埴生郡	5,898.01600	5.7
相馬郡	8,124.88725	7.9
香取郡	661.55300	0.6
小計	14,684.45625	14.2
甲斐国八代郡	15,296.04190	14.9
山梨郡	14,732.72360	14.3
小計	30,028.76550	29.2
摂津国有馬郡	4,678.25800	4.6
島下郡	3,902.05060	3.8
西成郡	4,008.82100	3.9
川辺郡	1,268.98100	1.2
小計	13,858.11060	13.5
和泉国大鳥郡	13,808.28305	13.4
播磨国加西郡	12,816.89000	12.5
合計	102,921.36935	100.0

註) 延享4年10月「田安御領高石」(小泉区有文書)と年代欠「田安様御領村々高付書」(印旛郡本埜村竜腹寺 五十嵐武男家文書)をもとに作成。
 出典) 鐙木行廣「下総における田安領の成立と年貢」(『国史学』第105号)39頁より抜萃。

は摂津国西成郡長柄村(現大阪市淀川区長柄)の長柄役所で統轄し、^④地方支配は、郡奉行―勘定奉行―代官―在方目付という組織によって行われていた。^⑤

(1) 掛屋業務

住友中橋店が、田安家掛屋を引き受けたのは文化五年(一八〇八)三月のことであり、支配人直蔵らが手筋をもって出願した結果である。引き受けの抵当として、中橋店は中橋上榎町と浅草諏

訪町の沽券状(沽券高一五五兩)を差し出した。これに對して、田安家から十人扶持と御門札三枚、紋付絵符一枚、高張提灯・弓張提灯各二張、金箱一個が下付された。^⑥ 田安家掛屋業務の細部に就いては、文化五年三月の請書全一六カ条によつて知ることができる。^⑦

奉差上御請證文之事

一 御拂日、毎月四日・十四日・廿四日手代差出、金銀爲取捌可申事(第一条)

一金銀錢相場書、御拂日毎ニ書上可申事(第二条)

一 上方御年貢金上納、江戸爲替人ヲ請取、改包御金藏ニ上納可致事(第三条)

但諸失脚之儀者、爲替人与相對^(た)なるへき事

一 關東甲州御年貢金包改賃、百兩ニ付五匁宛被下候事(第四条)

一 關東御年貢金者、百姓共其方店ニ持參相納候間、其方印形之切手ヲ以御金請取候ハ、御代

官^ル差圖次第御金藏ニ上納可致事(第五条)

一 甲州御年貢金者、甲州御役所^(宰)御金寄領差添其方店ニ持込候間、寄領立會改包立、直御金藏

ニ上納可致事(第六条)

但御年貢金百姓相改候節、撰出金者直々百姓共ニ可相返、甲州御年貢金者撰出金之分其方

取替上納致シ、撰出金者御取ケ方組頭(箇)に差出、御代官ヲ替金受取可申事

一月々五菜銀、毎月四日小玉銀ニ而相渡候間、半紙包八日上納可致事(第七條)

但包紙代壹ヶ月銀三匁宛之積ヲ以、毎年被下候、尤金渡ニ相成候節も同斷之事

一諸向被下銀御納戸組頭ヲ申付候ハ、日限之通包立手代持參可致事(第八條)

但包紙代先規ヲ御掛屋ニ被下候御類例無之ニ付、不被下候事

一御納戸其外包銀之儀、諸役所ヲ申遣し次第包立相納可申候、右代銀之儀者御拂之都度之御勘定所ヲ御拂銀出、格別延引相成候節者、右立替銀ニ不抱御下ケ銀御勘定所ニ相願候ハ、貳拾貫目位迄者下ケ遣し可申事(第九條)

但諸向諸役所ヲ包銀之儀申付候共、使之者ニ金銀不相渡急成ニ候ハ、使之者一同手代持參可致事

一公儀御上納金銀前日相渡候間、包立上納可致候、但し後藤銀座包壹包ニ付、銀壹匁宛被下候事(第一〇條)

一小玉五菜銀上方爲替差支有之節者、拾貫目又ハ拾五貫目無代ニ而取替、御差支無之様可致事(第一一條)

一 壹分判御差支之節者、百兩貳百兩程無代ニ而引替、御差支無之様可致事(第二二条)
一年頭五節句暑寒、御勘定所に可罷出事(第一三条)

一 御金日其外御勘定所に手代差出し候節者、袴着用可致事(第一四條)

一 御屋形最寄出火之節者、手代差出し候事(第一五條)

一 御紋附・御繪符・高張御挑灯貳張・弓張同貳張・御金箱等、相渡置候事(第一六條)

右者、此度御掛屋被 仰付候ニ付、勤方其外之儀等被 仰渡候趣、逐一承知奉畏候、尤御掛屋

御用相勤候内、吉次郎所持之町屋敷貳ヶ所沽券證文差上候ニ付、萬一不埒之儀御座候ハ、右

沽券證文貳通共御取上ケニ相成候共、其節一言之儀申上間敷候、依而御請證文如件

文化五辰年三月

大坂長堀茂左衛門町
御用銅吹所住居

泉屋吉次郎

江戸中橋上禎町同人兩替店
右名代役

與四郎

同
直藏

田安御勘定所

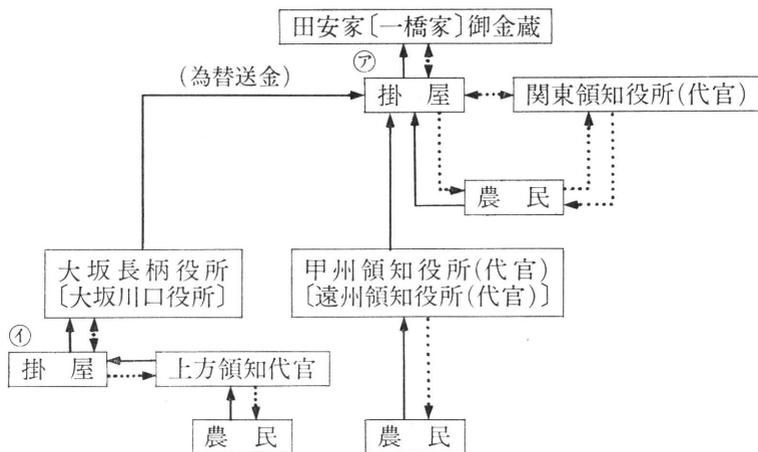
これにより、中橋店の田安家掛屋業務を内容を補いながら要約すると、次のようになる。^⑧

① 田安家公用金の出納取り扱い 田安家の公用金は、同家勘定所から毎月四、十四、二十四日の三日間払い出されるので、中橋店はそのつど勘定所に手代を派遣して包改めなど出納事務を取り扱わせたが（第一条）、そのほかの御用で出勤するときにも必ず袴を着用しなければならなかった（第一四条）。田安家の公用金のうち、「五菜銀」（第七・二一条）、「諸向被下銀」（第八条）、「御納戸其外包銀」「石代銀」（第九条）、「公儀御上納金銀」（第一〇条）の取り扱いについては、それぞれ包改め方、包紙代、納付方法など規定されていた。

② 金銀銭相場の書上と一分判の両替 中橋店は、①で述べた勘定所の払い日ごとに金銀銭の相場を書き上げ、両替の便宜をはからなければならなかった（第二条）。また、一分判の引き替えに支障をきたさないように、一〇〇両から二〇〇両ぐらいまでは無料で引き替えた（第二二条）。

③ 関東領知年貢金の取立代理と御金蔵納付（第10図参照） 関東の年貢金は、領知農民が直接中橋店へ持参したので、農民には納付金と引き替えに預かり切手（手形）を交付し、代官の指図に従い包改めを行い、御金蔵へ納付した（第五条）。なお、農民は中橋店交付の預かり切手を代官に差し出すことによって年貢金の納付を完了した。関東年貢金の包改め料は、金一〇〇両につき銀五匁を田安家から受け取ったが（第四条）、関東農村の年貢皆済目録に「包歩銀」・「包歩永」とある

第10図 田安・一橋家年貢金の徴収経路



.....→ 手形 (当座預り・預け金請取)
 (小手形、年貢小手形など)
 ———→ 年貢金

- 註) ① [] は一橋家の場合
 ② 掛屋名
 (i) 田安家の場合
 ㊦ 住友吉次郎(中橋店)
 ① 住友吉次郎(大坂本店)・炭屋善五郎・炭屋猶・米屋吉右衛門・米屋亀助
 (ii) 一橋家の場合
 ㊦ 住友吉次郎(中橋店)
 ① 住友吉次郎(大坂本店)ほか
 ③ 上方・甲州・遠州領知代官付属の掛屋名は不明

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

ように、実際は農民の負担となっていた。^⑨

④ 甲州領知年貢金の御金蔵納付 甲州の年貢金は、甲州役所から宰領を付き添わせて江戸中橋店まで輸送させたので、中橋店は到着しだい宰領の立会のもとに包改めを行い、直ちに御金蔵へ納入した。ただし、年貢金中の悪貨撰出は、本来農民立会のうえ行うが、甲州年貢金の場合にはそれができないので、中橋店が立替上納しておき、後日その撰出金を御取箇方組頭に差し出して、代官から替え金を受けとった(第六条)。なお、甲州年貢金の包改め料も関東と同じ、金一〇〇両につき銀五匁であった(第四条)。

⑤ 上方領知年貢金の御金蔵納付 上方の年貢金は、大坂長柄陣屋付きの掛屋が年貢金の為替を取り組み、中橋店は江戸の為替取扱人から現金を受け取り、包改めのうえ御金蔵へ納入した。ただし、為替取引についてのトラブルは、為替取扱人と相対で相談することになっていた(第三条)。なお、大坂長柄役所付きの掛屋は、大坂町人(主に両替商)が複数で月番に勤めており、文政七年(一八二四)当時は、住友吉次郎(大坂本店)・炭屋善五郎・炭屋猶なほ・米屋吉右衛門・米屋亀助の五名であった。^⑩このうち、大坂の住友本店は、文政五年三月に田安家掛屋となった。^⑪

⑥ 年頭・五節句ごとの暑寒の挨拶と出火時の駈付手伝い(第一三・一五条)。

以上の六項目が、掛屋に課せられた業務であった。

そこで、中橋店の田安家掛屋御用に伴う金銀出入(当座貸付・預かり)の口座を見ると、天保六年(一八三五)の場合、前掲第5表(三四頁)にあるように、田安家公用金関係と年貢金関係の二つに分かれる。前者は「田安様銀帳御殿分」「同御納戸」「同御廣敷」「同銀代分」「同御賄所」の帳簿に見られる五口座、後者は「御年貢帳關東分」「同甲州分」「同上方分」の帳簿に見られる三口座で、合計八口座であった。そして金銀出入は、公用金関係が五口座合わせて八七兩余の中橋店の預かり勘定、年貢金関係が關東分二一六兩余、甲州分四二一兩余、上方分四〇六兩余、合計一〇四三兩余の預かり勘定となり、中橋店は、天保六年両者合わせて一一三〇兩余の当座預かりとなった。ところで、年貢金の御金藏納入高を嘉永初年(一八四八〜一八五三)ごろの史料で見ると、關東領知分一二〇〇兩余、上方領知分五四二〇兩余となっていた(付録資料一五参照)が、田安家掛屋御用引き受けによる収益は、金一〇〇兩につき銀五匁というわずかな包改め料であり、年貢金等の預かりも当座預かり金で、安定した営業資金とはなりえなかった。田安家掛屋御用のメリットは、掛屋御用を介しての社会的信用性と家臣団への貸付であったが、特にには次に述べる「田安御下ケ金」という名目貸付金の預かりが大きかった。

(2) 田安御下ケ金

田安家は寛保元年（一七四一）に幕府から「年々溜り金」一万二五〇〇両の関東農村貸付を許可された。¹³ その運用は、勘定奉行に委託し、勘定奉行は農村を吟味のうえ上田を質に取り、年一割の利息を代官に取り立てさせて田安家に納めるものであった。このような田安家備金の貸付は、一橋・清水家も行っており、これが化政期になると、あたかも江戸地廻り経済の発展と歩調を合わせるかのように、御三家や寺社名目金と同様に御三卿名目金として展開していくのである。田安家御下ケ金の出所は、幕府からの拝借金と掛屋・蔵元からの身元金や御用金であった。

中橋店は、文化五年三月田安家の掛屋となり、年貢金など当座預かり金を預かることになったが、これとは全く別に、田安家から利殖を目的とする御下ケ金が預けられた。中橋店はこれに自己資金を加え、「田安御屋形御用金御下ケ金之内」という名目を付けて、大名・旗本・農民・商人らに幅広く貸し付けた。残存している借用証文から田安御下ケ金に関するものをまとめたのが第8表である。全体を把握したものではないが、大方の傾向は窺えるであろう。これによると、中橋店の田安御下ケ金には、(ア)田安御勘定所から直接預かったもの（いわゆる田安御下ケ金）と、(イ)町奉行（町年寄）を介して預かったもの（仮に田安別口御下ケ金と称する）の二種類があった。

ケ金の貸付先

	返	濟	条	件
屋敷要用 = 付、	文化 8 年	10 月	迄に	返済
〃	、	文政 11 年	12 月	迄に返済
〃	、	改革中 = 付	年利 6 % 元金 4 年	据置、以後 150 兩宛返済
〃	、	〃	無利息元金 4 年間	10 兩宛、以後 20 兩宛返済
〃	、	弘化 2 年	12 月	迄に返済
〃	、	産物代金を以	嘉永 2 年 5 月	迄に返済、藏元森川五郎右衛門保証人

年貢金并 = 貸付金取立不足 = 付、1 年切米 50 俵宛年賦返済

勝手向要用 = 付、天保 6 年 6 月年賦証文に書替え

〃	、	〃
〃	、	文政 10 年 12 月
〃	、	〃
〃	、	〃

地頭天野左近 (750 石) 勝手向月割合差支 = 付、引当の知行所年貢米代金を以返済

地頭長谷川圖書正以 (4,070 石、寄合) 勝手向要用 = 付、文政 7 年分収納米を以返済
村々相続手当金として、定式向米他郷藏詰米を以返済

地頭長谷川圖書正以勝手向要用 = 付、文政 8 年分収納米を以返済

〃、文政 11 年 12 月 10 日迄に返済

商売要用 = 付、文化 7 年 12 月 25 日迄に返済

喜連川左兵衛督屋敷普請材木代引当金として、文化 7 年 8 月 21 日迄に返済

文政元年 2 月 20 日迄に返済、引当家屋敷 300 兩の沽券状

無抛要用 = 付、文政 7 年 5 月迄に返済、引当家屋敷 1,200 兩の沽券状

前々取引之振合を以

商売要用 = 付、天保 8 年 8 月 20 日迄に返済

〃、天保 8 年 12 月から 5 年賦返済

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

五六

的に実施したものであろう。

第8表 田安御下

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

	貸付先	年月	金額	年利
大名	秋田藩(佐竹耆岐守)	文化8年3月	500 ^{両分}	15%
	延岡藩(内藤備後守)	文政11年8月	200	15
	〃	天保11年正月	1,100	6
	〃	〃	293.2	0
	白川藩(阿部能登守)	弘化元年6月	300	7
	柳川藩(立花左近将監)	嘉永元年12月	3,000	8
	計		5,393.2	
旗本	稲垣藤四郎豊芳(250俵、代官)	文化8年2月	2,825.3.余	
	伊奈左衛門忠告(1,640石、御小納戸)	文政11年	330	8
	〃	天保5年	400	10
	*長谷川圖書正以(4,070石、寄合)	文政10年4月	900	15
	* 〃 (〃 、 〃)	〃 10年4月	300	15
* 〃 (〃 、 火消役)	〃 10年12月	950	15	
	計		5,705.3.余	
農民	常陸国茨城郡木部村他6ヵ村	文政3年12月	200	12
	遠江国山名郡西貝塚村他12ヵ村	〃 6年12月	750.1	
	〃	〃 7年11月	300	15
	〃	〃 7年11月	840	
	* 〃	〃 10年12月	300	15
	計		2,390.1	
商人	浅井屋十兵衛	文化7年6月	100	3
	伊勢屋惣五郎(材木仲買)・傳七(大工)	〃 7年8月	200	
	釘屋喜八	〃 14年12月	230	8
	雑賀屋源兵衛(蠟問屋)	文政6年11月	600	12
	伊勢屋源兵衛(三組両替商)	〃 10年10月	2,000	
	會田彌兵衛(武州越谷宿商人)	天保8年2月	265	
〃	〃 8年2月	500		
	計		3,895	
	総計		17,384.2.余	

註) * 田安別口御下ケ金、なお文政10年4月の2通は、正式許可前に試験

(7) 田安御下ケ金　これは文化五年（一八〇八）から預かっており、その貸付関係は次のようになつていた。

田安家（勘定所）
（年一割） ↓ 住友中橋店
（年五分）
（原則として） ↓ 大名・旗本・農民・商人

中橋店は、田安家から年利一割で預かり、これを大名・旗本その他に原則として年一割五分で貸し付けた。これによって、田安家は年一割、住友家は年五分の利息収入を得ることができた。その貸付方法を、文政三年（一八二〇）の天野左近（七五〇石）知行所の郷印証文で見てもよい。

借用申金子之事

一金貳百兩也

右者　田安御殿御貸附御用金貴殿御預り之内、御地頭所天野左近勝手向月割合差支借用申處
實正也、返済之儀者、壹ヶ年金貳拾五兩壹分之利足加、急度返済可申候、右爲引當知行所可
納御年貢米之内銘々預り置、右米賣立代金ヲ以元利無相違返済可申候、若萬一水損旱損等御
座候共、御大切之御金故村方に引請候上者、聊無相違貴殿上納日限前、急度元利勘定可仕候、
依之御地頭所御直書之御下知狀村方に請取置候間、毛頭相違無御座候、爲後日連印借用證文
仍如件

文政三辰年十二月

天野左近知行所

常州茨城郡木部村

名主 利右衛門[㊦]

同 茂左衛門[㊦]

組頭 彌平 次[㊦]

組頭
百姓代兼 重右衛門[㊦]

(他六カ村一九名略)

住友吉次郎殿

名代 半兵衛殿

(奥書略)

これによると、天野左近知行所七カ村の農民は、地頭所からの下知によって勝手向月割金の差し支え金二〇〇両を、中橋店の「田安御殿御貸附御用」預かり金のうちから借用した。返済は、金二五両につき月一分(年利一割二分)の利息を加え、引当として知行所年貢米の一部を各村で預かり、この売り払い代金で元利とも返済すると約束している。これにより、知行所農民の年間利子

負担額は金二〇〇両の一割二分にあたる二四両となり、毎年田安家が一割分の二〇両、住友中橋店が二分分の四両の利子を受け取るはずであったが、実際には「御大切之御金」にもかかわらず完済されなかった。

田安御下ケ金の預かり高は、化政期六〇〇〇両ないし七〇〇〇両で、文政十一年九月の願書によると「先々之通り六七千兩迄、御預ケ金被成下候而後、御取立之節返上納方差支之儀、決而無御座候」と述べている(付録資料一六参照)。その後天保六年(一八三五)の預かり高は五〇五八兩余であったが、経営の悪化から預かり利率を年利一割から七分に引き下げ、さらに御下ケ額を増加してもらった。このため嘉永二年(一八四九)に一時休店したときには二万五〇〇〇両にもふくれ上り^⑮、田安家への返済が完了したのは明治八年(一八七五)のことであった^⑯。

住友中橋店が取り扱った田安御下ケ金の名目貸付は、第8表にあるように貸付先によって貸付利率がまちまちで、貸付抵当や返済期限などの記載が不十分だったため、返済不能に陥った場合が多く、またその際の公的保証が御三家や寺社名目金に比べると薄かったようである。そのため、次に述べる田安別口御下ケ金が登場するのである。

(イ) 田安別口御下ケ金^⑰　これは田安家が、町奉行所に田安御下ケ金の取り扱いを委託し、町

奉行所から住友家に貸し付けられたものである。これによって田安御下ケ金の公的保証能力は高まった。はじめ田安家は、文政九年（一八二六）四月、年来掛屋を勤めてきた住友中橋店と相談して、従来の田安御下ケ金とは別口に「御下ケ金名目趣法書」案を作成した。そのときの貸付元金は一万両であったが、文政十年二月四日の田安家との相談において、組頭安藤三郎左衛門は「このたびの御下ケ金一万両は、田安家御厩金不足を理由に幕府から拝借しようと思っていたが、これを諸方へ貸し付けては幕府を偽ることになるので、やはり御下ケ金は町人借入金で賄いたい」と述べた。こうして田安別口御下ケ金の貸付元金は「町人借入金并（田安家）御猶豫金、都合七〇〇〇兩」に修正された。

文政十年二月十四日、この仕法は住友家から田安家へ提出され、その後田安家から幕府に出願された。幕府では、これについてたびたび審議が重ねられ、ようやく同年十月に老中水野出羽守忠成が、南町奉行筒井伊賀守政憲に対して「田安御備金其外品々取集金七千兩」を身元の確かな商人に貸し付け、年々少しずつでも利倍することは、田安家の繰合にも役立ち宜しいことである。しかし「田安御手限ニ而貸附相成候而者、萬一滯等有之候節」差し支えがあるので、三井家が取り扱っている「日光門主貸付金」（上野宮貸付金）の仕法に倣って、町奉行所において身元の確かな

商人を選定した方が、万事都合よくいくであろうと申し渡した。これをうけて南町奉行筒井は、田安家に対して「日光門主貸付金」には、三井に取り扱われた延享期（一七四四～一七四七）の三〇〇両と、町年寄に取り扱われた安永期（一七七二～一七八〇）の二万八〇〇〇両があるが、老中の意見どおり前者の仕法に倣って身元の確かな商人を選定しようと思う。しかし、あいにく心当たりがないので田安家出入商人から選定してはどうかと申し渡した（付録資料一七参照）。

こうして田安家では、家老牧備後守義珍と柴田出雲守勝明が、南町奉行筒井に、

出入町人共之内、上榎町泉屋吉次郎儀者、攝州長堀住宅ニ而年來掛屋をも相勤、田安領知攝州長柄陣屋に後證據地面等も差出し置、殊ニ用金をも是迄多分差出有之、右爲手當与扶持方等も遣置候者ニ而、身元も相分慥成ル者ニ有之候

と、中橋上榎町の住友江戸出店が適当であると上申し、さらに付加して、三井の上野宮貸付金に倣い、元金七〇〇〇両を年一割で住友に貸し付け、後年元金が二万両ほどに増えたら、貸付利率を年七、八分に引き下げたいと述べた。そして同月、住友中橋店は幕府（町年寄）に御用引き受けの請書を提出した（付録資料一七参照）。この請書によって貸付関係を示すと、次のようになる。

田安家 — (年一割) ↓ 町奉行 — (年五分) ↓ 住友中橋店 — (年一割五分) ↓ 大名・旗本・農民・商人ほか

田安家から町奉行所が年一割で預かり、これをそのまま住友中橋店へ預け、住友は大名そのほかに年一割五分で貸し付けた。これにより、町奉行所は手数料を取らずに田安家は年一割、住友家が年五分の利息収入を得る仕組になっていた。次に、その貸付方法を、文政十年十二月、旗本長谷川圖書正以（四〇七〇石、火消役）への貸付証文によって見てみよう。

預申御備金之事

① 一金九百五拾兩也 但文字通用金也

右者 田安御殿御備金町御奉行所を其許に御預之内、此度右 御殿に御届之上、猶又旦那方預申所實正也、御返済之儀者、來子十二月十日限無相違返済可致候、尤期月不至候共 御殿御用向之節者、其許御談之上取計可申候、且其許を差出候御世話料之内、壹ヶ月金貳拾兩に金壹分宛、聊無相違差出可申候、右者 御備金之儀ニ付、縱令何様之儀有之候共、聊返済遲滯不致候間、兼而其段御心得可給候、依之議定證文如件

長谷川圖書内

文政十亥年十二月

加藤 右門 ②

松井和多理 ③

原 條左衛門
〔付箋〕「本屋敷能在無印」
鈴木友右衛門 〔付箋〕

住友吉次郎殿

前書之通逐一承届候事

圖書 ㊦

前掲の田安御下ヶ金証文と比べて、これは「田安御殿御備金町奉行所其元之御預之内」と町奉行所の取り扱い金であることを明示し、「御備金之儀ニ付、縦令何様之儀有之候共、聊返済遅滞不致候」と述べている。返済は月二〇兩に一分(年利一割五分)の利息(世話料)を加え、翌年十二月十日までに元利とも返済すると約束している。これにより長谷川家の一年後の返済利子は、元金九五〇兩の一割五分で一四二兩二分となり、このうち田安家が利子の一割にあたる九五兩を、住友中橋店が五分の四七兩二分を受け取る勘定となっていた。

田安別口御下ヶ金の事例は、この証文を含めてわずか四例ほどであり、本格的に実施された形跡がない。おそらくこれは、中橋店が田安別口貸付金(田安御備金と町人差加金の名目貸付)取り扱いに際し、自己所持金の貸付も同様の名義で行いたいと希望したが、幕府の難色によって、同貸付

金取り扱い利点の一半を喪失したためである。併せて、前述田安家組頭安藤の言にあるような町人差加金七〇〇〇両の調達ができなかったのかもしれない。それで、住友の差加金のみで一部実施したのがこの四例であろう。ちょうど文政十年（一八二七）という年は、三井江戸両替店が上野別口貸付金を開始した時期にあたる。三井家はこの寺社名目金を江戸町方に貸し付けることによって、天保期（一八三〇～一八四三）にかけて莫大の収益を上げることができた²⁰。これに対し、住友家は田安別口御下ケ金がかうまく軌道に乗らず、天保期に衰退の一途を迎える一要因ともなった。

その後嘉永二年（一八四九）十月、中橋店は経営不振によって一時休店することとなり、田安家掛屋を辞退し、翌三年正月渡邊屋熊次郎（廻船問屋、塩・海産物取扱）にこれを譲渡した²¹。ところが同年九月、渡邊屋は「家業向差支」によって掛屋を辞退したので、田安家は「跡御掛屋慥成者へ被仰付候迄之處」住友中橋店に仮掛屋を申し付けた（付録資料一八参照）。その後下野屋伊右衛門が掛屋となったが、文久元年（一八六一）五月、中橋店は下野屋に代わって掛屋を再勤することになり、以後幕末まで勤めた²²。

註

①② 北原章男「御三卿の成立事情」（『日本歴史』第一八七号）

③⑤ 鑄木行廣「下総における田安領の成立と年貢」(『国史学』第一〇五号)

④⑥⑦ 「年々諸用留」十一番、「田安御殿書物留」改革後

貳番

⑧ 付録資料一八の「(田安仮掛屋引受に付請書)」も参照。

⑨ 註③⑤に同じ。

⑩⑪⑭ 「年々諸用留」拾貳番

⑫ 「田安年貢金等上納分并ニ渡し方書」(付録資料一五)

⑬ 大野瑞男「延享期の幕府財政史料、酒井家記録(一)」

(『史学雑誌』第八九編七号)

⑮ 天保六年中橋店「有物請拂精帳」、第18表(一一七頁)

参照。

⑯⑰ 「東京出店取扱書類」

⑱ 以下の記述は、特に断らない限り「年々諸用留」十一

番、「(田安別口貸付金関係書類)」による。

⑲ 文政十年十月住友中橋店は、田安家に自己資金一萬兩

を無手数料で名義貸付したいと出願し、ゆくゆくは現

在の貸出金一〇万兩余を徐々に回収して、これにあて

たいと訴えた。ところが逆に、幕府(老中水野出羽守

忠成)は、田安家に対して住友家が田安別口御下ケ金

を預かるに際して、同家の所持金と混雑しては困ると、

その区分方法について下問した。これについて同年十

一月二十二日中橋店は大坂本店と相談している。

⑳ 田中康雄「江戸時代後期における三井江戸両替店の経

営動向」(『三井文庫論叢』第三号)

㉑ 註⑩に同じ。

㉒ 「年々諸用留」拾五番

(三) 一橋家関係

一橋家は、八代將軍吉宗の四男宗尹むねただが、享保二十年(一七三五)に賄料三〇〇〇兩を賜り、元文

二年（一七三七）これを二万俵に改められた。いまだ屋敷は構えていなかったが、元文五年さらに一万俵増加された際に、江戸城一橋門内に屋敷を賜り、ここに名実ともに一橋家が成立した。延享三年（一七四六）九月十五日、さきに賜った三万俵と引替に、兄宗武（田安家祖）とともに一〇万石の領知を与えられたが、土地のみを領有し、家臣団のほとんどは幕臣によって構成されていた。^①

その領知は、武蔵・下野・下総・甲斐・和泉・播磨の六カ国に分散していたが、寛政六年（二七九四）九月二十四日に至り、甲斐の領知三万石余は遠江に移された。その後、文政六年（一八二三）七月八日、遠江の領知三万石余のうち一万石が摂津に移され、文政十年十二月十八日には、残り二万石余も武蔵・下総両国の一万石とともに、摂津・備中・越後の三カ国に移された。^② こうして、幕末期の一橋家領知は第9表にあるように、上方・中国筋での領知が全体の七四%を占めるに至った。^③ 関東領知は、江戸の一橋屋敷で統轄し、下野には特に塩谷郡上高根沢村に代官陣屋を設けた。上方・中国筋は、摂津西成郡川口村の川口役所で統轄し、備中には特に後月郡江原村に代官陣屋を設けた。^④ 地方支配は、郡奉行―勘定奉行―代官によって行われた。^⑤

(1) 掛屋業務^⑥

住友中橋店が、京都の別家大橋與四郎（一橋家御具服飾）の伝手^{つて}によって一橋家の掛屋を出願した

第9表 幕末期の一橋家領知

国名	郡名	村数	石 高	百分比
摂津	川辺	21	5,805.09370	%
	豊島	23	5,116.62190	
	島下	10	3,825.43363	
	小計	54	14,747.14923	
和泉	大鳥	9	3,843.05420	
	泉	45	14,707.62067	
	小計	54	18,550.67487	
播磨	多可	26	8,537.79831	
	加東	6	3,033.55600	
	加西	8	1,516.97800	
	印南	12	4,426.07600	
	飾西	5	2,079.38400	
	揖東	7	2,160.89500	
小計	64	21,754.68731	18.26	
備中	上房	9	6,106.02900	
	小田	29	14,512.22395	
	後月	26	12,594.08650	
	小計	64	33,212.33945	
武蔵	埼玉	19	8,130.99730	
	葛飾	11	1,469.67542	
	高麗	15	3,440.88530	
	小計	45	13,041.55802	
下総	葛飾	6	878.43010	
	結城	7	3,506.90000	
	小計	13	4,385.33010	
下野	芳賀	6	4,138.61490	
	塩谷	2	2,017.59720	
	小計	8	6,156.21210	
越後	岩船	10	7,274.59150	6.11
合 計		312	119,122.54258	100.00

出典) 森杉夫「泉州一橋領知の貢租」(『社会経済史の諸問題』一黒羽兵治郎先生古稀記念論文集一) 5頁から抜萃。

のは、文化二年(一八〇五)三月のことであった。出願に際し、一橋家と住友家の間で身元調べや条件の折衝が、江戸では一橋邸と中橋店において、大坂では川口役所と本店の間で行われた。ようやく同年九月に条件が整い、中橋店から請書を差し出した。中橋店は、掛屋引き受けの抵当として、中橋上榎町一丁目屋敷の沽券状四通(二〇三〇両)と身元金五〇〇両を提出した。これに対し、一橋家からは十人扶持を賜り、ほかに御紋付絵符三本、御紋付高張提灯・御弓張提灯各一

張ずつを拝領した。中橋店が掛屋御用を引き受けたときの一橋家領知は、武蔵・下野・下総・遠江・和泉・播磨の六カ国にあった。掛屋としての中橋店の業務内容については、文化二年三月の掛屋願書と同年九月の請書によって判明する。これによって内容を示すと次のようになる(付録資料一九参照)。

① 一橋家御金蔵役所の出納業務　これは、従来の一橋家掛屋播磨屋(中井)新右衛門と月番で、御金蔵役所の公用金や年貢金の包改め、出納を掌る業務である。中井・住友両家は、隔月に月番として手代一人を御金蔵役所に派遣し、一カ月のうち十五日ほど勤務させた。御金蔵役所の業務は、中井家の前例に倣って行ったが、次の②③の業務は住友家が単独で拝命した。

② 関東領知年貢金と遠州領知^⑦払米代金(のち越後領知年貢金)の包改めと御金蔵納付業務　これは、住友中橋店が一橋家から関東領知の年貢金と遠州領知の払米代金(合計一万四〇〇〇両余)を当座預かりとして包改めを行う業務であるが、その包改め料は、関東年貢金が金一〇〇両につき銀五匁、遠州払米代金が金一〇〇両につき銀三匁であった。なお年貢金・払米代金は、一橋家からの当座預かり金なので、指図次第に御金蔵へ納入しなければならなかった。その後文政六(一八二三)・十の両年に、遠州の領知三万石が、摂津・備中・越後へ移されたので、中橋店は関東・越後

の年貢金の御金蔵納付を取り扱うことになった。

③ 関東領知年貢金の取立代理と関東領知役所への勤務　これは、関東領知農村から年貢金や貸付返済金が住友中橋店へ持参されると、中橋店は昼夜の別なく、すぐに納付金を鑑定して大切に預かる。農民には、納付金と引き替えに預かり手形を渡した。農民は、これを関東領知役所に差し出すことによって年貢金・貸付返済金の納付を完了した。そして中橋店の当座預かり金は、一橋家からの下知次第、包改めのうえ御金蔵へ納付した。なお、中橋店は関東領知役所へ一カ月のうち二、三日ほど手代を派遣して、事務を取り扱わせた。そのほか④御金蔵役所での金銀銭相場書上と両替、⑤暑寒の挨拶と出火時の駈付手伝いが、掛屋に課せられた業務であった。

中橋店の一橋家掛屋御用に伴う金銀出入(当座預かり・貸付)の口座は、天保六年(一八三五)の場合、前掲第5表(三四頁)にあるように、一橋家の公用金である「一橋様(銀帳)御納戸」と、年貢金の「同御年貢帳(関東・越後分)」という帳簿に見られる二口座があった。前者は三一・一両余の当座貸付に對して、二七七両の当座預かりで、差引三四兩余の貸越勘定、後者は一八兩余の当座貸付に對して一兩にみたない当座預かりで、差引一八兩余の貸越勘定、兩者合せて五三兩余が当座貸付となっていた。また、具体的に一年間の一橋家公用金・年貢金の取扱高を見ると、天保十二年(一

八四二)三月から翌十三年三月までの場合、六九一六兩余で、その包改め料は銀三四五匁八分四厘一毛であった。ほかに村方水難貸付金七二二兩三分の包改め料銀三六匁一分四厘を受け取った(付録資料二〇参照)。

このように一橋掛屋御用の収益は、金一〇〇兩につき銀五匁というわずかな包改め料であり、年貢金等も当座預かり金で、安定した営業資金にはなりえなかった。一橋家掛屋引き受けによるメリットは、田安家と同様に掛屋御用を通しての社会的信用性と家臣団への貸付、および次に述べる「一橋御下ケ金」の預かりである。

(2) 一橋御下ケ金

一橋家は、寛保二年(一七四二)田安家と同じように、幕府から「年々溜り銀」九〇〇貫目(金一万五〇〇〇兩)の中国筋農村への貸付を許可された。これもその運用は勘定奉行に委託し、勘定奉行は吟味のうえ上田を質に取り、年一割の利息を中国筋代官に取り立てさせて、大坂御金蔵へ納付し、為替で江戸の一橋家御金蔵に納付された。これが一橋御下ケ金の始まりである。^④一橋御下ケ金の出所は、幕府からの拝借金と掛屋・蔵元からの身元金や御用金であった。^⑩

文化十年(一八一三)三月、住友中橋店は一橋勘定所から「年々二月五月十月三季別段御下ケ金」

第10表 中橋店一橋御下ヶ金預り一覧

年月日	預り高	年利	返済期限	備考
文化11. 8	500 ^両	9%		
〃 15. 3	720	7		
文政 2. 2	700	6	文政 2. 10	急入用につき文政 2年7月 2日元利返済
〃 5	1,200	6	天保 3	1,200両は御領知村々御救金
天保?	500	3	弘化 2. 12	
弘化元. 9. 11	3,000	6	〃 2. 正. 25	
〃 2. 12	500	3	嘉永 4. 12	
〃 3. 正	500	3	〃	
〃 3. 2. 2	3,000	6	弘化 3. 5. 2	
嘉永 2. 2. 11	3,000	6	嘉永 2. 5. 11	
〃 2. 7. 2	3,000	6	〃 2. 10. 2	

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

出典)「一橋御用留」
「別子立川兩御銅山公用帳」拾一番

を預かり、「御利足格別出精」「利倍ニ積金」
するように申し渡された。中橋店は「御奉公」
と考え引き受けることにし、翌十一年八月、
御下ヶ金五〇〇両を年九分の利率で預かった^⑩。
一橋御下ヶ金は、第10表にあるように短期間
の預金で、急入用の際には直ちに返納しなけ
ればならなかった。そのため、中橋店は田安
御下ヶ金のような名目貸付を行わず、専ら営
業資金の一部に当て、通常の貸付資金とした。
中橋店にとって一橋御下ヶ金は、営業資金の
一部であるとともに、文化五年(一八〇八)の
一橋御領知村々御救済金一二〇〇両の預かり
利殖に見られるように、一橋家への御奉公で
もあった。

第10表によつて一橋御下ケ金を概観すると、預かり利率は、短期預かりのため年利一〇%未満という低利であつた。その後天保十五年(弘化元年)三月、中橋店が一橋勘定所から御下ケ金六〇〇〇両の預かりを依頼されたときには、天保改革(一八四一〜一八四三)後の金融不況を理由に「格別安利ニ無御座候而者、廻し方出来不申候」と、さらに利下げを出願した^⑫。また、天保改革後に預かり高が増加しているが、これは中橋両替店に営業資金を供給していた浅草札差店が、天保十四年(一八四三)十二月の無利息年賦返済令によつて打撃を受けたので、その後の営業資金補充に一橋御下ケ金を繰り入れたためである。その状況は弘化二年(一八四五)二月の御下ケ金願書で「去々卯年(天保十四年)暮、相對濟被仰出候後、市中融通不宜」、そのため諸商人は仕入が難しくなり、諸商品の捌け方も芳しくなかつた。ところが「此頃追々人氣前躰ニ立戻り」、諸商人から仕入金の融通を数口も依頼されるようになったが、手元資金が不足し、とうていすべてには行き届きたいと述べて、資金不足を理由に御下ケ金を出願した様子が判明する。このように一橋御下ケ金は、天保改革後の中橋店の資金難には、多少なりとも役立つようである(付録資料二一参照)。

その後嘉永二年(一八四九)十月、中橋店は経営不振によつて一時休店すると、一橋家掛屋を辞退し、田安家と同じように北新堀町の渡邊屋熊次郎にこれを譲渡した(付録資料二二参照)^⑬。

註

- ①② 辻達也編『新橋一橋家記』（続群書類従完成会、昭和五十八年）、北原章男「御三卿の成立事情」（『日本歴史』第一八七号）
- ③ 森杉夫「泉州一橋領知の貢租」（『社会経済史の諸問題』—黒羽兵治郎先生古稀記念論文集—、敵南堂書店、昭和四十八年）
- ④⑤ 註①②に同じ。
- ⑥ 以下の記述は、特に註記しない限り「年々諸用留」十番による。
- ⑦ 遠州一橋領知については、川原崎次郎「遠州一橋領百姓一揆とその特質」（『地方史研究』第三五卷六号）参照。
- ⑧ 「一橋御用留」
- ⑨ 大野瑞男「延享期の幕府財政史料、酒井家記録（一）」（『史学雑誌』第八九編七号）
- ⑩ 「一橋様御勘定所へ差上願書控并書物扣」によると、大坂の御用金銀主は、住友吉次郎・津田休兵衛・今堀長兵衛・吉田喜兵次の四名で、文化八年（一八一—）五月合計四八〇貫目を上納している。
- ⑪ 「別子立川兩御銅山公用帳」拾一番
- ⑫⑬⑭ 「一橋御用留」
- ⑮ 末岡照啓「天保の無利息年賦返済令と札差—泉屋甚左衛門店の経営分析を通して—」（『国史学』第一一六—一一七合併号）参照。
- ⑯ 「年々諸用留」拾五番

(四) 大名関係

文政九年（一八二六）当時、住友中橋店と取引関係のあった大名は、北から順に盛岡藩（南部氏）・

仙台藩(伊達氏)・庄内藩(酒井氏)・越後新発田藩(溝口氏)・上総五井藩(有馬氏)・小田原藩(大久保氏)・掛川藩(太田氏)・浜松藩(水野氏)・三河吉田藩(松平氏)・桑名藩(松平氏)・福山藩(阿部氏)・浜田藩(松平氏)・松山藩(松平氏)・土佐藩(山内氏)・延岡藩(内藤氏)の一五家であつた。^①天保六年(一八三五)には、このほかに秋田藩(佐竹氏)・上総一宮藩(加納氏)・備中庭瀬藩(板倉氏)・遠江相良藩(田沼氏)があつた。^②以上の諸藩との関係を要約すると、①盛岡・松山・土佐・上総一宮の四藩は、住友の本業である銅山・銅精錬業との関係によるもの、②庄内・越後新発田・桑名の三藩は、幕府預り所の掛屋御用引き受けによるもの、③延岡藩は、文政九年十二月に大坂の本店が蔵元御用を引き受けたことによるもの、④そのほかは、概ね幕府の要職にある者の藩との関係である。一例を述べると、文化十年(一八一三)十一月、住友中橋店は掛屋御用を勤めている代官江川太郎左衛門英毅から小田原藩の館入りを依頼された。^④それについて、同年十二月中橋店から大坂本店に相談した書状によると、「諸家様御出入之義、近來當方手を入相願候義者決而無之、此度之義も江川様を御口入を以、當方に御出入計吳候様」にと依頼された。しかし「此方(中橋店)を御願申上候者、御役家之方計ニ御座候」ことなので、「其外御出入者、皆々先方様を御頼有之候得者、成丈ケ相斷、無據方計」を大坂本店に相談申し上げていると書き送っている。このように住友から館入を

第11表 化政～天保期の取引大名

取 引 先	業 務 内 容
松山藩(松平氏)	掛屋御用
土佐藩(山内氏)	
盛岡藩(南部氏)	蔵元御用
仙台藩(伊達氏)	両替御用
上総一宮藩(加納氏)	預り金御用
上総五井藩(有馬氏)	
庄内藩(酒井氏)	幕府預り所の掛屋御用
新発田藩(溝口氏)	
桑名藩(松平氏)	
小田原藩(大久保氏)	「講」による調達金御用 調達金御用、及び上方 ないし国元からの為替 到着前の取替(先納)・ 貸越御用
浜松藩(水野氏)	
掛川藩(太田氏)	
三河吉田藩(松平氏)	
福山藩(阿部氏)	
浜田藩(松平氏)	
秋田藩(内藤氏)	
備中庭瀬藩(佐竹氏)	
遠江相良藩(板倉氏)	
田沼藩(田沼氏)	

出願する大名は、幕府の役職者に限られており、致し方ない場合に限り大坂本店と相談していた。小田原藩の場合には、大久保忠真が文政元年(二八一八)老中に就任すると、その後館入りとなっている。次に、各藩と住友中橋店と実際の業務内容を見ても、^⑥と、第11表にあるように①松

山・土佐の両藩とは掛屋御用、②盛岡藩とは蔵元御用、③仙台藩とは両替御用、④上総一宮・上総五井藩とは預かり金御用、⑤庄内・新発田・桑名藩とは幕府預り所の掛屋御用、⑥小田原・浜松藩とは、「講出金」という形での調達金御用、⑦その他は、概ね「勝手向要用ニ付」という調達金御用、あるいは上方(蔵屋敷)ないし国元からの為替到着前の取替(先納)・貸越御用であった^⑦

(付録資料二五参照)。各藩との詳細については別稿に譲ることとし、ここでは、松山藩の掛屋御用と盛岡藩の蔵元御用について述べよう。

(1) 松山藩

松山藩は、別子銅山を含む予州の幕領を預かっていたので、住友の別子銅山に関する出願は、松山藩預り役所を経て幕府に上申された。また予州幕領の年貢米は、別子銅山の飯米に払い下げられるなど、松山藩は住友と久しく縁の深い藩であった。古くは大坂本店が享保十三年(一七二八)十二月扶持米を賜り、その後は、分家の泉屋甚次郎両替店(大坂豊後町店)が大坂蔵屋敷の掛屋御用を勤めた。^⑨ このような関係から、中橋店は文政十年(一八二七)六月朔日付けで江戸藩邸(三田役所)の掛屋御用を仰せ付けられ、十人扶持を賜った。^⑩ 同年五月、中橋店から提出された「口上之覺」(全八カ条)によって、その業務内容を要約すると、次のとおりである(付録資料二四参照、この口上については松山藩当局からすべて聞き届けられている)。

① 中橋店において、松山藩の国元や大坂の蔵屋敷から江戸藩邸への送金為替を取り扱う場合、住友吉次郎(大坂本店)の振り出しであれば、為替手形を受け取り、代金を包改めて、指図次第、江戸藩邸へ納める(第二条)。

② また、毎月二回の御払い日には、手代一人・子供一人を差し出して、諸般の事務を取り扱わせる(第一条)。

③ そのうち諸方への渡し金銀については、その前日に「御渡金銀仕譯帳」の下げ渡しをうけて、中橋店で包立てて納める(第三条)。

④ なお、御払い日に銭入用の節は、「日々公儀御書上直段」をもって納入するが、持ち運び人足銭だけは見込値段をもって申し受けたい(第五条)。

⑤ 進物そのほか御配り銀御用の節は、右金銀の書付の交付があれば、それによって中橋店で指図どおり包み立てて、早速納める(第四条)。

⑥ 但し、御献上の黄金や、そのほか参府の際の奥向への配り銀子は、常是包にするので、右包入用・包極め料を規定のとおり申し請けたい(第六条)。

⑦ また、御配り黄金や奥向への両替代金は、即日払いか兩三日払いか窺いたい(第八条)。

⑧ 為替金が、「無包」のまままで為替仲間から納付された場合は、包改め料・紙代とも含めて規定どおり、金一〇〇兩につき銀五匁で申し請けたい(第七条)。

以上が「口上之覺」の概要である。要するに、中橋店は松山藩江戸藩邸の金銀出納業務を代行

したのであるが、ほかに金銀の当座預かりもあれば、当座貸付もあった。一例として前掲第5表(三四頁)を見ると、天保六年(一八三五)中橋店は、松山藩から一一〇〇両余を預かり、一二三七両余を貸し付け、差引一三七両余の貸越勘定となっていた。これら掛屋業務にかかわる収益は、わずかな包改め料と両替賃であった。中橋店は、嘉永二年(一八四九)十月に経営不振によって一時休店したが、松山藩掛屋御用は同五年三月二日まで勤めた。¹²⁾

(2) 盛岡藩

近世の後期、盛岡藩は秋田・別子の幕府御用銅山とともに長崎輸出の御用銅調達を担い、荒銅を大坂銅座へ廻送していた。住友は、銅座から荒銅を受け取り、これを長堀の吹所で輸出向けの御用棹銅に精錬していたことから盛岡藩とは少なからぬ関係があった。また盛岡藩は、江戸において御用銅定額を供出した残りの荒銅を地売銅(国内販売用)として、本所清水町の古銅吹方役所(古銅吹所)¹³⁾に売り渡していたので、中橋店は両替店を開業した文化二年(一八〇五)から盛岡藩の両替御用や諸調達金に応じており、¹⁴⁾文化七年十一月十三日に至り、盛岡藩から「勝手向練合筋之義兼而頼入候處、追々無滯用辨給」り、特に「一昨年御用方ニ付出府之節者、急卒之入用向格別ニ心を被用、深切ニ用辨給候」という理由で十人扶持を賜った。¹⁵⁾その後、文政六年(一八二三)ごろ

中橋店は、江戸の豪商伊達銭之助・三村清左衛門(勘定所御用達)・田村安之助とともに盛岡藩江戸蔵屋敷(深川)の蔵元に就任したらしく、江戸藩邸への月割調達金に^⑬応じている。月割調達金仕法を文政十三年(天保元)正月の「議証文」によって見ると次のようになる(付録資料二三参照)。

盛岡藩江戸藩邸における一カ年の勝手向定式賭金は、参府の年に二万二二〇〇両、在国の年に二五〇〇両ほどが必要であった。そこで盛岡藩は、参府の年の文政十三年、経費二万二二〇〇両の月割り仕送りを蔵元四人に依頼した。利息は、金一〇〇両につき一カ月銀五匁(年利一〇%)と

(文政13年〔天保元〕)

販売高		相場 (1両につき)	販売代金
計	石換算 (4斗入)		
35,056	14,022	1.1	12,747
2,600	1,040	1.3	800
37,656	15,062		13,547
28,444	11,378	1.1	10,344
63,500	25,400	1.1	23,091
2,600	1,040	1.3	800
* ^① 66,100	26,440		* ^② 23,891

し、返済は同年の江戸廻送米と大豆合わせて八万俵の売り払い代金をもって元利皆済すると約束した。すなわち、春廻送分が米四万二〇〇〇俵、大豆三〇〇〇俵の合計四万五〇〇〇俵、冬廻送分が米三万五〇〇〇俵で、春冬合わせて八万俵となる。このうち江戸藩邸で一万三九〇〇俵を扶持米(給料)・惣糧米(飯米)・役馬飼料に消費するので、実際の販売高は米六万三五〇〇俵、

第12表 盛岡藩江戸廻米・販売高

項 目		廻送高	消 費 高			
			扶持米	惣糧米	役馬飼料	計
春 分	米	42,000 <small>俵</small>	4,300 <small>俵</small>	2,644 <small>俵</small>		6,944 <small>俵</small>
	大豆	3,000			400	400
	計	45,000	4,300	2,644	400	7,344
冬 分	米	35,000	4,500	2,056		6,556
総 計	米	77,000	8,800	4,700		13,500
	大豆	3,000			400	400
	計	80,000	8,800	4,700	400	13,900

註) *① 原史料では 66,502俵

*② " 21,200兩余

出典)「鑑定證文之事」

大豆二六〇〇俵の合計六万六一〇〇俵(原文では六万六五〇二俵)となった(第12表参照)。盛岡藩は、これらの米・大豆を「御當地着船次第於藏屋敷、時之相場を以相拂」ったが、春廻送分は七月、冬分は翌年正月に仕切勘定し、代金は「時々廻米賣方取扱頼入候條、伊達淺之助殿ニ而被請取」とあって、伊達屋から蔵元各自に支給されることになっていた。

ところが、蔵元四人から盛岡藩当局に、文政十三年の廻送米と大豆の売払代金二万一二〇〇兩では、月割り出金高二万二〇〇兩と釣り合わないと不服を申し立てた(実際に売払代金を計算すると、第12表にあるように二万三八九一兩となるので、蔵元側の勘違いと思われる)。そこで盛岡藩は、

当冬、別に大豆五〇〇〇俵を差し向けるので、この売払代金を加えて元利勘定をしてほしい。もし差し引き余るようであれば、かねての借入金一万二〇〇〇両の元入れとしたいと回答し、さらに「萬一案外之海難有之歟、格別米價下料等(値)も御座候而」、勘定が差し引き不足になるような事態に陥れば、約定のほかに「別段國元正金爲差登」るので、元利は確実に返済すると付け加えた。そして盛岡藩は、通帳をもって月割出金を借用し、「永く月割御出金之儀候條、各爲御安心、右議証之趣年々證文相改、元入古證文引替可申候」と、末永い取引を要望した。

こうして中橋店は、他の蔵元三人とともに月割り仕送りを続けたが、天保六年(一八三五)の場合、月割帳で五三四〇両を用立て、そのほか時々の臨時調達金六七五六両余が年賦貸となり、貸付高は合計一万二〇〇〇両余にも及んでいた(後掲第17表、一〇九頁参照)。

その後、中橋店は嘉永二年(一八四九)十月一時休店し、盛岡藩との取引を辞退して貸付金一万二〇〇〇両余の回収に努力したが、かえって翌嘉永三年二月盛岡藩から返済の延期を依頼され、同七年(安政元)七月に至るも返済されなかった。^⑮ようやく元治元年(一八六四)六月、盛岡藩はその後の返済残金一万一八五〇両を大坂蔵屋敷の方から無利息五〇年賦で返済すると約定した。^⑯

註

- ① 中橋店「舊記録」
 第17表参照、一〇九頁
- ② 文政九年十二月「議証證文之事(延岡藩藏元委託ニ付)」
 文化十年「大坂御本状控」
 註①に同じ。
- ③ 文政十年十二月、延岡藩の「爲替金先受取證文之事」
 など。
- ④ 「年々諸用留」四番
- ⑤ 「年々諸用留」拾四番
 註①に同じ。
- ⑥ 「年々諸用留」拾五番
- ⑦ 小葉田淳「江戸古銅吹所について」(『日本歴史』第三
 四一号)
- ⑧ 註④⑤に同じ。
- ⑨ 註①に同じ。
- ⑩ 文政七年三月「盛岡様月割金差引書」によると、文政
 六年七月には藏元業務を開始している。
- ⑪ 嘉永三年二月「差入申書付之事(借入金返済方延引ニ
 付)」
- ⑫ 嘉永七年七月「(中橋店諸向預かり残金井ニ購入用高
 書上)」
- ⑬ 元治元年、盛岡藩「年賦銀通帳」

(五) 旗本・武家関係

住友中橋店は、第13表にあるように四家の旗本の勝手賄と、諸家およびその家臣への貸付・預かり金御用に応じていた。旗本への貸付には、知行地を有する地方取りじかたのものが大多数を占めていたが、これは蔵米取りのように札差という定まった金主を有しないためであった。一般に、地

武家御用一覧

知行地	主な役職
武蔵国足立郡植田谷本村他5カ村 遠江国城東・山名・豊田3郡の内13カ村 下総国葛飾郡7カ村・同国千葉郡1カ村 上総国長柄郡2カ村・三河国加茂郡9カ村	忠告 堺奉行・京都町奉行、忠慎 目付 寄合・火消役・百人組頭 目付・堺町奉行・大坂町奉行・勘定奉行・外国奉行・一橋家老・大目付 書院番
備	考

要用ニ付、古銅吹所預り金の内から借用、元一橋家家老
 勝手向要用ニ付
 勝手向月賚差支ニ付、知行所常陸国茨城郡5カ村、武蔵国葛飾郡2カ村郷印証文引当

屋敷類難渋ニ付、毎年切米20俵ずつ返済、文政元年より10俵ずつ

無抛入用ニ付、国役上納預り金の内から借用
 御年貢金過分預りニ付
 御用預り金の内から借用
 旦那勝手向要用ニ付
 国役金御世話ニ付用立
 //

越後水原代官小笠原信助元締手代就任ニ付、当年から年6両ずつ16年賦返済
 元田安家家老、勝手向要用ニ付
 要用ニ付、田安役料を以返済
 田安郡奉行高橋次太夫の依頼ニ付用立
 田安郡奉行在勤中、田安御下ケ金御世話ニ付用立、文政9年死去
 無抛要用ニ付、天保3年5月切米玉落をもって返済
 無利息年3両ずつ返済
 甲州赴任費として、同地において死去
 無抛要用ニ付、従来借金残金108両3分を100両に書替え、無利息10年賦返済
 //、無利息10年賦返済
 無抛入用ニ付

天保6年現在国元詰ニ付据置
 動向入用等ニ付
 川井長門守久徳(530石、普請奉行)講出金

備	考
大坂町奉行・田安家家老・御側御用取次を歴任	

賦・永代・取替内譯精帳」

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

方取りの旗本は、家計が困窮すると、まず村方年貢金の先納に頼り、次いで馬喰町貸付金や御三家・御三卿・寺社の名目金など諸方からの借入金に頼る。さらに金融を得るために村方の郷印証文(年貢米金引当)を引当に諸方から借り入れ、漸次借金高が嵩んでいくことになる。そこで、村方の有力名主や在郷町人、あるいは町方の富裕な町人に知行所の年貢米金を引き渡し、借財の返済を含めて家計全般の世話を依頼するに至る。こうして旗本の勝手賄は成立するのである(勝手賄の定式証文は、付録資料二六参照)。

住友中橋店が、旗本の勝手賄を行うようになったのは文政期(一八一八～一八二九)のことで、ちょうどこの時期は、寛政の改革後(一七八九～一七九三)、米価の下落等により旗本諸家の家計が再び苦しくなったときにあたる。^① また同じころ、浅草諏訪町の町人大和屋太右衛門が、地方取りの「札差」になろうとして「武家方知行所收納米引受元致し、米前金之名目を以、金子用立度」と幕府に出願したときでもある。幕府も地方取り家臣団の家計窮乏には、ことのほか心を痛めていた時期であり、右の出願は老中水野出羽守忠成・勘定奉行村垣淡路守定行の審議を経て、文政十三年(天保元年、一八三〇)十一月四日に許された。^② このように旗本は、化政期(一八〇四～一八二九)にかけて窮迫していたので、住友中橋店でも第13表にあるように、桑原遠江守盛倫(五〇〇石、大目

付)、小田切鍋五郎直照(三五〇〇石、小納戸)、天野左近(七五〇石)、石谷備後守清豊(八〇〇石、大目付)、村上大和守義雄(一〇〇〇石、田安家老↓大目付)などに勝手向要用を理由に貸し付けているが、このような貸付からさらに進んで勝手賄まで引き受けたのが、伊奈・長谷川・一色・鈴木の四家である。論述の都合上、伊奈家の勝手賄について要約して述べよう。

住友中橋店は、文政七年(一八二四)伊奈家八代目の幸之助惟忠のときに同家の館入となったが、勝手賄を引き受けたのは文政十年のことであった^③。初代の五兵衛忠重は、関東郡代伊奈半十郎忠治の三男で、承応二年(一六五三)十二月二十二日武蔵国足立郡に植田谷本村・三条町村・飯田村・花栗村・北谷村・善兵衛新田の六カ村(一六四〇石余)を分地され、家を興した^④。

伊奈幸之助惟忠は、文化元年(一八〇四)から知行所六カ村に勝手賄を依頼していたが、文政十年に至り「前々々當領六カ村ニ而勝手向月々御賄仕來候處、違作等ニ而難澁之趣ニ付、御年貢未進之儀無之候得共、御賄之儀住友吉次郎方に相頼候」と村方に下知した^⑤。これにより以後中橋店は慶応四年(一八六八)まで、幸之助惟忠・遠江守忠告(堺・京都町奉行)・兵庫忠慎(目付)の親子三代に亘って勝手賄を勤めるなど、伊奈家は取引のある旗本のなかでも非常に縁が深かった。特に天保十三年(一八四二)、遠江守忠告が堺奉行に就任し、翌十四年京都町奉行へ役替えの際には、定

例の月割出金のほかに大坂本店からも多少の出金に依っている。^⑥よく「関東大名の大坂借銀」といわれるが、これは旗本についても言えることであろう。

文政十年以降、伊奈家の勝手賄議定書はたびたび書き換えられているが、当時の本証文は残っていないので、その仕法内容を安政五年（一八五八）正月の「定金請取帳」の議定前書で窺ってみたい。これを要約すると第14表のようになる。

伊奈家一カ年の定式入用金は四三九両必要であり、これは月割にして受け取る。そのほか幕府・馬喰町役所・大坂役所・京都役所など諸方への年賦返済金が年三三八両一分必要で、合計七七両一分が一年の必要経費であった。この出金に対する中橋店への返済は、「金百兩ニ付壹ヶ月金壹兩」（年利一二％）の利息を加え、本証文のとおり「畑成金百五兩、米千五百俵但四斗入、年々其方に知行所直ニ相渡候間、米者時之相場ニ賣拂、元利引取勘定可被申候」と、畑成金一〇五兩、収納米一五〇〇俵を引き渡すので、米は時の相場をもって換金し、元利とも清算してほしいと述べている。中橋店では収納米の換金については、浅草店（札差泉屋甚左衛門）を利用した。その後の経緯については別稿に譲るが、伊奈家との取引は住友側の損失になることが多く、ついに慶応三年（一八六七）三月「御當家様（伊奈家）之儀へ、從來厚御出入ニ被仰付、御賄御用ヲ無滞相勤

第14表 旗本伊奈家勝手賄議定書 (安政5年)

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

項 目	金 額	備 考	
収 入	取納米1500俵(4斗入)代金	600 ^{兩分朱}	取納米1800俵のうち飯米300俵 差引(1石1兩換算)
	畑 成 金	105	
	計 (A)	705	
支 出	月割賄い金 正月分	19.1	2兩×12ヶ月 (原史料では 439.0.0)
	2 //	19.3.2	
	3 //	62.3	
	4 //	17.2	
	5 //	29	
	6 //	19	
	7 //	48	
	8 //	19.2.2	
	9 //	51.3	
	10 //	32	
	11 //	19	
	12 //	77.1.2	
	臨時見込金	24	
小 計	439.0.2		
出	御金蔵上納金	60	貸付元金900両についての利息 // 700両の20年賦金 // 325両についての利息
	馬喰町貸付上納金	60	
	大坂御役所上納金	15	
	京都両役所(所司代町奉行)上納金	10	
	野馬御役所上納金	1.1	
	三橋台作年賦金	5	
	福島平右衛門年賦金	5	
御店金(住友中橋店)利息金	108		
// 年賦金	35		
// 利息金	39		
計 (B)	777.1		
差 引 金 (A - B)	▲72.1		

來、大金御用立相成候儀ニ付、幾重ニも御継り申上候而、責而ハ御利足金成丈共御下ケ被成下候ハ、元金之儀ハ何与歟御相談も可仕」「實以私方當節閉店仕、手元及切迫」「難場凌方出來候様、御下金之程御憐計偏ニ奉願上候」と出願するに至った。^⑧すなわち、中橋店は今や閉店に及ぶほど切迫しているので、伊奈家への勝手賄仕送り金の元金はともかく、利息だけでも下げ渡してほしいと懇願したのである。

伊奈家に限らず、幕末にはほとんどの旗本が、村方の名主や在郷商人、あるいは町方の富裕な町人に勝手賄を依頼したが、知行所の年貢米を引き渡して家計一切の世話を他者に委ねるということは、一見、旗本家計の破綻としてとらえられがちである。しかし札差のような金主を持たないこれら地方取りの旗本は、勝手賄という、いわば寄生の方法によって、その後長く家計を維持することができたということもできるのである。そして旗本が、新たな金主を蚕食する場合、雇用の用人が大きな役割を演じたのであった。^⑨以上、旗本の勝手賄は、大名の藏元業務と共通する点が多いようである。

次に、諸家およびその家臣への貸付を見ると、第13表にあるように、掛屋御用を勤めた代官・田安家・一橋家・松山藩・土佐藩などの関係者が多かった。

代官には、「年貢金・貸付金取立不足ニ付」、あるいは「支配所引越入用ニ付」などの理由で貸し付けたが、代官の手附・手代などには「國役金御世話ニ付」など、業務上の取り計らいのお礼として少額を用立てた。

田安家の場合、家老・郡奉行・用人・甲州代官などに「勝手向要用ニ付」、「田安家御下ケ金御世話ニ付」、「甲州赴任ニ付」などの理由で用立てた。また、田安郡奉行高橋次太夫からの依頼により、牧野中務賛成（二五〇〇石、目付）への貸付もあり、そのほか田安家家臣の縁故者への貸付も多かったであろう。一橋家の場合も郡奉行大屋春次郎への用立てがあった。

松山藩の場合は、国元や江戸藩邸（三田役所）の役人で、予州幕領の預り役所として、別子銅山経営に関する諸出願に対する謝礼であろう。また庄内藩の江戸詰役人荒木平六が国元詰になった場合に見られるように、取立が不可能となったこともあったであろう。これらの貸付は、すべて縁故貸であり、取立が不可能となり、年賦貸や永代貸の不良債権となったものが少なくなかった。

註

① 末岡照啓「天保の無利息年賦返済令と札差―泉屋甚左

衛門店の経営分析を通して―」（『国史学』第一一六・

一一七合併号）

② 大山敷太郎『幕末金融史論』三五二―三九二頁（ミネ

ルヴァ書房、昭和四十四年）

③⑤ 埼玉地方史研究会編『武蔵国足立郡植田谷本村、小

- ④ 『寛政重修諸家譜』第一五巻、四八〇四九頁
- ⑤ 慶応三年三月、「貸付金利息返済ニ付歎願書」
- ⑥ 天保十四年九月「暮方仕法帳」
- ⑦ 森泰博「関東大名の大阪借銀」(『大阪の研究』第四巻)
- ⑧ 高橋実「旗本領農民闘争の展開とその特質(1)(2)」
- ⑨ 『茨城県歴史館報』第七・八号)

(六) 商人関係

(1) 貸付

天保六年(一八三五)の商人貸付総数は、後掲第17表(一一一頁)にあるように四二名であった。そのうち残存する借用証文で、貸付先とその理由を調べたものが第15表である。これらを併せて見ると、貸付先は、① 後藤庄三郎(金座)・後藤四郎兵衛(大判・分銅座)・後藤縫殿介(御呉服御用達)のような幕府の御用達商人、② 升屋源四郎(本両替)・伊勢屋源兵衛(三組両替)などの両替商、③ 會田彌兵衛(武州越谷宿商人)のような在郷商人、④ そのほか江戸市中商人に分けられる。そして、その借用理由は、① 商用、② 大名御用、③ その他に分けられる。以下それぞれについて見てみよう。

① 商用　これに属するのが、後藤縫殿介(御呉服御用達)・田中半十郎(深川材木問屋、本店飛騨高山)・駿河屋源七(蠟・油問屋)・大坂屋武七(日光銅山請負人)・竹谷四郎兵衛(盛岡藩の江戸銅問屋)・

伊達屋治郎吉（砂糖問屋）などである。これらのうち吳服師後藤・駿河屋・伊達屋は、上方仕入品の元手金として借用、田中・大坂屋・竹谷は、住友の銅山・銅精錬業との関係から借用したものである。次に後藤・伊達屋・田中の場合について述べよう。

吳服御用達後藤は、文政十年（一八二七）正月「御納戸御用物仕入金、爲替取組」資金として、年利八%と一〇%の二口、合計三一五〇両を借用した^①。その後たびたび為替取組手形や取組通帳を引当に借用し、天保六年（一八三五）には元利合わせて七五六五両余にも及んだが、次第に年賦返済され、嘉永七年（安政元、一八五四）七月の返済残金は三二〇〇両であった^②（付録資料二八参照）。

日本橋砂糖問屋の伊達屋は、天保十二年十一月「我等家業向俄ニ差支、爲元手金」、四〇〇〇両を年利一二%で借用した^③。もし返済が滞った際は、大坂の取引問屋錫屋治郎吉・櫻井屋甚三郎ほか三名が保証人となって、伊達屋から彼らに預けている菱垣廻船問屋株式、ならびに武州橘樹郡大師川原新田塩浜沽券状を売り払って弁済すると約束した^④。弘化二年（一八四五）十二月、伊達屋が退転したので、支配人伊達屋徳兵衛が跡相続人となったが^⑤、同人は嘉永三年（一八五〇）病死したので、縁者の紀国屋徳兵衛が跡相続人となって弁済することになった^⑥。翌嘉永四年九月、紀国屋は中橋店へ借金の返済について、大坂の保証人にも掛け合うように依頼した^⑦。これをうけて

借 用 理 由	返 済 条 件
勝手向要用ニ付	改易ニ付貸捨て
商売鉢要用ニ付	文化7. 12. 25迄に返済
喜連川左兵衛督屋敷普請材木代引当金	文化7. 8. 21 //
頼母子講加入ニ付	無利息 5 年賦 文政元. 2. 20迄に返済、引当沽券状(300両)
大坂為替金種々難渋相嵩ニ付	無利息30年賦返済
商売柄ニ付	} 文政12年 2 月850両返済、残金無利息10年賦
勘定当用借用残金	
借入金返済方延引ニ付	無利息10年賦
無抛要用ニ付	文政7. 5迄に返済、引当沽券状(1200両)
家業向要用ニ付	文政8. 10. 20 // 、 // (73坪)
御納戸御用物仕入為替取替金	文政10. 12 //
無抛入替金差支ニ付	文政11. 4. 晦 //
前々取引之振合を以	嘉永元. 10伊勢松坂本店より追而返済一札
西河岸町見世出候節諸入用ニ付	頼母子講取立金(年 5 両)を以
要用之儀差支ニ付	文政13. 3. 20迄に返済
無抛要用ニ付	天保5. 2. 晦 //
商売要用ニ付	
家業鉢元手金として	天保13. 11. 20迄に返済の筈、保証人大坂仕入問屋 年利 3 %30年賦返済、引当米沢町家屋敷

大坂本店は、翌嘉永五年八月七日跡相続人紀国屋と保証人錫屋・櫻井屋を(ほか三名は病死につき取り下げ)東町奉行所に訴え、^⑧九月十八日対決したが、吟味のうえ「右者御府内ニおゐて取引之儀ニ付、御當地ニ而御取上ニ相成不申」と奉行所から仰せ下され、住友は九月二十二日、やむなく訴訟を取り下げた。^⑨その後、十月四日紀国屋は行方不明と

第15表 商人

貸付先	年月	金額	年利
後藤庄三郎(金座)	文化 5.12	100 ^両	%
浅井屋十兵衛	7. 6	100	13
伊勢屋惣五郎(材木仲買)・傳七(大工)	7. 8	200	
松坂屋喜右衛門(雛人形問屋)	10. 9	10	0
釘屋喜八	14.12	230	8
駿河屋源七(臘・油問屋)	15. 2.晦	740	0
田中半十郎(材木問屋)	文政 4. 3	1,000	8
〃 (〃)	10. 8	1,000	10
伊勢屋惣五郎(材木仲買)	5. 5.15	1,850	12
雜賀屋源兵衛(蠟問屋)	6.11	40	0
大坂屋武七(日光銅山請負人)	8. 4.17	600	12
後藤縫殿介(御呉服御用達商人)	10. 正	80	12
伊勢屋作兵衛(紙問屋)	10. 正	1,000	8
伊勢屋源兵衛(三組両替商)	10. 3.晦	2,150	10
松本重三郎(塩問屋)	10.10	25	
荒木伊右衛門(御為替十人組)	11. 9	2,000	
竹谷四郎兵衛(盛岡藩江戸銅問屋)	13. 2. 8	200	6
後藤四郎兵衛(大判・分銅座)	天保 4.12.26	50	6
會田彌兵衛(武州越谷宿商人)	5. 5	20	
伊達屋治郎吉(砂糖問屋)	8. 2	600	6
松本平八郎	12.11	765	
	15. 正	4,000	12
		1,500	3

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

なり、^⑩ ついに借金は返済されなかった(付録資料三〇参照)。

深川材木問屋田中の本店は、飛驒高山であった。^⑪ 田中は、文政四年(一八二二)三月二〇〇〇両を借用しているが、これは同年飛驒高山の本店が、郡代芝與一右衛門正盛から「飛驒御手山計画」(同二年三月実施)の出資者に任命されたためと考えられる。^⑫ 文政十二年二月田中は、

それまでの借金三八五〇兩のうち、三〇〇〇兩を無利息一〇年賦返済にしてほしいと依頼してきたが、その「御頼談書」によると、¹⁴田中は「一躰私共商賣柄ニ付、折節一時ニ大金入用之儀も有之、其時々御融通被成下」と商用につき大金を融通してもらったり、また「其上芝様御役所御用金之分も、私方ニ而引請取計候故」と芝郡代役所の御用金取り扱いに関する借金もあったらしい。天保六年の借金高は、元利合わせて三〇二五兩であったが、¹⁵天保改革期の不況により田中は借金を重ね、またその経営は「私共業躰御買上材之儀、近年至而御用薄ニ御座候」て、毎年多くの材木を抱え込む状態なので「右仕入他借金大金之分、追々利倍ニ而相嵩ミ」、嘉永二年（一八四九）二月には元利合わせて二万三〇〇〇兩にも達していた。¹⁷同月、田中は中橋店へ右借金の無利息と、毎年三〇〇兩ずつ七六年賦余で返済する旨の一札を入れたが、¹⁸同七年（安政元年七月）には未だ二万二〇〇〇兩が残っていた。¹⁹田中は安政五年から休店同様となり、文久元年（一八六一）八月当座借入金三〇〇〇兩の二〇年賦返済を依頼した際、「舊借之儀者、別而御恩金之儀ニ付、業躰舊復仕候節者、何様共御譯立可仕」と旧借の分については経営が回復してから返済すると一札を入れた。²⁰

② 大名御用　これに属するものが、升屋源四郎（本両替）・松本平八郎・伊勢屋惣兵衛・津輕屋三平（米穀問屋）である。升屋と松本は、大名の積金調達講にかかわる借金で、前者は住友中橋

店とともに、浜松藩（水野氏）積金講の世話役を勤めた。⁽²¹⁾ 後者もまた住友中橋店とともに、小田原藩（大久保氏）惣益金講の金主を務めていた。⁽²²⁾ 伊勢屋と津軽屋は、大名への調達金を中橋店から借用したもので、前者は越後與板藩（井伊氏）、後者は津軽藩への調達金であった。⁽²³⁾

③ その他 以上のほか、化政期に入ると、江戸では為登為替^{のぼせかわせ}（江戸から上方への送金為替）も見られるようになり、以後幕末期にかけて活発化していくが、弘化三年（一八四六）五月、中橋店が一橋家へ差し出した御下ケ金願書によると、「年來取引之者共々追々為替申込茂御座候」とある。⁽²⁵⁾ このように中橋店は、取引のある江戸問屋商人に対して、為替手形の申し込みをうけ、年來取引のある者には為替手形の過振^{かぶ}りという形で当座貸越金融を行った。文政八年（一八二五）五月の中橋店提書では、これについて「為替請取方延引致候ハ、日廻し利足等受取可申事ニ候得共、得与取極メ、余リ不及延引候様僉儀可致事」と定め、為替依頼人に用立てた為替資金の返済が延引した場合には、為替依頼人から為替日歩を受け取るようになってはいるが、慎重に取り決めして、余り延引しないようにと申し渡したのである。⁽²⁶⁾ 江戸砂糖問屋伊達屋治郎吉は、弘化二年九月、為替日歩の滞り高が銀二貫九一六匁四分（金四八兩二分余）に達したので、同月これを二五兩に勘弁してもらい、その代わり、以後「為替手形引替申上候時々」、相違なく為替日歩を支払う旨の一札

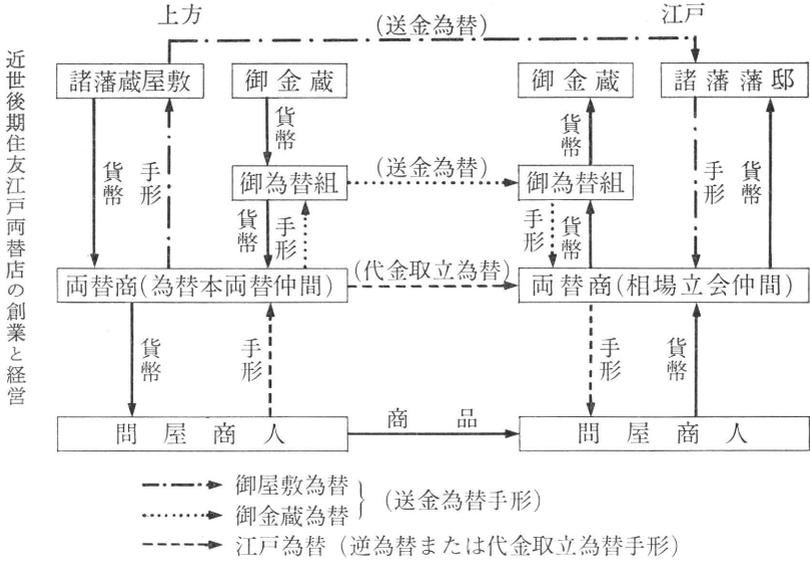
を入れた²⁷⁾。また吳服師後藤とは「為替取組通帳」によって為替手形を取り組んでいた。

以上、中橋店の商人貸付について言えることは、江戸の間屋商人に対してかなりの商用貸付を行っていること、またそのなかに播磨屋(中井)両替店が江戸の酒問屋に対して行っていたような、為替手形の過振りという形での当座貸越金融が行われていたことを指摘しておこう。

(2) 為替取引

江戸時代、幕府は大坂御金蔵に納められた年貢金などを江戸御金蔵へ送金する必要がある、また諸藩も大坂蔵屋敷において販売した年貢米や国産品の代金を江戸藩邸へ送金しなければならなかった。一方、江戸の間屋商人は、販売する商品のほとんどを上方から仕入れていたので、その代金を上方へ送金する必要がある。ここに①幕府・諸藩の上方から江戸へという貨幣の流れと、②江戸間屋商人の江戸から上方へという貨幣の流れが生じ、両者は相殺される関係にあった。その際、上方と江戸の両替商の信用取引によって、幕府(御為替組)・諸藩・問屋商人とも現金の送金が行わず、ただ為替手形(送金為替・代金取立為替)の取組と授受によって両地間の貸借は相殺された。具体的には、第11図にあるように、①上方の両替商は、江戸の間屋商人に貸勘定のある上方の間屋商人から「逆為替」(代金取立為替)手形を買い取り、②これを江戸の取引両替商(コルレス先)

第11図 江戸—上方の為替取引



近世後期住友江戸両替店の創業と経営

- 註) (1) 大坂・京都の為替本両替仲間以外の一般商人が発行した(印元となった)御金蔵為替手形(御為替手形)は、「御為替銀」の名目を借りた貸付証文と考えてよい。
- (2) 近世後期以降「^{のばせかわせ}為登為替」(江戸→大坂の送金為替手形)も見られるようになった。

へ送る。③ 江戸の両替商は、この取立為替手形をもって江戸の問屋商人から商品代金を受け取る。④ この代金を江戸両替商は当座預かりにしておき、⑤ 後日上方の取引両替商から自分宛に振り出される御為替組の「御為替手形」(御金蔵為替)や諸大名の送金為替手形の支払い準備金とした。

こうして、両地間の為替取引は決済されたが、近世後期以降は「為登為替」(江戸から上方への送金為替)も見られるようになった

た。天明期（一七八一〜一七八八）ごろから、この両地間の為替取引に活躍した両替商こそ、江戸においては相場立会仲間加入の両替商であり、大坂においては本両替為替仲間、京都では為替本両替仲間加入の両替商であった。⁽²⁴⁾江戸の相場立会仲間は、若干の送金為替は取り組みながらも、逆為替は取り組まなかった⁽²⁵⁾ので、逆為替の取立と納付については、大坂・京都の為替本両替仲間から手数料を受け取った。⁽²⁶⁾その額は、天明三年（一七八三）金一〇〇両につき銀一匁、銀一〇貫目につき銀二匁と定められたが、文政十二年（一八二九）金のみについて、金一〇〇両に銀二匁に値上げされた。⁽²⁷⁾この結果、江戸両替商の為替取引における収益は、①送金為替取組の手数料、②逆為替の取立と納付について、上方両替商から受け取る手数料、③江戸問屋商人への為替資金当座貸越の日歩などが考えられよう。

次に、中橋店の為替取引先を天保六年（一八三五）の場合で見ると（前掲第5表、三四頁参照）、中橋店が江戸の相場立会仲間であった関係から、大坂の本両替為替仲間の鴻池屋重太郎（尼ヶ崎町）が見られる。ほかに十人両替の泉屋甚次郎（住友の豊後町分家）、本両替の銭屋佐兵衛（島之内石灰町）、住友の大坂本店などいづれも大坂の両替商であった。それぞれの為替差引尻を見ると、銭佐が四一四兩余の貸勘定、鴻重が一二八三兩の預かり、泉甚も一〇五九兩余の預かり、本店も四九二兩

余の預かり勘定となっていて、これに「爲替渡方」三九一六兩余と「爲替内金」三八〇兩余の預かり勘定を加えると、爲替取引総資金の差引勘定は、六七一八兩余の預かり勘定となった。

註

- ① 文政十年正月「覺(御納戸御用物仕入爲替取替金借用 覺并ニ勘定帳)」
- ② 嘉永七年七月「(中橋店諸向預かり残金并ニ賄入用高 書上)」
- ③ 天保十二年十一月「借用申金子之事(伊達屋治郎吉借用証文)」
- ④ 天保十二年十月「覺(元手金借用証文加判ニ付、菱垣廻船問屋株・大師川原新田沽券状預かりニ付覚)」
- ⑤ 弘化二年十二月「差入申一札之事(伊達屋治郎吉返済引繼ニ付一札)」
- ⑥ 嘉永五年十月「人別寫書(伊達屋徳兵衛并ニ紀国屋徳兵衛ニ付)」
- ⑦ 嘉永四年九月「差入申一札之事(伊達屋治郎吉借金、大坂加判人の掛合依頼一札)」
- ⑧ 嘉永五年八月七日「乍恐御訴訟(伊達屋治郎吉預ケ金 出入訴訟控)」
- ⑨ 嘉永五年十一月十六日「口上(伊達屋徳兵衛甥徳次郎申分不審之廉々、出入相手方引合願口上書并ニ返答書)」
- ⑩ 嘉永五年十月「口上之覺(紀国屋徳兵衛行方不明ニ付引合之廉々口上之覺)」
- ⑪ 田中については、村瀬典章「近世中・後期における材木運搬請負人」(『地方史研究』第三五卷三号)参照。
- ⑫ 文政十二年五月「差入申一札之事(年賦金返済方ニ付一札)」
- ⑬ 『神岡鉱山史』一〇九〜一三三頁(三井金屬鉱業株式会社発行、昭和四十五年)
- ⑭ 文政十二年二月「御頼談書(借用滞金返済方ニ付頼談書)」

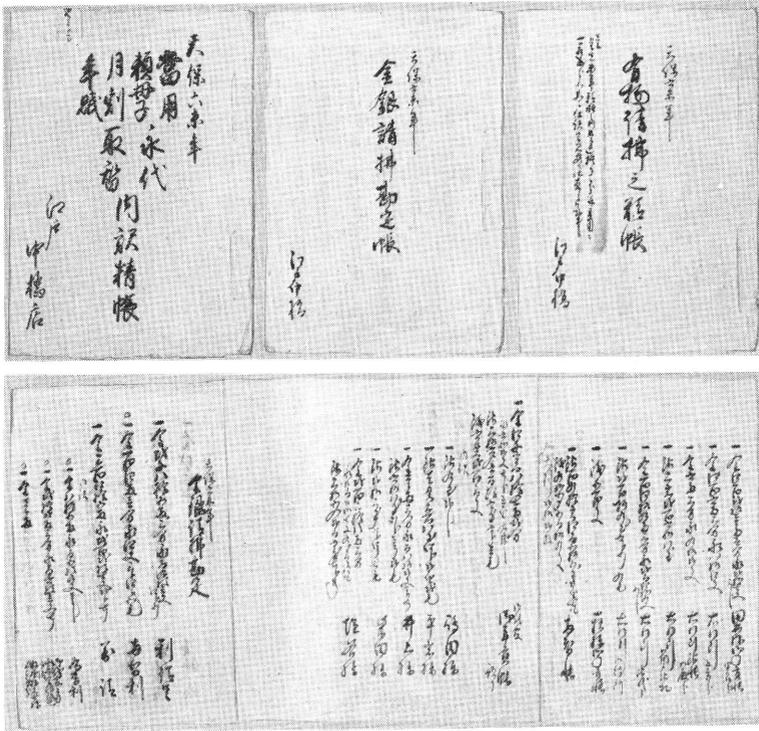
- ⑮ 第17表(一一一頁)参照。
- ⑯ 嘉永二年二月「御頼申上候口上之覺(借用滯金返済方頼談ニ付書状)」
- ⑰ 註②に同じ。
- ⑱ 嘉永二年二月「差入申一札之事(借用滯金返済方一札)」
- ⑳ 文久元年八月「入置申一札之事(借用金年賦返済方ニ付一札)」
- ㉑ 文政八年四月「預申金子之事(浜松藩積講金借用証文)」によると、金主は柏屋傳右衛門・小西宗兵衛・田中長助・島屋吉兵衛・古川八十次郎・池田庄三郎・升屋源四郎・住友吉次郎の八名であった。
- ㉒ 文化十二年二月「小田原様積金御用向入(小田原藩惣益勘定書)」によると、金主は梅津傳兵衛・伊藤八兵衛・中世昌三郎・山上源兵衛・松本平八郎・住友吉次郎の六名であった。
- ㉓ 天保六年中橋店「當用・頼母子・月割・年賦・永代・取替内譯精帳」
- ㉔ 『兩替年代記』原編、三九〇頁、賀川隆行「幕末・維新期の御為替三井組」(『三井文庫論叢』第十三号、七二〜七四頁)
- ㉕ 「一橋御用留」
- ㉖ 「年々諸用留」十一番
- ㉗ 弘化二年九月「一札之事(為替日歩滯銀勘定方一札)」
- ㉘ 上方の取引兩替商(主に京・大坂の為替本兩替仲間)以外の一般商人が振り出した「御為替手形」は、御為替銀の名目を借りた貸付証文と考えなくてはならない(賀川前掲論文、二六〜二七頁)。
- ㉙ 『兩替年代記』原編、四〇八頁、末岡照啓「化政期江戸地廻り経済發展期における江戸兩替商」(林陸朗先生選曆記念会編『近世国家の支配構造』所収、雄山閣、昭和六十一年)
- ㉚ 賀川前掲論文、一三頁
- ㉛ 『兩替年代記』原編、四〇八頁、賀川前掲論文、一四〜一六頁

四 天保六年の経営状況

中橋店の経営実態をうかがい知る史料は、毎年大坂本店へ報告するために作成する「精帳」という一年の総決算簿であるが、残念ながら当室に現存していない。しかしながら、幸いにも天保七年（一八三六）本店副支配人鷹藁源兵衛が、中橋店の勘定改めに出席した際作成された「有物請拂之精帳」（貸借対照表）、「金銀請拂勘定帳」（損益計算書）、「當用・頼母子・月割・年賦・永代・取替内譯精帳」（各貸付金帳簿の内訳書）によって、天保六年の経営実態の全貌を明らかにすることができる（第12図参照）。以下、(一)資産、(二)営業資金、(三)収益と費用の順に述べていくことにする。

(一) 資産

住友中橋店両替店の資産は、(1)貸付金（大福帳ほか五科目）、(2)当座貸付金（御代官年貢帳貸ほか二科目）、(3)不動産（地代）、(4)現金（正有物）、(5)証書（為替手形有物）、(6)その他（両替帳ほか三科目）によって構成されており、全資産の六〇%を貸付金が占めていた（第16表参照）。以下それぞれについて述



第12図 中橋店勘定帳(天保6年)

上段 表紙

下段 右「有物請拂之精帳」、左「金銀請拂勘定帳」部分

べよう。

(1) 貸付金

貸付金は、貸付の内容によつて以下の帳簿に仕訳された。大福(当用)帳(諸方への当用貸付)、月割帳(盛岡藩・伊奈家など勝手賄先への月割出金)、取替帳(縁者への立替)、頼母子帳(頼母子講への出金)、年賦帳(諸貸付金が年賦貸付とされたもの)、永代帳(諸貸付金が取立困難となり永代貸となつたもの)。これらのうち年賦帳・永代帳は、いわば不

良貸付資産である。次に、各帳簿によって貸付先をまとめたものが、第17表である。貸付先ごとに、その内容を見ていこう。

(ア) 代官 これらの貸付は、代官関係の業務のところで見えてきたように、掛屋業務とのかわりから貸し付けるようになったもので、総貸付金六万三九一八両余の一二・八九%にあたる八二三七両余であった。辻・稲垣・平岩への貸付は、年貢金・国役金等御金蔵納入金の支障により、島田・井上は屋敷普請入用につき、岸本は場所替入用につき、古橋は掛屋取引清算金の不足につき用立てたもので、いずれも化政期の貸付が、いまだに返済されず、そのほとんどが年賦貸・永代貸となったままである。

(イ) 田安・一橋家 御三卿の田安・一橋家への貸付は、全体のわずか〇・九三%にあたる五九七両余であった。そのうち一橋家への五〇〇両は、掛屋引き受けの証拠金として無利息で差し出したもので、実質的には田安家に七二両余、一橋家に二五両、合計九七両余のわずかな貸付にすぎなかった。

(ウ) 大名 大名への貸付は、掛屋業務などとの関係から用立てたもので、全体の三五・七%にあたる二万二八六三両余で最も多い貸付先であった。このうち、年賦・永代貸の不良貸付

貸借対照表 (天保6年)

		負			債			
	勘定科目	金	永	銀	銭	大判	金換算計	比率
		両分朱	文	貫 匁	貫 文	枚	両	%
預かり金	諸方預かり	73,869. 2. 0	50.1800	20,000.000			74,193.43	75.18
当座預かり金	御代官年貢帳預かり	4,687. 2. 0	62.6109	36,616.601	6,203.000		5,281.47	
	向預かり所当	7,336. 0. 0	129.0040	193,982.020	99,019.000	22	11,075.32	
	諸座分	6,753. 3. 0	163.4300	23,379.953			7,132.54	
	為替方預かり							
	小計	18,777. 2. 0	105.0449	253,978.574	105,222.000	22	23,489.33	23.80
純財産	未年勘定差引詰 (当期純利益)	1,006. 1. 0	229.2650				1,006.48	1.02
	総計	93,653. 2. 0	134.4899	273,978.574	105,222.000	22	98,689.24	100.00

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

金となったものは、その約五〇%の九四九〇両に及んでいる。また大福帳に見られる当用貸付分についても、利下げや年賦貸を依頼される状況であった。

(㊦) 旗本・武家 旗本へは、郷印証文を引き当てるとする貸付や勝手賄による月割出金を行い、武家関係は、中橋店が掛屋を勤めている代官・田安家・一橋家・大名の家臣に用立てたもので、全体の一〇・四五%にあたる六六七七両余となっていた。これらの貸付は、そのほとんどが縁故貸しで、しかも家計基盤の弱い中下級家臣団への貸付でもあり、旗本・武家貸付の約八〇%にあたる五二二五両余が、年賦貸・永代貸の不良貸付金となった。

(㊧) 商人 これらの貸付は、幕府用達商人や両替商・諸問屋に貸し付けたもので、全体の三三・

第16表 江戸中橋両替店

		資				産		
	勘定科目	金	永	銀	銭	大判	金換算計	比率
		兩分朱	文	貫 匁	貫 文	枚	兩	%
貸付金	大福帳	23,370.0	0.0	227.5000			23,370.23	
	月割帳	5,982.2	0.0	200.0000			5,982.70	
	取替帳	926.0	0.0	233.6000	28,771.091		1,392.16	
	頼母子帳	303.3	0.0	94.8000			303.84	
	年賦帳	13,903.1	0.0	223.1100	725.860	5,000.000	13,915.98	
永代帳	14,190.2	0.0	32.3980	656.100		14,201.16		
	小計	58,677.0	0.0	11.4080	30,153.051	5,000.000	59,166.07	59.95
当座貸付金	御代官年貢帳貸	1,217.3	0.0	162.0730	4,115.171		1,284.55	
	諸向取替所当座分	18.3	0.0	225.1240	112,500.120		1,840.84	
	為替方貸	286.1	0.0		7,893.084		414.07	
	小計	1,523.0	0.0	137.1970	124,508.375		3,539.46	3.59
現金証書	正有物	16,355.3	0.0	36.6090	119,305.088	100,222.000	22,18,885.81	19.14
	為替手形有物	3,533.0	0.1		12.060		3,533.26	3.58
不動産	地面代(4カ所)	2,765.0	0.0	229.2400			2,765.23	
	佐久間町地代	1,594.0	0.0	249.6260			1,594.25	
	小計	4,359.0	0.0	228.8660			4,359.48	4.42
その他	両替帳	3,681.2	0.0	48.5009			3,681.55	
	小払帳	115.0	0.0	177.5000			115.18	
	上槓町入用取替	17.3	0.0	199.2300			17.95	
	勘定差引詰不足	5,390.1	0.0	232.5990			5,390.48	
	小計	9,205.0	0.0	157.8299			9,205.16	9.32
	総計	93,653.2	0.0	134.4899	273,978.574	105,222.000	22,98,689.24	100.00

註) 金1両=付銀61匁75替、金1両=付銭6貫700文替、大判1枚=付金26兩2分替(以上いずれも原史料の換算による)

出典) 天保6年中橋店「有物請拂之精帳」

先 一 覧 (天保6年) (1)

内				訳		
資 産				不 良 貸 付 資 産		
付	取	頼	小	年	永	小
月割帳	替帳	母子帳	計(B)	賦帳	代帳	計(C)
両	両	両	両	両	両	両
				296.97		296.97
				1,840.89	4,820.49	4,820.49
				280.00	582.75	1,840.89
				210.00	0.14	582.75
					181.79	280.14
				169.02	101.19	210.00
	50.00		50.00		0.75	181.79
						169.02
						101.19
	50.00		50.00	2,499.91	5,687.11	169.02
						0.75
					72.94	0.75
						72.94
			500.00		25.00	72.94
						25.00
5,340.00		284.58	5,340.00 4,184.58 2,500.00	6,756.79		6,756.79
			1,100.00		1,502.34	1,502.34
			248.00	845.00		845.00
					186.67	186.67
					100.00	100.00
					100.00	100.00
5,340.00		284.58	13,372.58	7,601.79	1,889.01	9,490.80
				1,473.13		1,473.13
642.70			200.00 642.70		910.99	910.99
			492.50		521.34	521.34
					500.00	500.00
					304.50	304.50
					200.00	200.00
					197.53	197.53
				30.00	80.00	110.00
	10.00		10.00		15.00	15.00
				260.00		260.00
					83.00	83.00
	70.50		107.44	85.38	564.17	649.55
642.70	80.50		1,452.64	1,848.51	3,376.53	5,225.04

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

第17表 中橋店貸付

貸付先		科目	総計		貸 大福帳 両
			A=(B+C) 両	%	
幕府			296.97	0.46	
代官	辻甚太郎守眉(元大和五条代官)		4,820.49		
	稲垣藤四郎豊芳(元上野・信濃代官)		1,840.89		
	岸本武太夫莊美(元摂津・河内・播磨代官)		582.75		
	島田帯刀政富(元陸奥桑折代官)		280.14		
	井上五郎左衛門(元信濃中之条代官)		210.00		
	古橋隼人(元信濃代官)		181.79		
	柑本兵五郎裕之(元関東代官)		169.02		
	平岩右膳親康(元関東代官)		101.19		
	その他 2名		50.75		
小計 10名			8,237.02	12.89	
田安家			72.94	0.11	
一橋家			525.00	0.82	500.00
大名	盛岡藩(南部氏)		12,096.79		
	浜松藩(水野氏)		4,184.58		3,900.00
	浜田藩(松平氏)		2,500.00		2,500.00
	小田原藩(大久保氏)		1,502.34		
	延岡藩(内藤氏)		1,100.00		1,100.00
	相良藩(田沼氏)		845.00		
	庄内藩(酒井氏)		248.00		248.00
	庭瀬藩(板倉氏)		186.67		
	松山藩(松平氏)		100.00		
	秋田藩(佐竹氏)		100.00		
小計 10藩			22,863.38	35.77	7,748.00
旗本家	長谷川圖書正以(4070石)		1,473.13		
	渡邊左織		1,110.99		200.00
	伊奈遠江守忠告(1060石)		642.70		
	天野左近(750石)		521.34		
	二宮素唯		500.00		
	牧野中務贊成(1500石)		492.50		492.50
	内藤甚十郎(2000石)		304.50		
	村上大和守義雄(1000石)		200.00		
	長尾覺左衛門		197.53		
	代官手附・手代 4名		110.00		
	田安家臣 2名		25.00		
	土佐藩家臣団		260.00		
	松山藩家臣 4名		83.00		
	その他 27名		756.99		36.94
小計 46名余			6,677.68	10.45	729.44

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

先 一 覧 (天保6年) (2)

内 資 産				不 良 貸 付 資 産		
付 月割帳	取替帳	頼母子帳	小計(B)	年賦帳	永代帳	小計(C)
両	両	両	両	両	両	両
			7,373.25		192.69	192.69
			3,025.00			
			1,900.00		2,000.00	2,000.00
			573.04		504.81	504.81
				865.00	1,046.18	1,046.18
			746.50			865.00
			700.00		740.00	740.00
					435.00	435.00
				352.00		352.00
				182.00		182.00
			75.00			
	50.00		50.00			
	38.14		38.14	38.14		38.14
				42.25	262.87	305.12
	88.14		14,480.93	1,479.39	5,181.55	6,660.94
		19.26	19.26	60.00	338.17	398.17
	1,192.88		1,192.88		2,012.13	2,012.13
				10.19	9.38	19.57
	1,192.88		1,212.14	70.19	2,359.68	2,429.87
				32.68		32.68
	22.25		22.25	86.67	320.24	406.91
	22.25		22.25	119.35	320.24	439.59
5,982.70	1,433.77	303.84	31,090.54	13,916.11	18,912.06	32,828.17
	▲ 36.60		▲ 36.60		▲ 4,777.00	▲ 4,777.00
5,982.70	1,397.17	303.84	31,053.94	13,916.11	14,135.06	28,051.17

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

頁第16表の註記) に基づきすべて金に換算し、端数も下二桁を四捨五入して両で
 については多少の誤差が生じた。

第17表 中橋店貸付

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

貸付先		科目		総計		貸
				A=(B+C)		大福帳
		両	%	両		
町人	後藤縫殿介(御具服御用達)	7,565.94		7,373.25		
	田中半十郎(材木商人)	3,025.00		3,025.00		
	伊勢屋源兵衛(三組両替商)	2,000.00				
	松本平八郎	1,900.00		1,900.00		
	後藤四郎兵衛(大判・分銅座)	1,077.85		573.04		
	升屋源四郎(本両替商)	1,046.18				
	會田彌兵衛(武州越谷宿商人)	865.00				
	伊勢屋惣兵衛(材木仲買商)	746.50		746.50		
	松本重三郎(塩問屋)	740.00				
	津軽屋三平(米穀問屋)	700.00		700.00		
	雑賀屋源兵衛(蠟問屋)	435.00				
	駿河屋源七(蠟・油問屋)	352.00				
	政田屋嘉兵衛他 1名(六組飛脚問屋)	182.00				
	常是役所掛かり(銀座)	75.00		75.00		
	荒木伊右衛門(御為替十人組)	50.00				
	竹谷四郎兵衛(盛岡藩江戸銅問屋)	38.14				
	その他 25名	343.26				
小計	42名	21,141.87	33.08	14,392.79		
別家奉公人	別家 3名	417.43				
	手代 29名	3,205.01				
	下男など 6名	19.57				
小計	38名	3,642.01	5.70			
その他	武州鴻巣宿村役人	32.68				
	その他 11口	429.16				
	小計	461.84	0.72			
総計		63,918.71	100.00	23,370.23		
預かり金		4,813.60				
差引総計		59,105.11		23,370.23		

註) (1)原史料は金銀銭の表示であったが、煩雑なので原史料の換算率(107しめた)。

(2)第16表資産のうち貸付金の内訳であるが、取替帳・年賦帳・永代帳(出典)天保6年中橋店「當用・頼母子・月割・年賦・永代・取替内譯精帳」

○八%にあたる二万一一四一兩余を占め、大名に次ぐ貸付先であった。貸付先は、呉服御用達の後藤縫殿介、大判・分銅座の後藤四郎兵衛ら幕府御用達商人への貸付が最も多く、商人貸付の四〇・八八%を占めていた。その他、両替商・十組問屋へのものも多かった。

(カ) 別家・奉公人　これは、住友家の別家や中橋店の手代・下男ら身内への貸付で、全体の五・七%にあたる三六四二兩余を用立てていた。身内のためか、二三五九兩余が永代貸となり、取立が困難となった。

以上、貸付金について述べてきたが、その特徴は、①代官・大名等武家貸付金が、全体の六〇%を占めること、②次いで商人貸付が全体の三三%を占めるが、商人貸付の四〇%近くが幕府の御用達商人であること、③その結果、貸付金のほとんどが回収不能となっていることである。

(2) 当座貸付金

当座貸付金は、当座預かり金と表裏をなすもので、純全たる貸付金ではなかった。第16表の当座貸付・預かり金の内訳をまとめたものが、前掲第5表(三四頁)である。取引先別に差引尻を見ると、代官・田安家・浜松藩・金座・銀座・古銅吹所・為替取引先などが預かり勘定、一橋家・松山藩などが貸越勘定となっていた。全体では三五三九兩余の当座貸付に対し、二万三四八九兩

余の当座預かり金があり、差引一万九千九百四十九兩余の預かり勘定となった。

(3) 現金 (正有物)

これは金銀銭の元所持金で、金一万六千三百五十五兩三分と永三六文六〇九、銀一一千九百三〇五匁〇八八、錢一〇〇貫二二二文、大判二二枚があった。金に換算すると一万八千八百五十九兩余となり、全資産の一九・一四%であった。

(4) 証書 (為替手形有物)

これは手持ちの為替手形で、貸付金の抵当として流入したものであろう。金三千五百三十三兩余と銀一二貫六匁余があり、全資産のわずか三・五八%であった。

(5) 不動産 (地代)

これは、中橋店の抱屋敷沽券代金であるが、全部ではなく、田安・一橋家掛屋引き受けの抵当となつているもの(合計二五八〇兩)は除かれている。よつて当時の抱屋敷沽券高は、両替町(二〇〇兩)、溜池永井町(一一〇〇兩)、靈岸島長崎町(五〇〇兩)、牛込(二六五兩余)の合計二七六五兩となつていた。ほかに、代官杉庄兵衛貞響への貸付代償として、神田佐久間町屋敷(二五九四兩余)を孫の杉鎗次郎から五〇年間譲渡された分もあり、合計四三五九兩余、全資産のわずか四・四二%で

あった。住友中橋店では、三井江戸両替店ほど町人への家質貸を行わなかったため、抵当としての家屋敷の数は少ない。

(6) その他

ほかに、両替資金と見られる両替帳の三六八一両余、小払帳の一一五両余、上楨町への町入用取替金一七両余があった。

以上、住友中橋店の資産について述べてきたが、この資産はとりもおさず貸付資産そのものであり、全体の七割近くを占めていた。その貸付先は、大名・代官・幕府御用達商人が多く、そのため返済が滞り、貸付金の五一・三六%は年賦貸・永代貸の不良貸付資産となっていた。

(二) 営業資金

住友中橋店の営業資金は、前掲第16表(一〇六頁)にあるように、(1)預かり金、(2)当座預かり金、(3)純財産(勘定差引詰)から構成されており、全営業資金の実に九九%は預かり金であった。以下それぞれについて見てみよう。

(1) 預かり金

第18表によつて預かり先とその割合を見ると、(ア)大坂本店(六六・一七%)、(イ)田安家(六・八二%)、(ウ)一橋家(三・四九%)、(エ)大名(八・二九%)、(オ)代官(二・五三%)、(カ)旗本・武家(九・六六%)、(キ)別家・手代(〇・九三%)、(ク)その他(二・一一%)となつており、本店からの分が全体の七割近くを占めていた。次にその内容を検討しよう。

(ア)大坂本店 住友の江戸出店として、大坂本店からの營業資金預かりが最も多いのは当然であろう。四万九一〇〇両のうち、一万二〇〇〇両は浅草札差店から大坂本店への「爲登金」である。当時浅草店は、一年の純利益金のうちから毎年二〇〇〇両を本店へ送金していたが、文政十二年(一八二九)から天保五年(一八三四)までの六年間は、本店名義のまま中橋店へ無利子で融通していた。ほかに中橋店は本店名義の三河西尾藩(松平氏)講預かり金や本店小払方の金子も年利七%で融通してもらつたが、浅草店からの融通に見られるように文政十二年ごろから経営が悪化しはじめたらしく、本店分三万三〇〇〇両は無利子とされた。なお中橋店の預かり利率は、全体を見ても年利一〇%以下に抑えている。

(イ)田安家 田安家との取引は、文化五年(一八〇八)三月の掛屋御用引き受けから始まり、年貢金等当座預かり金のほかに、利殖を目的とした「田安御下ヶ金」を預かった。中橋店では、こ

(2)

預かり先		金額	年利	比率	
武家	飯田市右衛門	250.00	7%	7%	
	河野繁右衛門	200.00	5		
	古橋古兵衛	106.28	5		
	大森羽容	600.00	5		
	井上平吉	100.00	6		
	河野三木助	100.00	5		
	深具權左衛門	500.00	0		
	安藤貞右衛門	104.67			
	竹内九郎兵衛	60.00	5		
	〃	80.00	6		
	〃	300.00	7		
	〃	50.00	8		
	長曾根玄明	13.00	10		
	〃	2.15	0		
	西山様	10.00	5		
〃	20.00	10			
〃	20.00	6			
高井様	205.00	5			
計	7,167.98		9.66		
別家手代	大坂別家中	350.00	5		
	予州手代中	323.89	5		
	手代中	16.00	10		
計	689.89		0.93		
その他の	古銅吹所	1,000.00	6		2口にて
	町年寄	44.88	8		
	町名主星野又右衛門	320.00	10		
	新蔵(田安御殿内)	150.00	7		
	愛宕下御預り所	50.00	10		
計	1,564.88		2.11		
総計	74,193.20		100.00		

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

一一六

註記)に基づきすべて金に換算し、端数も下二桁を四捨五入して両で示した。

第18表 中橋店預かり先一覧 (天保6年)

(1)

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

	預かり先	金額	年利	比率	
本店	本家	33,000.00 ^両	0%	%	文政12~天保5年まで 毎年2000両ずつ受取分 大坂本店小払方分 本店西尾藩講金預り分
	〃 (浅草店)	12,000.00	0		
	大坂小払方	1,400.00	7		
	大坂西尾講	2,700.00	7		
	計	49,100.00		66.17	
田安家	田安御殿	1,400.00	10		年利7%出願中 津軽様貸出中
	〃	700.00	7		
	〃	2,958.35	7		
	計	5,058.35		6.82	
一橋家	一橋御殿	75.00	10		
	〃	65.35	10		
	〃	41.50	10		
	〃	1,000.00	6		
	〃	1,405.25	10		
	計	2,587.10		3.49	
大名	加納遠江守(上総一宮藩)	3,650.00	5		
	〃	500.00	6		
	有馬兵庫頭(上総五井藩)	2,000.00	5		
	計	6,150.00		8.29	
代官	野田斧吉	800.00	6		
	大原四郎右衛門	1,075.00	5		
	計	1,875.00		2.53	
武家	水野美濃守忠篤 (小普請、1600石)	3,000.00	5		大坂町奉行・田安家老・ 御側御用取次を歴任
	津田彌太夫	251.88	5		
	稲岡茂作	1,100.00	6		
	増田貞	70.00	6		
	渡邊関之丞	25.00	8		

註) 原史料は金銀銭の表示であったが、煩雑なので原史料の換算率(107頁第16表の出典) 天保6年 中橋店「有物請拂之精帳」

れを名目貸付金として活用し、化政期（一八〇四～一八二九）には毎年六〇〇〇兩ないし七〇〇〇兩を年利一〇％で預かった。ところが、文政期（一八一八～一八二九）以降貸付金の回収が滞ったので、天保六年には預かり金五〇五八兩のうち三六五八兩余を年利七％に利下げしてもらい、なお残り一四〇〇兩も利下げを出願中であつた。

(ウ) 一橋家 一橋家との取引は、文化二年（一八〇五）九月の掛屋引き受けから始まり、年貢金等の当座預かり金のほかに、利殖を目的とした「一橋御下ケ金」を預かった。中橋店ではこれを名目貸付金とはせず、営業資金の一部として活用した。天保六年二五八七兩余を預かり、そのうち一五八七兩が年利一〇％、残り一〇〇〇兩が年利六％であつた。弘化から嘉永期（一八四四～一八五三）には、経営悪化により預かり高を増やすと同時に、利率を年利三％から五％に引き下げてもらつた。

(エ) 大名 これには、上総一宮藩（加納氏）と上総五井藩（有馬氏）の二藩の預かり金があつた。兩藩とも、以前は伊勢国内に陣屋があつたが、加納氏は文政九年（一八二六）上総一宮に、有馬氏は天明元年（一七八一）上総五井に陣屋を移した。加納氏とは、伊勢領内の治田銅山経営に住友が関与したことから取引が始まつた。天保六年加納氏から三六五〇兩を年利六％で預かり、有馬氏

からは、二〇〇〇兩を年利5%で預かった。

(カ) 代官　これは当座預かり金ではなくて、利殖を目的とした預かり金である。野田斧吉は美濃笠松の郡代で、八〇〇兩を年利6%で預かった。大原四郎右衛門は武蔵・下総の代官で、一〇七五兩を年利5%で預かった。

(ク) 武家　預かり先は一七名を数え、預かり金の合計は七一六七兩余であった。このうち水野美濃守忠篤と稲岡茂作が、一〇〇〇兩以上の大口の預かり先であった。水野は、大坂町奉行・田安家家老・御側御用取次などの要職を歴任した人物である。おそらく田安家家老のとき三〇〇〇兩預かったのであろう。利率は年利5%であった。稲岡茂作は、武蔵・下総の代官大原四郎右衛門の手代で、おそらく代官大原分一一〇〇兩を稲岡名義にして預けたものである。利率は年利6%であった。

(ケ) 別家・手代　大坂の別家が三五〇兩、伊予別子銅山の手代が三二三兩余、中橋店の手代が一六兩、合計六八九兩余預けていた。勤務先の関係からか、中橋店手代の預かり利率は年利一〇%であったが、そのほかの年利は5%であった。

(ク) その他　以上のほか、預かり先に古銅吹所・町年寄・町名主などがあったが、古銅吹所

の場合、住友の銅精錬業との関係から一〇〇〇両を年利六%で預かった。

(2) 当座預かり金

当座預かり金は、無利子の一時預かり金で、当座貸付金と表裏をなすものであった。そのため貸し越すこともあり、安定した営業資金とはなりえなかった。天保六年の当座預かり金は、前掲第16表(一〇七頁)とその内訳の第5表(三四頁)にあるように、全営業資金の二三・八%にあたる二万三四八九両であったが、三五三九両余の当座貸越があり、差引一万九九四九両余の預かり勘定となっていた。

(3) 純財産 (未年勘定差引誌)

天保六年の中橋店純財産には、当期純利益の一〇〇六両余のほかは全く含まれておらず、過去の純利益を積立金などにして蓄積できないほど経営が悪化していた。しかもこの当期純利益は、実質九九三両余の当期欠損を浅草店から二〇〇〇両仕送りしてもらって補ったものである(第19表参照)。そのため純財産は、全営業資金のわずか一%程度でしかなく、この経営基盤の脆弱さが、嘉永二年(一八四九)に本店や浅草店からの援助が途絶えた際、休店に追い込まれた原因である。

以上、天保六年の住友中橋両替店の営業資金について述べてきた。その特色を要約すると、①

住友中橋店は、純財産の額に見られるように自己資金に乏しく、②そのため、そのほとんど六六・一七%を大坂本店から預かり、ほかは田安・一橋家の御下ケ金や、大名などからの武家預かり金(三〇・七九%)に頼っていた。③そして、その預かり利率は年利一〇%以下の低利に抑え、④文政十二年以降は、浅草店から毎年無利子で二〇〇〇両ずつの融資をうけて営業資金の補いとしていた。

(三) 収益と費用

(1) 収益

中橋両替店の収益科目には、大福帳等に見られる貸付金の利息収入である「利請口々」、両替手数料の「兩替利」、扶持米や包歩金など小口の諸収入をまとめた「萬請」よろずぎ、為替収入の「爲替日歩」、抱屋敷の家賃収入「家賃請」、浅草店からの入金「浅草請」の六科目があった。いまこれらの収益科目を、(ア)両替収入、(イ)為替収入、(ウ)利息収入、(エ)家賃収入、(オ)扶持米収入、(カ)その他の収入の六つに分類すると、第19表のようになる(付録資料六参照)。但し、「浅草請」は札差業を営んでいた浅草出店の、大坂本店送金分を本店の承諾をえて浅草店から融通してもらったもので、

第19表 中橋店損益計算書 (天保6年)

	項目	勘定科目	金	永	比率
収	両替	両替利	104	254.345	%
		(御代官方其外金銀包歩銀)	22	911.070	
		(引替方ニ付被下候分)	10	354.800	
		計	137	520.215	4.82
	為替	為替日歩	210	489.900	
		為替利	85	159.100	
	計	295	649.000	10.36	
益	利息	利請	2,085	941.450	73.11
	家賃	家賃請	107	253.850	3.76
	扶持米	扶持米代	174	466.400	6.12
	その他	(牧野様・久世様被下候分)	1		
		(水沢銅口銀)	25	561.900	
		(臨時口々)	25	774.000	
		計	52	335.900	1.83
	総計	2,853	166.815	100.00	
費	利払い	利払口々	2,617	452.320	68.04
	諸経費	諸入目小払渡	1,229	235.230	31.96
	費用計		3,846	687.550	100.00
用	純利益		▲993	520.735	
	総計		2,853	166.815	
利益処理		中橋店純利益	▲993	520.735	
		浅草店請	2,000		
		浅草店入金後純利益	1,006	479.265	

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

註) 科目の()は「萬請」(合計金345両、永227文27)の内訳科目出典)天保6年中橋店「金銀請拂勘定帳」

中橋店の営業によって生み出された収益ではないので、収益の項目から除外し、利益処理のところで取り扱った。

(ア) 両替収入　これには、両替手数料の「兩替利」と、代官・田安家・一橋家など掛屋御用にとまなう金銀包改め賃、貨幣改鑄による古金銀引替御用の手当金などがあつたが、両替商本来の収入源ともいえる両替収入は、全体のわずか四・八二%という少額であつた。本両替・三組両替商クラスの両替商では、両替商収入＝両替収入ではないことの実例でもある。

(イ) 為替収入　為替取引による収益には、「爲替日歩」と「爲替利」があつた。前者は、為替手形の当座貸越の利息、後者は逆為替の取立と納付の手数料、および送金為替の手数料と考えられる。「爲替日歩」は二一〇兩余、「爲替利」が八五兩余で、合計二九五兩であつた。全収益の一〇・三六%であるが、これとても主要な収入源ではなかつた。

(ウ) 利息収入　これは、大福(当用)帳・月割帳などに見られる諸方貸付金の利息収入である。天保六年の利息は二〇八五兩余で、全収益の実に七三・一一%を占めていた。これで見ると、両替商の収入は、まさに貸付利息であつた。ところが同年の利息は二〇八五兩余で、同年の貸付高五万九一六六兩余の利息としてはあまりにも少ない。当時の平均貸付利率を年利一二%として、

この年現在の貸付高に対する利息を計算すると、八一〇〇兩余の利息収益となる。それが実際には右のような少額であった原因は、天保六年までに貸付金の五一・三六%が年賦貸・永代貸の不良資産になっていたからである。

(戊) 家賃収入　中橋店の江戸抱屋敷は、田安・一橋家の抵当となっているものも含めて九軒ほどあったが、その家賃は年間一〇七兩ほどであった。これも、全収益のわずか三・七六%で主要な収益源ではなかった。

(己) 扶持米収入　これは、中橋店が諸藩の掛屋・蔵元御用や諸調達金御用を引き受けて賜った扶持米である。中橋店の「舊記録」などによって拝領先を調べたものが第20表である。すべてを表したものではないが、大方の傾向は窺えるであろう。これによると、田安家・一橋家・松山藩は掛屋御用引き受けによって、盛岡藩は、勝手向や蔵元用向につき「厚心配」に預かった謝礼として、小田原藩は「惣益金講」の金主として世話になった謝礼として、いずれも十人扶持を賜った。天保六年の場合、これら扶持米の代金は一七四兩余で、全収益の六・一二%であった。

(庚) その他　これには、牧野家や久世家からの賜り物、盛岡藩の水沢銅販売に関する口銀、そのほか臨時収入があり、全体で五二兩余に過ぎず、極めてわずかなものであった。

第20表 中橋店扶持米高

領主	年月日	扶持米	理由
田安家	文化 5. 3	10人扶持	掛屋御用引受による。
一橋家	〃 2. 9	〃	〃
盛岡藩(南部信濃守)	文政 8. 12. 11	〃	勝手向・蔵元用向親切ニ付
松山藩(松平隠岐守)	文化 10. 6	〃	掛屋御用引受による。
浜田藩(松平周防守)	文政 8. 3. 20	〃	勝手向彼是預世話候ニ付
浜松藩 (水野左近将監忠邦)	〃 8. 5. 2	〃	勝手向之儀、追々預世話候ニ付
小田原藩 (大久保加賀守)	〃 9. 12	〃	惣益講金主世話致候ニ付

出典) 中橋店「舊記録」、「年々諸用留」十一番など。

これを要するに、中橋店の最大の収入源は、貸付金の利息収入であったということである。

(2) 費用

中橋店の費用科目には、「利拂口々」と「入目小拂渡」があった。前者は、諸預かり金に対する支払い利息で、全費用三八四六兩余の実に六八・〇四%を占める二六一七兩余であった。後者は、中橋店の給与・世帯賄入用・業務入用などの諸経費で、全費用の残り三一・九六%にあたる二二九兩余であった。残念ながら、両者とも内訳については判明しないが、利払い先については、第18表(一一七頁)の預かり先と対応しているので、ある程度の推測は可能であろう。

以上、天保六年の中橋店営業状況をまとめると、化政期(二八〇四〜一八二九)の貸付金が次第に年賦貸や永代貸とな

り、不良債権は全貸付金の五一・三六%を占めるに至り、そのため利息収入が激減し、純利益は望むべくもなく九九三兩余の欠損となった。これを浅草店からの二〇〇〇兩によって補い、ようやく一〇〇六兩余の純利益を計上する状態であった。

五 経営の推移^①

文化二年（一八〇五）に両替業を開始した住友中橋店は、開業間もない翌文化三年に、早くも両替業収益として三〇〇兩を計上した。^② 同店は独立会計制をとっており、利益があるとその一部を大坂の本店に送金したが、^③ その後も取引先・貸付高が急増するなど経営は順調に伸び、文政八年（一八二五）には一〇〇〇兩を本店に送金するほどであった。^④

ところが、幕府は文政期（一八一八～一八二九）に金融市場の緊縮政策をとったので、中橋店も次第にはかの両替店と同様に武家・商人への貸付が、利下げ・無利息とされていった。これに対応して、中橋店は文政八年（一八二五）五月の「掟」書で、諸家への新規館入を禁止、貸付金の規定を厳重にする一方、文政十年からは新たに田安別口貸付金の実施によって経営の回復を図ろうと

した。しかし、これらの方策はうまく軌道に乗らず、ついに文政十一年七月には、「江戸中橋店も近年夥敷損銀有之、兼而心痛致候所、當年者別而不融通ニ相成、此節急々壹萬兩差下し不申而者、同所も及休店可申候」という状態に陥ってしまった^⑤（付録資料五参照）。このため、大坂本店は翌文政十二年から浅草店収益の本店送金分二〇〇〇両を、中橋店の経営立て直し金として繰り入れることに決し、天保六年（一八三五）まで毎年二〇〇〇両ずつ合計一万二〇〇〇両を繰り入れた^⑥が、その経営回復は効を奏しなかった。

翌天保七年三月、大坂本店はこの事態を憂慮し、本店副支配人鷹藁源兵衛を勘定改めとして江戸へ派遣した^⑥。源兵衛は、中橋店支配人全九郎および浅草店支配人清兵衛らと休店取締方について相談し、前年の決算簿を調査した。そして新たに見易く勘定を仕訳けた「有物請拂之精帳」（貸借対照表）と「金銀請拂之勘定帳」（損益計算書）などを作成したところ、九九三両余の欠損があり、総貸付金の五〇%余が年賦貸・永代貸の不良債権となっていた。また残りの貸付金も利下げ、年賦返済を要求されている状態であった。そこで、源兵衛は中橋店支配人らと謀り、改革仕法案を作成し、休店することなしに再建の道を選んだ。その内容は、①支出の抑制（日常諸経費の儉約と諸預かり金の利下げなど）と、②収入の増加（貸付金の回収と財産の処分）策によって、天保六年までの負

債（諸預かり金）九万七六八二兩余を、天保七年から五年間に返済しようとしたが、その間の経営維持のためには、今後ともなお浅草店からの仕送り金を必要とした。

こうして仕法案は実行に移されたが、社会情勢は好転せず、貸付金の回収どころか、却って新規貸付を依頼されるありさまで、却ってそのための外部預かり金（負債）が増加し、五年後の天保十二年に至っても債務は果たせなかった。さらに同十四年の無利息年賦返済令は、頼みとする浅草店からの仕送り金を不可能とし、一橋御下ヶ金の短期預かりなどによって急場を凌いだ。^⑧その後嘉永二年（一八四九）正月、本店老分北脇治右衛門が江戸両店の勘定改めとして下向し、ようやく江戸両店の改革仕法がまとまった矢先、^⑩今度は大坂本店が銅座預かり金返済の件で資金繰りに行き詰った。^⑪このため、営業成績の悪い中橋店は同年十月休店することになり、^⑫本両替を始め、田安・一橋家および代官の掛屋をすべて辞退し、そのほかほとんどの金融業務から退いていった。その際中橋店に残された外部預かり金（負債）は莫大で、田安家九四七〇兩余、水野因幡守忠篤（一六〇〇石）六〇〇〇兩、大坂為替取引先（近江屋半左衛門・鴻池屋重太郎・錢屋佐一郎の三家）八八二〇兩など三万一五〇〇兩余りに及んだ（第21表参照）。但し、一橋家御下ヶ金の返済については、後任の掛屋渡邊屋熊次郎が引きうけることを条件に、同人へ中橋上槇町の出店（表口京間九間、奥行二〇間、

第21表 中橋店預かり金(負債)一覽

預かり先		嘉永3年	返済条件	安政元年
御三卿	田安家	9,470 ^両	無利息20年賦 年利3%5年賦	9,525 ^両 0
	一橋家	200		
	小計	9,670		9,525
大名	上総一宮藩	1,300	嘉永5年から年利3%13年賦 元金据置年利3%	1,000
	上総五井藩	1,500		1,500
	その他	457		
	小計	3,257		2,500
武家	水野因幡守	6,000	無利息65年賦	5,875
	岩佐幸兵衛	800	無利息30年賦	890
	関口焔藏	900	〃	840
	安松八郎右衛門 (吉田藩家臣)	325	無利息16年賦	235
	その他5名	1,230		
	小計	9,255		7,840
商人	大坂為替取引先	8,820	年元利400両返済	8,500
	渡邊屋熊次郎 (小川屋西之助)	400	無利息10年賦	220
	小計	9,220		8,720
その他	古銅吹所	113		0
	小口々々			850
	総計(A)	31,515		29,435
浅草店	泉屋甚左衛門			5,255
	総計(B)	31,515		34,690

註(1) 両以下は、切り捨て

(2) 安政元年のその他小口々々には、大名・武家のその他が含まれる。

(3) 総計(A)は外部預かり金、総計(B)は身内も含めた総預かり金である。

出典) 嘉永3年10月「諸向割済金請取之通」

嘉永7年(安政元)7月 中橋店「(諸向預り残金並に購入用高書上)」

面積一八〇坪)を一六〇〇坪で譲渡した¹⁴⁾。

翌嘉永三年、中橋店は「大坂表へ引拂可申義ニ御座候處」と廃止される予定であったが、大坂本店は別子銅山に関する出願・陳情の窓口がなくなつては、住友家の事業に差し支えるという理由で、上榎町から南東へ五〇〇メートルほど離れた正木町の借家(源藏地借り)へ移転して存続させることにした¹⁵⁾。その際、嘉永二年二月当時二三人いた店員を退職・転勤させるなどして大幅に削減したので(前掲第2表一九頁参照)、当時は支配人井伊又兵衛ほか手代山口平十郎・鈴木菊三郎、子供種藏・仁三郎、下男重助のわずか六人となった(第22表参照)。そして、休店時の負債三万一千五百〇〇両余は、浅草店からの仕送り金と貸付金の回収によって年賦返済することにし、各預かり先との交渉の結果、ほぼ無利息年賦返済が聞き届けられた(第21表参照)。また、当時の中橋店は年間経費として、給料五〇両、食料・燃料費

その後の移動	
安政3	別家・文久元 再動
安政6.8	浅草勘定場
安政6.8	浅草勘定場
閉店時の処遇	
江戸別家	〃
大坂本店、のち芳次郎	大坂本店

との交渉の結果、ほぼ無利息年賦返済が聞き届けられた(第21表参照)。また、当時の中橋店は年間経費として、給料五〇両、食料・燃料費

第22表 中橋店店員構成 (嘉永3年・慶応3年)

店員名	出身	親	年齢	役職
衛兵衛 山城	山 城	商 人	43	支配人
伊平三郎 江戸	江 戸	〃	25	支 手
又菊三郎 〃	〃	〃	23	〃
鈴木種藏 〃	〃	〃	15	子 供
仁三郎 〃	〃	〃	14	〃
重助 越中	越 中	農 民	36	下 男
計 6人				
店員名	出身	親	年齢	役職
市右衛門 山城	山 城	商 人	56	支配人
伊又兵衛 山城	山 城	商 人	56	支配人並
直三郎 〃	〃	〃	〃	台 所 方
正七郎 〃	〃	〃	〃	為 替 方
久三郎 〃	〃	〃	〃	勘 定 方
尾崎芳三郎 大坂	大 坂	商 人	18	勘 定 方
香村文之助 江戸	江 戸	〃	18	勘定方下役
計 7人 (但し、子供・下男を除く)				

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

出典) 嘉永2年2月、中橋店「出勤録」
 嘉永3・6年、「諸店席順控」
 嘉永7年(安政元)7月、中橋店「(諸向預り残金並に賄入用高書上)」
 慶応3年2月、中橋店「改革議定書」

五〇両、家賃・町入用
 三五両、接待進物入用
 三二両余、業務入用二
 一両、社寺寄進入用一
 五両、臨時見込一〇両
 の合計二一三両余りを
 必要としたので(第23
 表、大坂本店は中橋店
 の経営維持のため毎年
 二〇〇両を賄料として
 送金した。
 こうして、中橋店は
 浅草店と大坂本店の援
 助によって表向きには

第23表 中橋店の諸経費（正木町出店時代、嘉永7年7月調）

項 目	科 目	金 額	比 率
給 料	給金鹿物代（6人分）	50 ^{両分}	23.42 [%]
食料・燃料費	世 帯（米・味噌代等）	50	23.42
家賃・町入用	地代并蔵敷其外共町入用	35	16.39
接待進物入用	諸向進物入用	20	
	来客入用	10	
	付届入用	2.2	
	小 計	32.2	15.22
業務入用	紙 代	4	
	小 買 物	4	
	取繕普請見込	10	
	飛 脚 賃	3	
	小 計	21	9.84
社寺寄進入用	神 仏 入 用	15	7.03
そ の 他	臨 時 見 込	10	4.68
総 計		213.2	100.00

出典）嘉永7年（安政元）7月、中橋店「（諸向預り残金並に賄入用高書上）」

経営を回復し、貸付金の回収と負債の返済に全力を尽くすことになった。また、別子銅山関係の交渉とともに、旗本伊奈家の勝手賄業務だけは継続することになり、嘉永四年三月の「諸問屋名前帳」では、三組両替のうち神田組として記載され、再び江戸両替商仲間に加えることになった。^⑩

安政三年（一八五〇）九月、井伊又兵衛に代わって吉村市郎右衛門が中橋店支配人

に就任すると、両替業再開への動きが活発化した。まず、同年十二月吉村はその布石として、以前の上槇町両替店にほど近い(二町おいて南にある)南槇町西会所の土蔵(梁間三間、桁行三間半)を小倉屋庄助から四〇〇両で購入し¹⁸、次いで翌年二月正木町の借家から二町おいて西にある同所に移転¹⁹、小倉屋所有の家屋敷を店舗とした²⁰。こうして、中橋店は南槇町西会所に店舗を構えると、貸付・両替・古金銀引替・為替取組など本格的に金融業務を再開した。

まず、安政五年四月には、旗本の伊奈家と同様に、一色山城守直温(堺町奉行、一〇〇〇石)の勝手賄を引き受け²¹、翌六年五月には幕府から保字金の引替御用を命ぜられた²²。続いて、翌万延元年(二八六〇)三月に大判、同年四月に保字金・正字金・古金類の引替を命ぜられた(付録資料三参照)。文久元年(一八六一)五月には、再び田安家の掛屋御用を命ぜられ²⁴、翌二年三月には旗本鈴木親之輔(帯刀、書院番、一〇〇〇石)の勝手賄を引き受けた²⁵。さらに同年十二月には、横浜貿易との関係から信濃飯田藩(堀氏)の国産生糸送り荷に対する為替金支払方を、慶応元年(二八六五)二月には、盛岡藩(南部氏)の国産生糸仕入金の預かり方を命ぜられた²⁷。こうして業務が拡大するに伴い、居を構える必要に迫られ、慶応二年四月浅草店から四〇〇両借用して、中橋店の家屋敷を家主小倉屋庄助から九〇〇両で購入して家持となった²⁸。店員数も、慶応三年二月には支配人吉村市郎右衛

門以下、支配人並井伊又兵衛（文久元年再勤）、手代直三郎、為替方久三郎、勘定方尾崎芳三郎（のち芳次郎）、同下役香村文之助、台所方正七の合計七人（但し、子供・下男を除く）に増加した（第22表参照）。また、同年八月、幕府は横浜貿易の支払い手段として、三井組の協力により銀座から「江戸横浜通用金札」を発行し、次いで十月には財政補填のため「江戸及び関八州国内限り通用金札」の発行を計画した。これらの紙幣は、幕府が初めて発行したもので、その円滑な流通を図るため、幕府は主要な江戸両替商にその紙幣見本を交付した。中橋店は、十一月二十日「江戸及び関八州国内限り通用金札」の一〇〇両券見本を、十一月二十六日に「江戸横浜通用金札」の一〇両券見本を各一枚交付された。³⁰翌年（明治元年）正月十七日には、前者の一両券見本も一枚追加交付された。しかし、両者とも幕府崩壊寸前の紙幣のため十分流通することはなかった。

このように、営業再開後の中橋両替店は事業も拡大し、店員数も増加したのであるが、その経営実態は、浅草店からの仕送り金によって、嘉永二年（一八四九）閉店時の負債三万一五〇〇両余りを返済中であつた。しかも、貸付金の回収は思うにまかせず、嘉永七年（安政元年）七月に至っても六万八四〇〇両余りが不良債権として残っていた（第24表参照）。このため活動の割には収益があがらず、慶応元年でも七一〇両余りの収益に対して、一七八五両余りの支出があり、差引一

第24表 中橋店の不良債権残高 (嘉永7年)

貸付先		債権残高	嘉永7年の返済条件
大名	盛岡藩(南部氏)	12,000 ^両 (12,097 ^両)	当時皆滞
	山形藩(水野氏)	4,250 (4,185)	〃
	浜田藩(松平氏)	2,500 (2,500)	〃
	延岡藩(内藤氏)	1,100 (1,100)	〃
	遠州相良藩(田沼氏)	800 (845)	〃
	越後與板藩(井伊氏)	510	年15両ずつ34年賦返済
計		21,160 (20,727)	
旗本	長谷川圖書	1,400 (1,473)	当時皆滞
	伊奈左衛門	200 (643)	元金据置、年24兩利息受取
	牧野中務	400 (493)	年5両ずつ80年賦返済
計		2,000 (2,609)	
商人	田中半十郎	22,000 (3,025)	年200両ずつ11年賦返済
	伊達屋治郎吉	4,000	当時家名退職、皆滞
	後藤縫殿介	3,200 (7,566)	年30両ずつ106年賦返済
	伊勢屋源兵衛	2,000 (2,000)	当時家名退職、皆滞
	後藤四郎兵衛	1,450 (1,078)	450両は年25両ずつ18年賦返済
	松本平八郎	1,000 (1,900)	年3分利付、年50両ずつ20年賦返済
	會田彌兵衛	560 (865)	当時皆滞
	伊勢屋嘉右衛門	400	当時家名退職、皆滞
	大坂屋茂兵衛	400	江戸家仁三郎から40年賦返済
	駿河屋源七	340 (352)	当時皆滞
計		35,350 (16,759)	
その他	清須美源四郎他1名	400	当時家名退職、皆滞
	伊阿屋出雲	250	〃
	口々	2,000	
計		2,650	
総計		61,160	

註) ()は天保6年の貸付高

出典) (1) 嘉永7年(安政元)7月、中橋店「(諸向預り残金並に賄入用高書上)」

(2) 原史料の総計は64,800両となっている。

第25表 中橋両替店損益計算書（慶応元年）

項 目	科 目	金 額	比 率	
収 益	利 息	伊 奈 様 御 利 足 350 <small>兩分</small>	% 49.30	
	両替・為替	田 安 両 替 利	15	
		両替日歩(両替切賃・為替日歩)	50	
		銭佐殿為替支配料	15	
		計	80	11.27
	扶 持 米	田 安 扶 持 米 (50俵)	80	11.27
助 成 金	本 家 御 手 当	200	28.16	
	総 計 (A)	710	100.00	
費 用	利 払	浅 草 店	446.3	
		本 所 古 銅 吹 所	219.3	
		本 所 古 銅 吹 所 為 蔵	27	
		本 家	168	
		大 福 帳 諸 向 口 々	65	
		計	926.2	52.70
諸 経 費	諸 入 目	858.2	48.10	
	総 計 (B)	1,785	100.00	
純利益	(A - B)	▲1,075		

近世後期住友江戸両替店の創業と経営

出典) 慶応2年10月「(直三郎中橋店改革建白書)」

○七五兩余りもの欠損を出していた(第25表参照、但し収益のうち二〇〇兩は大坂本店からの賄料であるから、実質一二七五兩の欠損であった)。今後ともなお浅草店からの援助を必要としていたのである。

ところが、翌慶応二年正月浅草店支配人稲田正右衛門は、別子銅山に関する歎

願のため出府している本店日勤老分今澤卯兵衛に対し、中橋店への仕送り金などによって経営が悪化している状況を報告し、その救済を出願した^①(付録資料七参照)。この願書によると、浅草店は、蔵米取り旗本の俸禄米を担保とする札差金融によって、嘉永五年(一八五二)から文久三年(一八六三)までの十二年間で七六九九両余りの純利益を計上した。しかし、中橋店の負債返済金として、同じ十二年間に九五四八両余りもの大金を仕送りしたので、差引一八四九両余りの欠損となっていた。また、これに浅草店の安政二年(一八五五)大震災による普請入用金二九九一両余りと、文久元年(一八六一)の盗難ならびに手代取替損失金六五〇〇両余りを加えると、その損失高は合計一万一三四〇両余りにも及び、浅草店はただだ「有物(財産)相減し有之候」状態であると述べた。次いでその救済策について、①中橋店への臨時立替金六四六〇両は大坂本店で肩代り願いたい、②文久三年の安利年賦返済令による損失の救済として、本店からの借入金三〇〇〇両の元金を据え置き、利率を年利一〇%から七%に引き下げてもらいたい、③慶応元年暮の類焼手当金として、本店から二〇〇〇両融通してもらいたいと出願したのである。浅草店の経営悪化は、とりもなおさず中橋両替店の経営破綻に起因していた。

慶応二年十月、本店日勤老分今澤卯兵衛と中橋店支配人吉村市郎右衛門は、浅草店の上申をう

けて中橋店の改革を断行することにした。同月中橋店の店員六名に再建策を下問したところ、一同からそれぞれに回答を得た。このうち手代直三郎から、慶応元年の欠損一七八五兩余りは、今後の改革次第で七二一兩余りまで減ずることができるとしたうえで、「兩替ハ從來習熟トハ乍申、當場所ハ偏隅ニテ商賣之往來至而稀ニ御座候故、座ノ辨シ候て他ニ往而進退仕候時者、他家ヘ利ヲ與へる之道理ニ御座候」と中橋店の立地条件や営業態度を反省し、「程近キ繁花之通街邊ニおゐて一小店ヲ借受、兩替店ヲ開舗」すれば、前の七〇〇兩余の欠損は十分補うことができるという改革急進論から、支配並井伊又兵衛(文久元年再勤)の、当面の再建費用として三〇〇〇兩ないし四〇〇〇兩ほど必要であるが、別子銅山の買請米(幕府払い下げの鉾夫用飯米)について「御本家之儀も丑年(慶応元年)分御減石(削減相成候上、寅年(同二年)もハ買請米御差止被仰出候ニ付」、大坂本店からの融通は難しいかもしれない、その場合はぜひ浅草店からの借入金は無利子としていただきたい、「何分さき立物ハ金子之儀ニ付、宜考も無御座候」という現実悲観論まで出揃った。

慶応三年二月に至り、老分今澤は、中橋店支配人吉村と浅草店支配人稲田の立合のもとに両店の改革議定書を作成した^②。これによると、両店とも規則正しく勤務すること、儉約を守ることがいつものように規定してあり、中橋店には、①新規館入(武家取引)を禁止し、特に諸藩の国産品

や旗本の月割勝手賄取り扱いについては、過去の損失経験から堅く禁じた。次いで②本店承認のもとに貸付することが規定され、③従来浅草店からの補助金仕送りは廃止し、大坂本店が行うこと、④大坂本店や浅草店からの借入金は無利子とすること、⑤二年ごとに大坂本店の勘定改めをうけることが取り決められた(付録資料八参照)。また浅草店には、①私意の貸付を行わないこと、②中橋店への補助金仕送りは廃止するので、その分を貢金として大坂本店へ送金すること、③中橋店への臨時立替金は、大坂本店が肩代わりし、また本店からの融通金は無利子とする、④無利子によって生ずる利益を当卯年(慶応三年)から未年(明治四年)まで積み立て、申年(明治五年)から年々一〇〇両ずつ本店へ貢金すること、⑤二年ごとに大坂本店の勘定改めをうけることが取り決められた。

こうして、大坂本店は、江戸両店に大幅な挺入れを行い、直接把握していかうとしたが、たちまち明治維新の動乱によって、右の議定内容を履行できなくなった。その状況について、慶応四年(明治元年)正月十三日大坂本店の江戸両店宛書状では、大坂は「³⁵⁾旁以大不融通ニ御座候、江戸取引も當時相休居ニ而、爲替下し方出来不申」という切迫した状態なので、「先貴地兩店者、品ニ寄引拂之積り談し合居候間」、そのように心得て、新規の取引を行わないようにと書き送って

きた。いまや大坂本店は、江戸両店の閉鎖を内示してきたのである。同年四月、江戸開城によって幕府が崩壊すると、旗本を相手とする浅草店の札差業は衰退し、中橋店の存続もまた危うくなった。ついに同年七月に至り、大坂本店は再建見込みのない江戸両店を家政改革の一環として閉鎖することに決し、十一月別子支配人廣瀬義右衛門(幸平)が鉾山司の役人として伊豆諸金山視察に出張するついでに、その閉店整理の指揮を命じた。³⁷⁾ 廣瀬は、中橋店支配人吉村市郎右衛門と浅草店支配人稲田正右衛門と相談し、両者に残務整理を委任するとともに、江戸古銅吹所(のちに大藏省の管轄)や田安家(徳川慶頼)などの負債は大坂本店が引き継ぎ、永年賦返済を出願することにした。³⁸⁾ こうして、明治二年正月ごろ中橋店は浅草店とともにその歴史を閉じた。³⁹⁾

その後、江戸両店の店員の一部は大坂本店勤務となり、その金融実務の経験が大坂本店や神戸支店における並合貸付(商品担保貸付)や荷為替貸付に活用され、この業務が大いに発展して、明治二八年十一月一日住友銀行の開業に結実した。その点、中橋店勘定方尾崎芳次郎と同下役でのちに浅草店勘定方となった香村文之助の両名は、前者が神戸支店長・本店会計課長、後者が本店商務課長・神戸支店長の要職に就いて終始近代住友の金融業発展に尽力したことは評価されなければならぬ。特に香村は、明治六年大坂富島出店における並合業創始の起案者であったと言われ

ている。^{④)}

註

- ① 住友家全体の経営から見た中橋店の状況については、末岡照啓「幕末期の住友―危機とその克服―」(『住友修史室報』第一六号)を参照。
- ② 文化三年七月「覺(中橋店勘定請払残徳用金報告書)」
- ③ 末岡照啓「近世後期住友出店の決算簿―住友会計技術の一端―」(『住友修史室報』第一一号)
- ④ 中橋店「大坂御本状控」
- ⑤ 文政十一年七月「定(中橋店)」
- ⑥ 「諸用御窺控」三拾番、「記録」三番
- ⑦ 天保七年「中橋店仕法書」、同年中橋店「御仕法向状案控」
- ⑧ 末岡照啓「天保の無利息年賦返済令と札差―泉屋甚左衛門店の経営分析を通して―」(『国史学』第一一六・一一七合併号)、同「江戸浅草米店(札差業)支配人廣瀬義右衛門について」(『住友修史室報』第八号)
- ⑨ 「一橋御用留」
- ⑩ 「記録」七番
- ⑪ 嘉永二年二月「御請書(中橋店改革ニ付)」
- ⑫ 「銅座掛屋御用留」
- ⑬ 「田安御殿書物留」改革後記一番、三井高維編著『両替年代記関鍵』巻一、資料篇、二二六頁
- ⑭ 「年々諸用留」拾五番
- ⑮ 嘉永七年七月「中橋店諸向預り残金并ニ購入用高書上)」
- ⑯ 慶応二年正月「上(浅草店勘定ニ付上申書)」
- ⑰ 三井前掲書(註^⑬)、一四八頁
- ⑱ 安政三年十二月「賣渡申土藏之事(南楓町土藏買取証文并別紙一札)」
- ⑲ 註^⑬に同じ。
- ⑳ 「年々諸用留」拾五番
- ㉑ 安政五年四月「議定證文之事(一色山城守勝手手賄ニ付)」
- ㉒ ㉓ 「江戸表出店泉屋吉次郎御引替御用被仰付候年歴」

②4 「年々諸用留」拾五番

②5 文久二年三月「差入申約定證文之事（鈴木親之輔勝手
附ニ付）」

②6 ②7 「中橋店生糸關係書類」、解説は小葉田淳「住友修史
室所藏史料について」（『住友修史室報』第一・二号、
のち『古文書研究』第一五号に転載）。

②8 慶応二年四月「覺（南榎町西会所地面買請資金請取ニ
付）」

②9 「年々諸用留」拾六番によると、小倉屋からの購入経
緯について、

江戸中橋南榎町是迄地借之處、地主外方へ讓渡趣ニ
付、左候而自然立退等被申立候時者外聞ニも拘り、
建家土藏も有之儀ニ付、無據當方へ買取、尤三通ニ
而金千兩之活券高ニ候得共、先方ニ買請借家共ニ金
九百兩ニ帳切致候事

と述べており、購入した三カ所は次のようになってい
た。

一 南榎町西會所河岸通南角ニ貳軒目、表京間五間、

裏行町並拾六軒有之、家屋敷壹ヶ所活券金五百兩

一 南町西會所河岸通東側北角、表京間二間半、裏行
町並拾六間有之、家屋敷壹ヶ所活券金貳百五拾兩

一 南榎町西會所河岸通北側同角ニ貳軒目、表田舎間
三間、裏行拾九間半有之、家屋敷壹ヶ所活券金貳

百五拾兩

③0 「金札」の包紙上書による。なお、慶応三年十一月二
十日の「覺」には次のように記してある。

覺

一金貳百兩 三谷三九郎

一金百兩 泉屋吉次郎

右金札御見本御渡ニ相成、慥ニ御預り奉申上候、以

上

三谷三九郎
代 泰次郎
慶應三卯年十一月廿日
泉屋吉次郎
代 久三郎

御金改御役所

③1 註⑮に同じ。

③2 慶応二年十月「中橋店改革建白書」、直三郎

- ③ 慶応二年十月「謹敬白(中橋店改革ニ付)」、井伊又兵衛
- ③④ 慶応三年二月、中橋店「改革議定書」、浅草店「改革議定書」
- ③⑤ 慶応四年正月十三日「(江戸両店廃止内談ニ付書状)」

- ③⑥ 元治二年正月、諸事用談控」
- ③⑦ ③⑧ ④① 「諸用御窺控」四拾貳番、廣瀬宰平『半世物語』二九頁(住友修史室復刻、昭和五十七年)
- ④② 『住友倉庫六十年史』七頁

六 むすびにかえて

文化期(一八〇四〜一八一七)の江戸は、地廻り経済圏の発展によって、江戸の仕入問屋が発達し、金融市場が活発となり、幕府の公金貸付や御三家・御三卿・寺社の名目金貸付が、その前後に類を見ないほど積極的に展開された。また文化三年(一八〇六)、江戸において幕初以来初めての御用金が課せられ、この資金運用をめぐるさらに金融市場は活発化した。このような時期に住友中橋両替店は開業したのであるが、ここでその経営内容についてまとめておこう。

① 住友中橋両替店は、「単なる両替屋」ではなく、文化期の金融市場発展期に成長した典型的な両替商(貸付資本)で、このことは、別子銅山拝借金の利殖を目的に開業したことから察知できらる。

② その営業内容は、代官・田安家・一橋家・諸大名・旗本らの領主金融と、江戸有数の問屋商人・御用達商人への商業金融であった。具体的に要約すると、㉞代官とは掛屋御用と年貢金等公用金の立替、㉟田安・一橋家とは掛屋御用と「御下ケ金」の取り扱い、㊱諸大名とは、掛屋・蔵元御用や諸調達金、および江戸藩邸における大坂蔵屋敷や国元からの為替金の先納・貸越御用、㊲旗本とは年貢米を担保とする勝手賄、㊳商人とは商用貸付、および為替手形の過振りによる当座貸越金融であった。

③ それ故、文政期(一八一八〜一八二九)以降の金融市場緊縮政策は、領主金融と商業金融によって成り立つ中橋店に多大の影響を及ぼし、文政十二年(一八二九)以降その経営は欠損となった。

④ 中橋両替店が、文政十二年から嘉永二年(一八四九)の一時休店までの経営欠損期にその経営を維持し、また嘉永三年の再開店後、幕末まで経営を存続させることができたのは、全く浅草札差店の資金援助があったからである。中橋店と浅草店は、代官の掛屋御用、蔵米取り旗本の借金返済について相互連絡をとっており、また浅草店の本店送金は中橋店が引き受けるなど密接な関係にあった。住友にとって江戸両店は、中橋店が金融活動を通して幕藩領主との交渉窓口となり、浅草店がその経営基盤として機能していた。その色彩は、特に幕末期にかけて一段と濃くなって

いくのである。

ここで、住友中橋両替店の経営をほかの江戸両替商と比較検討すると、^①経営形態において営業資金の上方本店借り入れという点で、三井江戸両替店に似ており、また営業内容から見ると、取引先(代官・田安家・一橋家・諸大名・問屋商人など)との業務内容において播磨屋中井両替店に似ていた。但し住友中橋店は、三井家における御為替組、中井家における馬喰町貸付役所の掛屋御用など、幕府金融御用を一手に拝命しておらず、また三井家における上野宮(寛永寺)、中井家における増上寺のような有力寺社の名目金貸付にもあまり関係していなかった。この点が文政期以降の不況期における経営浮沈の差となった一要因と考えられる。

以上、中橋両替店の業務と経営について見てきたが、石高制社会における領主金融と商業金融に活躍し、領主と民衆の狭間にあつてその経済組織を支える機能を有していることを明らかにした。なお、幕末期における中橋店の横浜生糸貿易、旗本勝手賄については、また稿を改めて述べることにはしたい。

註

① 末岡照啓「化政期江戸地廻り経済発展期における江戸 造」所収、雄山閣出版、昭和六十一年

両替商」(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構

付
録

住友江戸両替店関係資料

目次

解題

〔店制關係〕

- 一 江戸店掟書……………一七
- 二 本兩替仰渡之控……………一九
- 三 金銀引替御用年歴……………二二
- 四 中橋店掟書……………二三
- 五 本家・諸出店等儉約定書……………二七
- 六 中橋店金銀請払勘定帳……………二九
- 七 浅草店勘定ニ付上申書……………三二
- 八 中橋店改革議定書……………三七

〔代官掛屋関係〕

九	信濃中之条代官井上五郎左衛門掛屋就任請書	四二
一〇	關東代官平岩右膳掛屋就任印鑑届・包改め料取極書	四三
一一	關東代官平岩右膳当座預け金請取小手形	四四
一二	郡代・代官掛屋取引清算一札例	四七
(一)	日田郡代塩谷大四郎	四七
(二)	關東代官平岩右膳	四七
一三	代官借用証文例	四九
(一)	大和五条代官辻甚太郎	四九
(二)	上野代官稻垣藤四郎	五三
一四	代官掛屋辞任届	五五

〔田安家掛屋関係〕

一五	田安年貢金等上納分并ニ渡し方書	五
一六	田安御下ケ金預かり高ニ付願書	五
一七	田安別口御下ケ金実施一件書	六
	(一) 実施願ニ付下問	六
	(二) 請書	三
一八	田安仮掛屋引受ニ付請書	五

〔一橋家掛屋關係〕

一九	一橋掛屋就任一件書	七
二〇	一橋掛屋業務例	三
	(一) 包歩銀の請取	三
	(二) 上方年貢為替金の立替	五
	(三) 御金藏納付金銀割合の改正願	七

二二一 一橋御下ケ金拝借願…………… 八二

二二二 一橋掛屋辞任願…………… 八六

〔大名関係〕

二二三 盛岡藩蔵元引受ニ付議定証文…………… 八九

二二四 松山藩掛屋引受ニ付口上之覚…………… 九三

二二五 延岡藩為替金先受取証文并ニ仮受取覚…………… 九六

〔旗本関係〕

二二六 一色山城守勝手賄手續証文…………… 九六

(一) 依頼議定証文…………… 九六

(二) 知行所郷印証文…………… 九六

(三) 知行所郷村高書付…………… 一〇三

(四) 勝手賄仕法帳…………… 一〇六

〔商人關係〕

- 二七 江戸兩替商伊勢屋源兵衛借用証文并ニ返濟一札……………二〇
- 二八 呉服師後藤縫殿介仕入金借用証文……………二三
- 二九 武藏越谷商人會田彌兵衛借用証文……………二四
- 三〇 江戸砂糖問屋伊達屋治郎吉仕入金借用關係証文……………二六
- (一) 借用証文……………二六
- (二) 引当証文預り覺……………二七
- (三) 質地証文……………二八

〔為替關係〕

- 三一 送金為替手形例……………三〇
- (一) 陸奥桑折代官島田帶刀送金為替手形……………三〇
- (二) 大坂鈴木町代官岸本武太夫送金為替手形……………三二

(三) 三河吉田藩（松平伊豆守）送金為替手形	一一二
三三二 逆為替手形例	一一三
(一) 住友長崎出店逆為替手形	一一三
(二) 大坂商人近江屋清次郎逆為替手形	一一四
三三三 御為替銀借用証文	一一五
(一) 本手形	一一五
(二) 置手形	一一六
(三) 家質証文	一一七
三四 升屋源四郎休店ニ付江戸為替不渡り一件書	一一九

解 題

住友江戸両替店(中橋店)は、文化期(一八〇四〜一八一七)の江戸地廻り経済発展期に急成長した典型的な両替商である。従来、あまり紹介されたことのない江戸両替商の経営資料について、同店の具体的経営実態を示す基本資料を紹介することによって、江戸両替商研究の一助としたい。なお解説にあたり、わかりやすいように紹介資料を「店制関係」「代官関係」などと項目をたてて分類した。

〔店制関係〕 資料一〜八

ここでは、中橋店の家法・経営に関する基本資料を紹介する。

資料一は、寛延三年(一七五〇)十月から開始された家政改革の一環として、翌寛延四年(宝暦元年)七月、住友家五代当主友昌とこれを補佐した実弟友俊が制定した中橋店の掟書である。これは、同店に関する家法書の初見であり、また両替業進出以前の状況を具体的に表す貴重な資料である。寛延三年十月から宝暦四年二月の家政改革期、本店諸出店の家法書をまとめた「覺」と題

する冊子から引用した。なお、本文一一頁参照。

資料二は、文化五年（一八〇八）十二月十九日、中橋店が同じ三組両替屋の竹原ら四名とともに本両替に任命されたときの資料である。これによって中橋店は、江戸を代表する両替屋となった。文化五年の新規本両替任命の資料として『両替年代記』の記事とともに重要である。

資料三は、中橋店が万延元年（一八六〇）七月、銀座役所に対して従来の古金銀引替の実績を示して、洋銀と通用銀の引替御用拜命を出願したものである。これによって、同店の古金銀引替に関する来歴が明らかとなる。引用は、「古金銀引替御用取扱復舊願」と題する袋中の冊子から抜萃した。

資料四は、文政八年（一八二五）五月、住友家九代当主友聞ともひろが制定した中橋店の掟書である。両替店創業後における最初の家法書で、全一九ヶ条から成り、同店の勤務・営業内容を窺える資料である。なお詳細は、本文二〇頁から二三頁参照。

資料五は、文政十一年（一八二八）七月、九代当主友聞が経営難に陥った大坂本店・別子銅山・中橋両替店・豊後町分家（泉屋甚次郎両替店）などに対して、儉約の励行、打解策を上申するよう申し渡したものである。文政期は、幕府の金融引き締め策によって多くの両替店が休店に追い込ま

れたが、中橋店も経営難のため、翌年から浅草店の本店貢金二〇〇〇両を繰り入れてもらい、経営を維持することができた(本文一二七頁参照)。

資料六は、天保六年(一八三五)の中橋店「金銀請拂勘定帳」で、現在の損益計算書にあたる。江戸両替商の収益と費用の一例を示すものとして重要である。

資料七は、慶応二年(一八六六)正月浅草店支配人稲田正右衛門が、出府中の本店日勤老分今澤卯兵衛に対し、中橋店への送金などによって経営が悪化している状況を報告し、その救済を出願した上申書である。幕末期の中橋店と浅草店の関係を示す好資料であるとともに、札差業の経営推移も知ることができる。

資料八は、資料七の上申書等によって、今澤が中橋・浅草両店の支配人立会いのもとに制定した中橋店の「改革議定書」である。中橋店の由来から説き起こし、店員の遵守すべき日常規則から改革規則まで多岐に亘っている。同時に布達された浅草店の「改革議定書」と併せて見ると、大坂本店が江戸両店を直接把握しているようにする姿勢を読みとることができる(本文一三八頁参照)。

〔代官掛屋関係〕

資料九〜一四

文化二年（二八〇五）中橋店は、両替店の創業とともに代官の掛屋に就任し、文政八年（二五二八）ころには「御代官様方御掛屋之儀、其店（中橋店）之第一御得意ニ在之」と言われるほどになり、当時一七家の代官と取引があった。ここでは、代官掛屋の就任から辞任に至る諸資料を紹介する。資料九は、文政十年十月、信濃中之条代官井上五郎左衛門の掛屋引請証文である。掛屋就任に際しての取り決めによって、その業務内容を知ることができる。浅草札差店が請人となった関係から、同店の「萬控帳」上巻に記載されており、これから引用した。

資料一〇は、文政五年八月、関東（地廻り一〇万石支配）代官平岩右膳親康の掛屋就任に際して提出した金銀預かり小切手の印鑑届と、預かり金銀の包改め料取決書である。掛屋就任時の手続として参考になる。中橋店の取引先印を登録した「印鑑」帳から引用した。

資料一一は、代官と掛屋の金銀出納に用いる小手形である。ここに紹介するのは、掛屋側に残る代官の当座預け金請取小手形で、代官平岩の文政九年分一三九通から①御金藏納付年貢金の請取、②掛屋住友渡し「金銀包改め料」の請取、③武州埼玉郡本川俣村渡し「葛西用水玖番給金」の請取、④武州埼玉郡大宮宿渡し「宿場助成金」の請取の四例を紹介する。一年分の小手形を分類集計すると、年貢金の使い途が判明するであろう。

資料一二は、掛屋取引が終了した際、代官から掛屋に渡される勘定清算の一札である。代官存命中に清算ができない場合は、代官の子孫や手附・手代が跡を引き継ぎ、終了したときに右の一札が交付された。前者の例として(一)日田郡代塩谷大四郎正義、後者の例として(二)関東代官平岩右膳親康の場合を紹介する。

資料一三は、代官が支配地年貢金の御金藏納付につき、不足金を掛屋から借用したものである。返済について、代官は薄禄の旗本身分の者が多かったので、地方取りの代官は知行所の年貢米金で、蔵米取りの代官は俸禄米(三季切米)で返済した。ここでは、前者の例として(一)大和五条代官辻甚太郎守肩、後者の例として(二)上野代官稻垣藤四郎豊芳の場合を紹介する。なお、詳細は本文三五頁参照。

資料一四は、嘉永二年(一八四九)十月、中橋店が一時休店した際、当時の取引代官六人に掛屋辞退を届け出たものである。「田安様願書并諸手控」から引用した。

〔田安家掛屋関係〕 資料一五～一八

中橋店は、文化五年(一八〇八)三月から嘉永二年(一八四九)十月の一時閉店まで田安家掛屋を勤

め、その後文久元年（一八六一）から慶応四年（一八六八）四月まで再勤した。田安家掛屋の請書、田安御下ケ金の借用証文例は本文で示したので、ここではその他の重要なものを紹介したい。

資料一五は、田安家の上方年貢金と関東年貢金の上納高を示したものである。幕府代官川上金吾助と岡崎兼三郎の年貢金上納高も示されており、彼らの名前から嘉永初年ごろのものと思われる。

資料一六は、文政十一年（一八二八）九月大坂本店が、田安勘定所の中橋店御下ケ金高取調に対し、従来どおり六〇〇〇両ないし七〇〇〇両の御下ケ金を出願したものである。

資料一七は、通常の田安御下ケ金とは別に、町奉行所を通して下げ渡される御下ケ金の実施出願に関する資料で、これを前者と区別するために、仮に「田安別口御下ケ金」と名付ける。文政十年（一八二七）十月、南町奉行筒井伊賀守政憲は、田安家家老牧備後守義珍と柴田出雲守勝明上申の「田安別口御下ケ金」実施願に対して、老中水野出羽守忠成の内意を伝えつつ、三井組取り扱いの日光門主（上野宮）貸付金の前例を示して、取り扱い商人の選定を下問した。田安家は、下ケ札にあるように中橋店を取り扱い人になりたいと返答し、同月、中橋店は請書を町年寄宛に提出して引き受けることになった。名目金貸付に関する幕閣の意見がよく示されており、中橋店の請

書にもそれが反映している。名目金貸付の貴重な資料である(本文六〇頁参照)。

資料一八は、嘉永三年九月、中橋店の後任掛屋渡邊屋熊次郎が家業の窮迫から掛屋を辞退したため、田安家から正式に後任が決定するまで、中橋店が仮掛屋を勤めるよう申し渡されたときの請書である。文化五年三月の田安家掛屋請書と併せてみると、その業務内容が一層明らかとなる。「田安御殿書物留、改革後貳番」から引用した。

〔一橋家掛屋関係〕

資料一九～二二

中橋店は、文化二年九月から嘉永二年十月の一時休店まで一橋家掛屋御用を勤めた。ここでは、掛屋業務の理解に役立つ基本資料を紹介する。

資料一九は、文化二年三月の掛屋出願から九月の許可に至るまでの願書や請書などの手続書類である。これによって、掛屋の業務内容が明らかとなる(本文六七頁参照)。「年々諸用留」十一番から引用した。

資料二〇は、一橋家掛屋業務の具体例として、(一)天保十二年三月から翌年三月まで一年間の金銀取り扱い高と、その包改め料の請取、(二)天保十三年八月の上方年貢為替金の立替、(三)天保十三

年十月の御金蔵納付金銀割合改正願の三例を紹介したものである。なお、(三)は、天保改革期の幣制改革により、村方納付の年貢金から小判・弍朱金などが減少し、特に老朱銀の通用停止後は老分銀が増加したので、御金蔵納付に際しての金銀割合を改正したいというものである。事実、天保十三年十二月の越後・関東年貢金のはほとんどは老分銀であった。いずれも天保十二年二月から嘉永二年七月まで一橋家の掛屋御用を書き留めた「一橋御用留」からの引用である。

資料二一は、一橋御下ケ金の拝借願である。中橋店では、これを名目貸付金に使用しないで、専ら営業資金に繰り入れた。天保・嘉永期の拝借願は、当時の江戸金融市場の動向を知る資料としても重要である。引用は、資料二〇の「一橋御用留」による。

資料二二は、嘉永二年十月、中橋店が一時休店したとき、一橋掛屋を渡邊屋熊次郎に譲りその辞任を依頼したものである。このとき上楨町の家屋敷を同人に一六〇〇両で譲渡したこともわかる。「年々諸用留」拾四番からの引用である。

〔大名関係〕

資料二三～二五

文政九年（一八二六）当時、中橋店は一五家の大名と取引があった。ここでは、盛岡・松山・延

岡の三藩について紹介する。

資料二三は、文政十三年（天保元年）正月、盛岡藩の江戸蔵元を住友中橋店ほか三家で勤めたときの議定証文である。盛岡藩の江戸廻米・廻大豆を引当に、江戸藩邸への月割出金を行った。詳細は、本文七九頁参照。

資料二四は、文政十年六月、松山藩江戸藩邸の掛屋引き受けについて、藩当局と業務内容について取り決めたときの覚である。毎月手代二人が、藩邸へ御用日ごとに七日間出張した。詳細は、本文七七頁参照。

資料二五は、文政十年十二月、延岡藩江戸藩邸が中橋店から大坂蔵屋敷送金の為替金を、その到着前に前借した証文である。江戸両替商が行った大名貸の典型例であり、為替金の到着後に元利とも差引清算した。中橋店は、このような為替金の前貸を縁に各大名から臨時出金を依頼されることがあったので、文政八年の「掟書」では本店と相談して返答するように申し渡している。

〔旗本関係〕

資料二六

中橋店は、天保六年当時五〇人余りの旗本・武家と貸付関係にあったが、伊奈・長谷川・一色・

鈴木家とは、さらに進んで勝手賄を引き受けた。本文でも述べたように、これら地方取りの旗本は、蔵米取り旗本のように札差という決まった金主を持たなかったので、家計困窮の際には村方の名主や在郷町人、町方の富裕な商人に知行所の年貢米金を引き渡し、借財の返済を含めて家計全般の世話を依頼した。地方取り旗本は、取引開始にあたり蔵米取りが札差に差し出した「御藏札差頼證文」「對談取極證文」のような定式証文を金主に差し入れた。ここに紹介するのは、安政五年（一八五八）四月、一色山城守直温（下総葛飾・千葉郡内八カ村一〇〇〇石知行）が堺奉行就任に際し、中橋店に勝手賄を依頼したときの定式証文である。それは、(一)一色家が勝手賄の依頼をしたときの約定証文、(二)知行所村々から差し出させた勝手賄承諾の郷印証文と、(三)知行所の年貢米金高、(四)勝手賄実施にあたっての仕法帳である。

〔商人関係〕 資料二七～三〇

中橋店は、天保六年（一八三五）当時四二名の商人と取引があった。ここでは、特色のある次の四名を紹介する。

資料二七は、文政十年十月二十七日、江戸三組両替屋伊勢屋源兵衛に対して、田安御下ケ金二

〇〇〇兩を貸し付けたときの関係証文である。伊勢屋は、伊勢松坂中間村に本店があり、年次不詳ながら江戸本船町に出店を開設したいいわゆる江戸店持ちの伊勢商人である。文化四年二月、相場立会仲間に加ふるほど有力な両替商に成長したが、文政十年には経営難に陥り、従来取引関係のある中橋店から二〇〇〇兩借用し、返済しないまま休店してしまった。その後、天保十五年（弘化元年）十月に弘化四年まで返済を据え置くことになり、嘉永元年十月に至り本文のように取り決めた。文政期、幕府金融緊縮政策の影響をもろに被った両替商の休店例である。

資料二八は、文政十年正月、幕府の呉服御用達商人後藤縫殿介に「御納戸御用物仕入」の為替取組金一〇〇〇兩を貸し付けたもので、江戸両替商の為替資金貸付の一例でもある。

資料二九は、天保八年（一八三七）二月十日、武州埼玉郡越谷宿の商人會田彌兵衛に商用資金七六五兩を、田安御下ケ金のうちから二口で貸し付けたものである。請人に浅草平右衛門町の會田林蔵がなっていることから、江戸地廻り経済発展期における在郷町人の江戸進出例としても興味深い。

資料三〇は、天保十二年十一月、江戸日本橋の砂糖問屋伊達屋治郎吉に家業元手金四〇〇〇兩を貸し付けたときの証文である。請人には大坂の間屋がなっており、関係資料として請人の引当

(菱垣廻船問屋株・大師河原新田塩浜沽券状) 預り覚と、大師河原新田塩浜の質地証文を掲載した。後者の資料は、江戸商人の近郊農村貸付証文例として興味深い。なお、詳細は本文九三頁参照。

〔為替関係〕 資料三一～三四

本文でも述べたように、江戸時代隔地間の金銀貸借・決済は送金為替・逆為替(代金取立為替)手形などで行われた。ここでは、各手形の実例と、為替取引にかかわる関係資料を紹介する(本文九頁の第11図も参照)。

資料三一は、送金為替手形の実例で、(一)福島↓江戸、(二)大坂↓江戸、(三)江戸↓大坂間の三例を紹介する。(一)は、文政六年(一八二三)十一月十三日、江戸飛脚問屋京屋彌兵衛の福島出店が、陸奥桑折代官島田帯刀政美の江戸役宅への送金一八両余を引き受けたときのものである。江戸での受取先は、室町二丁目の京屋本店であった。(二)は、文政十一年七月五日、大坂豊後町の泉屋甚次郎両替店(住友分家)が、大坂鈴木町代官岸本武太夫莊美の江戸役宅への送金一〇〇両を引き受けたときのものである。江戸での受取先は中橋店であった。(三)は、「爲登爲替」のませとも呼ばれる江戸↓大坂宛の送金為替手形である。元治元年(一八六四)十月二日、中橋店は三河吉田藩(松平氏)の

大坂蔵屋敷送金一〇〇〇両を引き受けた。これは同月十二日吉田藩大坂詰の大山が、書面の金額を大坂本店から受け取り決済となった。

資料三二は、逆為替(代金取立為替)手形の実例で、長崎と大坂・大坂と江戸における金銀貸借の決済を紹介する。前者は、文政四年七月十八日、住友の長崎出店が、大坂本店から受け取るべき入用銀五貫目を、同地の商人箔屋治兵衛から立て替えてもらったので、その決済を大坂本店で行うため取り組んだ逆為替手形である。この手形を受け取った箔屋は、取引関係のある大坂久宝寺町の紀伊国屋清左衛門へ送り、八月十六日紀伊国屋は大坂本店から手形と引替に書面の金額を取り立て決済となった。後者は、文久二年(一八六二)三月十二日、大坂の近江屋清次郎が江戸堀留の大坂屋傳兵衛から取り立てるべき代金を、大坂の銭屋佐一郎両替店から立て替えてもらい、その決済を江戸の大坂屋が行うため取り組んだ逆為替手形である。江戸での取立は、銭屋と為替取引のある中橋店が行ったが、手形に消印がつかないまま同店に残っているから不渡りになったものと考えられる。

資料三三は、嘉永四年(一八五二)三月大坂豊後町の泉屋甚次郎両替店が、島田組取り扱いの御為替銀を借用したときの証文である。これが、「御為替銀」の名目を借りた借用証文であること

は、裏書の付いた本手形が、江戸の代金支払い先である竹原両替店に残らず、印元の大坂豊後町泉屋両替店に残されたことから明らかなのであるが、事実上の御為替手形の形式を示しているので、参考までに掲載した。御為替銀は、幕府の公用金であるから、取組人は(一)「御為替銀請取申手形之事」(本手形)のほか、万一の場合に備えて御為替組に(二)「御為替銀置手形」、(三)「家質證文」を提出しなければならなかった。

資料三四は、文政八年十月十八日大坂の両替商米屋吉右衛門と同分兵衛が、江戸本両替升屋源四郎に振り出した「江戸為替」(代金取立為替)が、升屋の休店によって不渡りとなった。このため、大坂では印元(為替振出人)の米屋両名が手形を買い入れた銭屋佐兵衛・炭屋安兵衛を相手取り、為替金の支払いをめぐって公訴するなど為替取引が混乱した。そこで、大坂町奉行は両替屋行事を召して、両替屋一同集まって規定をつくるよう申し渡し、文政九年三月大坂の両替商は「江戸為替定書之事」を締結するに至った。こうして、両替仲間が「江戸為替」を取り組むときは、印元から本手形と置手形の二通を取ること、江戸において不渡りとなった場合は、印元から現金で返金してもらうことなどが取り決められた。資料はこの間の経緯を示したものである。なお、本文の定書は文政九年二月、米屋一統七軒の同意を得ないまま取り決めたものである。同年三月の

正式規定は、黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第五卷所収の「兩替屋通達書」に記載されており、両者を比較検討することによって、江戸為替に関する大坂両替商の合意内容が一層明らかになるであろう。「升源殿休店ニ付不渡一件」と題する袋中の文書から引用した。

右諸資料の印刷に当たっては底本の原形を存するに努め、当字・略字・仮名遣いなどはなるべく旧に依った。

一 江戸店掟書

江戸店掟書之事

覺

寛延三庚午十月日、本家諸作法等相改候ニ付、諸店方右ニ准家法格別引直し、取メ無之候而者不相濟候、存寄之趣書付ヲ以申渡之如左

一御役掛様方へ御立入爲可仕成者、振回(舞)或ハ進物等之儀相互遂吟味、無據筋有之歟、亦者此方御

願筋之手掛りにも相成儀者、振舞音物等手拔無之様可致差配候、隨分無益之振舞音物不仕様、

打寄遂相談可致吟味候事

一平日御心易御出入仕候御役人中様、分而松山御家中様(等)杯(等)ハ、魚服ニ而可相濟候、美服にて相勤

候時者、却而御隔意出來申ものニ候間、是等之儀見合可有事

一御屋敷方勤先之儀、前格ニ隨ヒ花美無之様可相勤候、縱令是迄裏附上下ニ而相務來候處ハ、袴羽織致美服相務申候様成ル格式准、萬事相慎諸入用減少候様可相心得候事

一 在宿之節者、綿服着し用事可相調候、勿論平日朝夕食事等迄も儉約專ニ可被相守事

一 御公邊異事ハ不及申、相替候風説等迄承出し次第、文言相聞候様ニ委細可申登候、第一銅方不時之儀者、平生心掛ケ承合可申事

一 江戸四ヶ所掛屋敷宿賃、相滯不申様ニ取立、年中出入勘定仕立可差登候、尤普請修覆等之儀ハ、入用相積り先達而可申登候、右宿賃金ハ中橋造用之内ニ下シ金之積、大坂請ニ可致候事

一 店方勤入用世帶入用、其外雜用等年中惣勘定之節ハ、淺草店支配人立會口々相改、精帳相認連名之可致奥印候、勿論年々勘定無滯仕立候而、精帳差登せ可申候事

一 公用ニ付出勤ハ格別、私用ニ而他出之節者壹人ニ可限候、私用ニ付他出之節ハ壹人ニ可限候、(以下一五字重複)

私用ニ付他出銘々心得可有之事ニ候、御公邊御用向何時難計儀ニ候間、店方明ケ不申様晝夜相詰可申事

一 手代共別家申付候上、妻縁之儀本家より差圖可申事

一 店方ニ相勤候者之親類縁者ニ而も、店ニ爲致滯留間敷事

此度萬端改ヶ條を以申渡候上ハ、已後ヶ條之趣無違亂様ニ申合可相守候、各相勤候筋ハ悉公邊ニ懸候儀候得者、別而大切ニ相勤、聊間違無之様ニ兼而相慎可申候儀勿論之事候、何方ニ相勤

候とも實儀無之而ハ、此方共満足不致儀不及申事ニ候得共、別而遠方之店ニ相勤候者ハ、格別誠實相立不申而者相勤候者之情、此方へ難返候、自此方も遠方之店ハ、別而萬端遠察申、相勤候者之情返候様ニと志候事ニ候間、無油斷勵忠勤可申候以上

(寶曆元)
寬延四年 辛未 七月

(友昌)
吉左衛門
(友俊)
理兵衛

二 本兩替仰渡之控

(文化五年)
一 辰年十二月十九日樽於御役所被仰付候本兩替屋左ニ

竹原文右衛門
類ニ付
代 市兵衛
播磨屋新右衛門
代 甚五郎
升屋源四郎

代 佐兵衛

殿村 佐五平

代 文七

泉屋 吉次郎

代 直藏

右町々町役人

駿河町町役人へ申談候様可致候、

御奉行衆も申上候上申渡候間、其旨可相心得候

本兩替屋

三井治郎右衛門

代

右者本兩替屋無人ニ付、相場書上上納金銀下改等差支候段申上候間、三組之内竹原文右衛門外四人本兩替屋加入申候ニ付、諸事申合相勤候様可致

本兩替町

月行事
半

藏

名主
作十郎

右者本兩替屋勘四郎商賣相止メ、外々本兩替屋無之候ニ付、以來書上可致旨、先達届出候得共、駿河町計ニ而者難相勤段申上候ニ付、當分是迄之通相心得候様申渡置候處、此度本兩替屋ニ加入之者申付候間、以來其町ノ書上ニ不及候間、其旨可存候

三組兩替屋役事

淺草花川戸町
茂兵衛
小石川御たんす町
八左衛門

右者本兩替屋無人ニ付、三組之内ノ竹原文右衛門外四人、本兩替屋加入申付候間、其旨相心得、仲間之者へ右之趣申聞可置候

三 金銀引替御用年歴

江戸表出店泉屋吉次郎御引替御用被仰付候年歴左ニ

一 文化五辰年本兩替屋被仰付候事

- 一文政元寅年貳分判御吹立之節、瑕金引替御用同年五月廿九日於御勘定所ニ、右御用被仰付候事
- 一文政二卯年元文金御引替御用、同年二月十六日於御勘定所被仰付候事
- 一天保八酉年文政金御引替御用、同年十月廿七日於御勘定所被仰付候事

銀座御用之方

- 一文政三辰年元文銀御引替被仰出候節、同年七月中被仰付候事
- 一文政七申年古貳朱銀新貳朱銀与御吹直之節、右引替御用同年三月十七日於御勘定所被仰付候事
- 一天保八酉年文政銀并貳朱銀御引替御用、同年十二月十三日於御勘定所被仰付候事
- 一天保十三寅年壹朱銀通用御停止被仰候節、右引替御用同年八月九日被仰付候事
- 一嘉永三戌年中江戸表出店之儀者、内間段々不如意罷成候ニ付、不願恐兩座御役所共引替御用御免願奉申上候所、銀座御役所ハ書面御取上ケ被仰付、金座御役所ハ其節厚御利解被爲仰付書面御下ケニ相成、其後引續御用相勤罷在候段、難有仕合奉存候
- 一安政六未年五月保字金引替御用被仰付候事
- 一萬延元申年^(聞)壬三月大判引替御用被仰付候事
- 一同四月保字金正字金并古金類引替御用被仰付、唯今ニ至相勤罷在候儀ニ御座候

四 中橋店掟書

今度江戸中橋店へ申渡シ候掛札之控

掟

壹(朱筆)

御公儀様御法度賭之諸勝負堅相守、御觸之趣常々出入方并下男共へ得与申聞、心得違無之候様

精々遂吟味候事

貳(朱筆)

御勘定所

一一橋様

一田安様

(松山藩)

三田御役所町用者當役相勤、其外諸家様出勤之儀、當役堅御斷申上候而、名代之者諸事御用辨

可申上事

三(朱筆)

一諸家様御役人様方御入來之節、不敬無之様大切ニ御會釋可致、若麁酒等差上候節者、懸り之外者白晝給酒致間敷候、大切之金銀取扱候ニ付、萬一手違出來候而者不相濟儀、堅相慎可申事

四(朱筆)

一於諸家様、金銀員數書入可申節者、役頭壹人若手壹人罷出、得与立會見届ケ可申、尙又金銀受取印鑑向々差出置、右合印持參無之候ハ者、御渡方可爲御無用御約定之事

五(朱筆)

一火之元第一之義、子ノ刻替り起番致し、拍子木を打、夜中家内見廻り可申事

六(朱筆)

一初更限りニ而出入之口々門差卸、手代分不殘顔付致、當役可相改事

七(朱筆)

一非常之義肝要ニ候間、平日心掛家内人數役割致置、土藏戸前并穴藏等入念いたし、其外御用書物類大切之帳面等一番ニ持出し、宰領付最寄宜場處へ立退候事

八 (朱筆)
一手代子供下男ニ至迄、出勤年月請判帳へ相記、請狀等入念取置、其時々表狀ニ而本店に相届ケ可申事

九 (朱筆)
一新元服三年之間、子供同様相心得候事

十 (朱筆)
一當役之外、紬以上着用之儀遠慮可致候事

但名代者格別

十壹 (朱筆)
一當役者町名前人事ニ付、自分印形たりとも直印同様之事ニ候間、諸事大切ニ取扱、人請合等自己之儀(A.A)可爲遠慮候事

十貳 (朱筆)
一家業躰金銀大切ニ取扱候儀者勿論、日々出入算用過不足相糺、無相違候所見届ケ置、月々勘定相縮メ候上、兩店互ニ立會相改可申事

十三(朱筆)
一 算考利方之賣地面無候而、買求可申節者本店へ掛合、其上ニ而應對可致候、并是迄所持之地面

之内、借人無之場所者地主ヲ家建かし候事も有之由、右等之節も本店へ申談シ相計可申候、其
外居宅掛屋敷之繕普請者、格別新ニ建直し候節も同斷ニ相心得可申事

十四(朱筆)
一 利附貸附金借主、譬丈夫たりとも大數ニ不及様取計可申候、其外是迄無利足ニ而五兩拾兩ヲ百

兩已下之貸數口相見、其取立方不行届有之候、此等之分應對通手續を以追々取立可申候、右取
立不相濟候内者、出入方又者懇意先キたりとも取替金一切相斷可申事

十五(朱筆)
一 諸家様爲替等御取引之外、臨時出銀御頼込在之候ハ、本店へ掛合之上御返答可申上候事

十六(朱筆)
一 爲替請取方延引致候ハ、日廻し利足等受取可申事ニ候得共、得与取極メ、餘り不及延引候様

僉儀可致事

十七 (朱筆)

一 諸家様方御扶持方其外拜領物等在之候ハ者、本店方御禮状差上候義ニ付、早々可相達不敬無之
様取計可申事

十八 (朱筆)

一 新規御館入之義者堅御斷可申上、萬一無餘儀筋合も候ハ者、本店へ得与示談可相遂候事

十九 (朱筆)

一 諸家様方御證文類并取引先證文類等、御印形相改、大切ニ取納置可申事

右之趣堅相守、一統儉約致し、和順精勤可致候事

(文政八年)
酉五月

(友聞)
吉次郎

五 本家・諸出店等儉約定書

定

儉約者前々方被立置候得共、近々者文化十一戌年改而申渡置候處、年限過去次第二猥ニ相成、世

帶方者不及申、諸雜費とも無益之失墜多く相見へ候、且又累年銅山方稼苦敷、追々遠町及深鋪、

炭木者他領遠所を買調、其上鉛石歩附次第ニ相劣、誠ニ以苦々敷折柄、去酉年を彼地不意之湧水

(文政八)

ニ付、鋪中之普請并水引賃増、其外萬事ニ付夥敷諸雜費相増、いつ頃減水可致共難量、酉年迄者

(文政八)

御定數之外地賣銅も拾萬斤餘賣上來候處、右湧水ニ付、一昨年を皆無ニ相成、剩御定數之内九萬

五千斤及減銅、誠ニ以歎ケ敷次第ニ有之候、尤昨年を五ヶ年之間御手當金被下置候得共、是迎も

願立通半減ニも不及、右莫太之對損毛ニ而者中々行届儀ニも無之、右等之譯者一統承知之處ニ候

間、餘者令書略候、且又近年諸家様追々御仕法被仰出、旁以心配致候折柄、當六月兩替錢彌方内

(錢屋彌助)

間不如意ニ付致休店候、是又年來之取引ニ候間、本家豊後町兩家を入込候銀高四百貫目餘有之、

(泉屋甚次郎)

其後嚴敷掛合候得共、一向譯立不申、今以應對中ニ有之候、依右銀操至而六ヶ敷必至与手詰りニ

相成候折柄、江戸中橋店も近年夥敷損銀有之、兼而心痛致候所、當年者別而不融通ニ相成、此節

急々壹萬兩差下し不申而者同所も及休店可申趣、當月五日出道中四日限仕立狀を以申越候、然レ

共前書之通本家も當用ニ差支候程之逼迫故、中々才覺難出來候得共、捨置候而者及大事候趣申立

候ニ付、無是非乍不外聞、他借を以員數相調差下候得共、右錢彌之損銀并ニ江戸下し金双方ニ而

不輕、大數借入之向者追々期月相廻り可申事ニ付、返濟之手當ニ甚心痛難述言語候、右之通ニ而

者、迎も往々相續無覺束、誠ニ日夜寢食不易心配至極ニ候、就右此度又相改、當子八月（天保四）來ル巳年迄五ヶ年之間、筆紙墨ニ至迄格段儉約申渡候、然ル上者自分諸向賄者元（天保四）格別令省略候間、家内一統者不及申、諸店并末家共、第一世帶方衣服造作諸音物客來之賄等、萬事ニ付無益之失墜無之様、嚴重儉約相守可被申候、且又右様之時節柄ニ候間、老若新古ニ不抱銘々盡勘辨、有益之儀存付候ハ、些少之事たりとも早速可被申出候、縱令難取用義有之候共、其忠志者可令感悅候間、無遠慮可被申出候、且又相定り候受用銀并小遣等者、是迄之通可相渡候間其旨相心得、右申渡之趣堅相守、乍此上精々被勵忠勤度存候以上

文政十一子年七月

（友聞）
吉次郎

六 中橋店金銀請払勘定帳

（表紙）

天保六未年

金銀請拂勘定帳

江戸中橋

付録 住友江戸両替店關係資料

天保六年

金銀請拂勘定

一 金貳千八拾五兩三分永百九拾壹文四分五厘

利請口々

二 金百四兩壹分永四文三分四厘五毛

兩替利

一 金三百四拾五兩永貳百貳拾七文貳分七厘

萬請

内 譯

一 金八拾五兩永百五拾九文壹分

爲替利

一 金貳拾貳兩三分永百六拾壹文七厘

御代官方其外金銀改包歩銀

一 金壹兩

牧野様久世様々被下候分

一 金貳拾五兩貳分永六拾壹文九分

水澤銅口銀

一 金百七拾四兩壹分永貳百拾六文四分

御扶持米代

一 金拾兩壹分永百四文八分

引替方ニ付被下候分

一 金貳拾五兩三分永貳拾四文

臨事口々

△

一 金貳百拾兩壹分永貳百三拾九文九分

爲替日歩

○金百七兩壹分永三文八分五厘

家賃請

一金貳千兩

淺草(草)請

ノ金四千八百五拾三兩永百六拾六文八分壹厘五毛

内 拂

一金千貳百貳拾九兩永貳百三拾五文貳分三厘

諸入目小拂渡

一金貳千六百拾七兩壹分永貳百貳文三分貳厘

利拂口々

ノ金三千八百四拾六兩貳分永百八拾七文五分五厘

差引殘金千六兩壹分永貳百貳拾九文貳分六厘五毛

七 淺草店勘定ニ付上申書

〔表紙〕

上

淺草店

┌

一 今般増石一條并勘定改御兼御下向ニ付、淺草米店勘定合、以一點書左ニ申上候

付録 住友江戸両替店關係資料

一 御利益之内諸賄引去金之分

嘉永五子年

一 銀貳拾五ノ五百目九分六厘壹毛

同丑年

一 同四拾壹ノ貳拾三匁五分九厘壹毛

同寅年

一 同五拾七ノ拾三匁七分五厘五毛

同卯年

一 同三拾六ノ六百三拾五匁三分五厘八毛

同辰年

一 銀三拾七ノ五百七拾目貳分三厘貳毛

同巳年

一 同五拾五ノ七百九拾六匁八分壹厘四毛

同午年

一 同拾八ノ五百拾五匁壹分三厘貳毛

同未年

一 同三拾五ノ六百六拾八匁四分五厘三毛

同申年

一 同五拾九ノ貳百拾九匁壹分九厘五毛

同酉年

一 同貳拾六ノ六百七拾六匁五分八厘八毛

同戌年

一 同貳拾八ノ八百八拾五匁五分四厘七毛

同亥年

一 銀三拾九ノ四百三拾六匁五分八厘五毛

ノ銀四百六拾壹ノ九百四拾貳匁貳分壹厘壹毛

子年の亥年迄拾貳ケ年
平均壹ケ年分

銀三十拾八ノ四百九拾五匁壹分八厘四毛

此金六百四拾壹兩貳分、五匁壹分八厘四毛

一金八千八百七拾六兩貳分ト八匁

子年の亥年迄拾貳ケ年分
平均壹ケ年

一金七百三拾九兩貳分、拾三匁壹分六厘六毛

外ニ

一金六百七拾貳兩也

子年の亥年迄十貳ケ年
壹ケ年分

一金五拾六兩也

ノ出金七百九拾五兩貳分、拾三匁壹分六厘六毛

但中橋年々濟方共

年々御益平均之分

内金六百四拾壹兩貳分、五匁壹分八厘四毛

差引詰

殘金百五拾四兩、七匁九分八厘貳毛

不足

中橋年賦濟

但八百兩取替之利溜り

右之分十貳ヶ年ニ而左ニ

一金千八百四拾九兩貳分、五匁七分八厘四毛

不足

同 一金貳千九百九拾壹兩、七匁六分三厘七毛

地震并普請入用之分

同 一金六千五百兩餘

但盜難并取替手代分引負之分共

ノ 金壹萬千三百四拾兩貳分、拾三匁四分貳厘壹毛

但嘉永五年より亥年迄十貳ヶ年之間如高有物相減し有之候事

中橋取替之分

一金八百兩也

但年七步之利付

一金八百四十兩也

但利溜り之分

一金九百貳拾兩也

但吹所預り金之内取替之分

一金七百兩也

但右者先年中橋差支之節、當方地面沽券貸遣し、是ヲ以大坂屋喜三郎殿にて如高借用被致有之候處、當方も支

之節沽券無之而者融通難出來、依之無據中橋へ七百兩取替、沽券請戻し候分

一金貳百兩也

但田中半十郎殿へ中橋を何程敷取替有之、年々利足被請取候處一ヶ年相滞り、依之又兵衛殿より仁兵衛殿へ頼込候、右利溜り之分中橋を取替候時へ、利ニ利を取候事難出來、夫ニ付淺草より半十郎殿へ取替被遣度、若滞り候節へ又兵衛殿を譯立候趣ヲ以用立候由、此利足壹ヶ年請取、其後元利共相滞り又兵衛殿へ被引合候處、當時濟方難行届旨入割ニ付、其後等閑ニ相成候分

一金貳千兩也

但西條様廻金用立

一金千兩也

但爲替方支之節用立

メ金六千四百六拾兩也

右者年賦濟方之外ニ、前々より取替如高相滞り有之候得共、當時者最寄ニ而者返金之見留メも無覺速、年々利溜り嵩増ニ相成、當店勘定合も水有物而已相増、自然正有金減し候外無之、何卒此邊御扱取被下、御本家より去暮迄御融通ニ預り候五千兩分、御振替殘金差下し被成下、一旦中橋兩地之差引皆濟之御執計ひ奉願上候

一金三千兩也

右者去_(文久三年)亥年、御屋鋪様方へ貸出し金利下ヶ年賦濟御仕法被仰出、去_(慶応元年)丑暮ニ至り候而も利下ヶ七步之利付金壹萬七千五百拾兩餘有之、此利先年迄之通り五步利と差引致候時へ、壹ヶ年五百十五兩宛當時益金喰違、爲此補ひ、如高當時置居此利足ニ而御融通奉願上候

一金貳千兩也

右者去丑暮類燒ニ付、普請金爲手當と御下し方奉願上候

一前書之廉々此節柄奉恐入候得共、御承知之通當店ハ壹厘壹毛より組立候業躰之儀ニ付、元金減し候時者現在其年々勘定ニ抱り、其上當時諸色高直ニ付、入用向可成ル丈ケ取締メ候得共、先前よりハ一倍も相増、御益之廉も爲是歟ニ失ひ、遠方御出店之甲斐も無之奉恐入候、右ニ付願之通り御聞届被成下、其餘乍聊も年々御益之分爰五ケ年之間御居置ニ預り度、左候ハ、夫是ヲ以元金を産出し、御融通被下候金子も及皆納ニ、御益之見留も相立、元金ニ不抱年々爲登金出來、自然与御仕法相備り當店永續之基ひニ可相成歟、當時之姿にて者年々減金ニ至り、後年之始妹如何可相成哉と難計、只今之内御手入被成下候時者、讒之内昔年ニ立戻り、彌以勘定御益之仕組出來可申与奉愚意候間、御賢慮之上宜敷御沙汰奉願上候、以上

淺草詰

慶應二寅正月

正右衛門

今(譯) 卯兵衛様

子年益銀

一 銀四拾六ノ三百八拾九匁九分壹厘四毛

此金七百七拾三兩、九匁九分壹厘四毛

丑年分

一 銀七拾九ノ七拾三匁三分貳厘三毛

此金千三百拾七兩三分、八匁三分貳厘三毛

右兩年分者、正右衛門差配被仰付、一統之丹誠ヲ以近頃相應之勘定相立候得共、全時節ニ至り候得者、已後之御見競ニ難相成、依之平均之内相省有之候間、右様御承知可被下候、此段譯而御斷申上候

八 中橋店改革議定書

(表紙)

改革議定書

一 當店之儀者、往古豫州銅山用所而已ニ有之候處、文化度兩替店を取建、諸御代官所御掛屋^(等)坏相

勤、一廉御家業ニも可相成筈之處、早晚流弊ニ沿、猥諸家様方御館入相願、調達出金致候而已ならず、商家取引之方ニ夥數取替等出來、且火災等ニ而莫大之損金相嵩相續六ヶ敷、終ニ者去ル嘉永二酉年及閉店、纔ニ復古用所而已取違候處、震災或者火難等有之、其上薪金引替等相勤候_ル田安様御掛屋相勤、并錢佐殿爲替取組候_ル諸事相弛_ミ、自然金銀取扱夥敷、融通向ニ寄無緣之方ニ取引相湊、損金不無少御時合柄、誠ニ以奉恐入候、然ル上者は迄之弊風を一洗致、質素儉約第一ニ相守、仕成來之業を專要ニ相心得、責而者本家_方取下し候補助金相除候様一統申合、御家永續之基可相思之秋と存候、依之今般儀定之上左_ニ

一 掛板御條目之通堅相守可申事

一 火用慎大切可致事

一 博奕諸勝負致間敷事

一 非常之節者別而氣を配、相互ニ申合油斷有之間鋪事

但御懇命相蒙候御方_に者、其最寄ニ隨早速馳付候事

一金銀錢有物晦日毎ニ日勤老分立會相改可申事

一 諸帳面類是迄之通、嚴重可相改事

- 一金銀錢私之意を以取替等、決而致間敷事
- 一町内入用神社佛閣寄附合力等之儀者、成丈ヶ省略可致事
- 一頭役始順番泊番嚴重可致事
- 一私用ニ而他行之節者、頭役に相斷可申、自然頭役留守中ニ候ハ、次役之者に相斷可申事
- 一近隣心易方或者相憚候場所に立寄申間敷事
- 一諸事叮嚀柔和成様可相心得事
- 一黨徒ヶ間敷儀有之候ハ、理非者兎も角頭立候兩人之者、急度咎可申付事
- 一休足退身之節者、拜借之分御目錄ニ而無用赦引取候事
- 一手代子供召抱候共、居町に三四丁者相憚可申事
- 一無用之食客滯留爲致間鋪事
- 一支配人之儀者御名代之義ニ付、夕飯有合一菜相付可申事
- 一酒宴遊興等者可相慎事
- 一諸家様新規ニ御館入者相斷、如何様之御談有之候共、國産等引受申間鋪、并月割調達之儀も是迄相勤候外相斷可申事

一 取替筋之儀無據節者、本家ニ相届可申、自儘ニ致間敷事

一 是迄本家ヲ取替有之分、并此度淺艸(草)ヲ付替致候分、利足之儀者用赦可致事(卷)

一 淺草ノ年々補助金相廻候得共、當卯年ノ相廢シ、以來本家ノ差出可申事

一 貳ヶ年目毎、本家ノ勘定改底調子ニ下向致候間、諸事正路ニ取計可申事

一 勘定改下向之節者、晝飯一菜之外無用、其外諸事省略專一ニ候事

右之通申堅候、實々目前之殿勤者自分之後榮与相心得、御忠勤所祈ニ候、御承伏之銘々者、以自筆御請可被成候、爲其如件

慶應三卯年二月

老分
(今澤) 卯 兵 衛

前書之通申合、急度爲相守可申候、爲其以自筆御請申上候、以上

老分 全 九 郎
中橋支配 市郎右衛門
淺草支配 正右衛門
中橋同並 又 兵 衛

前書被仰渡之趣奉畏候、爲其以自筆御請申上候、以上

直三郎
臺所方

正七
爲替方

久三郎
勘定場(尾崎芳次郎)

芳三郎
同下役(香村文之助)

文之助

九 信濃中之条代官井上五郎左衛門掛屋就任請書

差上申證文之事

此度當御役所御用金掛屋之儀、住友吉次郎_に被 仰付候間、下改御下金大切ニ奉預、御上納御日
限御差圖次第、何時成とも御差支無之様、急度上納可仕候、御用金御預中、大盜之難者不及申、
其外如何様之儀變事御座候共、差滯候儀御座候ハ、加判之者一同引請取計、聊御差支不相成様
可仕候、且下改御下金之時々預り證文之儀者、吉次郎一名ヲ以御金御渡可被下候、左候而者加判

人一同引請取計候義ニ付、御差支之儀者少し後仕間敷候、下改賃銀之儀者金百兩ニ付銀五匁之積、
其外御上納金箱代并御金持運人足賃等迄、御上納金高ニ應し年々仕譯書差上可申候間、御取調之
上御渡可被下候、依之御用金下改掛屋證文差上申所、如件

文政十亥年十月

淺草諏訪町家持
御藏札差
證人 泉屋甚左衛門

中橋上榎町家持
銅山御用達
御金預り人 住友吉次郎

井上五郎左衛門様御役所

一〇 關東代官平岩右膳掛屋就任印鑑届・包改め料取極書

印鑑 ㊦

押切印 印

右者高役御上納金銀、向々様へ請取申候小切手ニ相用申候間、此段申上候、以上

住友吉次郎印

文政五年八月

平岩右膳様御役所

覺

一金壹分同金壹兩三分迄

改包歩銀包紙代共、銀三分

一金貳兩同金五兩迄

但右同斷、銀四分

一金五兩壹分同金拾兩迄

但右同斷、銀五分

一金拾兩以上者

但金百兩ニ付、銀五匁之割

付録 住友江戸兩替店關係資料

一端銀拾匁以下

入目銀二分

一端銀拾匁以上

入目銀三分

一常是包紙代、銀貳分

右者高役御上納金銀、改包歩銀入目銀常是包紙代共、書面之通向々様方請取申候間、此段申上候、以上

中橋上禎町
住友吉次郎^⑩

文政五年八月

平岩右膳様御役所

一一 關東代官平岩右膳当座預け金請取小手形

覺

一 金千兩也

文政九戌年八月六日

住友吉次郎 殿

戊御年貢金之内御金藏納

請取

田村彌三治 印
館雄次郎 印

覺

一 金三拾四兩永百五文六分

内 金拾貳兩永百六拾貳文壹分
金拾兩壹分永百七拾六文貳分
金拾壹兩貳分永拾七文三分

未申年分
申年分
酉年分

未申西三ヶ年分御金藏納
金銀包歩永入目銀箱代共
住友渡可申候分

請取

田村彌三治 印
無詰合 館雄次郎

文政九戌年八月廿四日

住友吉次郎 殿

覺

一金拾八兩永六拾七文九分[㊤]

文政九戌年八月十三日

住友吉次郎殿

坂番給去酉年分

本川俣村渡

請取

田村彌三治[㊤]

無詰合

館雄次郎

割印

覺

一金四拾貳兩壹分也[㊤]

文政九戌年九月十日

住友吉次郎殿

浦和宿助成利金戌年

半年分渡

請取

飛田義十郎[㊤]

田村彌三治[㊤]

在出館雄次郎

割印

一二 郡代・代官掛屋取引清算一札例

(一) 日田郡代塩谷大四郎

一文政五年八月⁶天保六未年九月晦日迄、御用金銀請拂諸勘定共不殘相濟、壹ヶ年限仕譯帳被差出、双方小手形差引、槌ニ請取申候、以後勘定合ニ付違變等之儀、無御座候、依之議定書付入置申處、仍如件

團印

天保六未年十一月廿八日

住友吉次郎殿
(友聞)

鹽谷大四郎手代

夏目慎一郎^印

同人手附

石川奎之助^印

同人手代

舟橋白平^印

不詰合無印

(二) 關東代官平岩右膳

差入申一札之事

付録 住友江戸両替店關係資料

先年平岩右膳勤役中、御金下改被致候間、御年貢金并國役金其外預り手形之分、此節勘定合相濟候ニ付、双方入置候手形引替可申候處、年數相立、蟲入或者先達而屋敷類燒ニ付、引替難相成候得共、差引無出入相成候上者、向後双方共如何様之書物殘有之候共、可爲反故條、爲其一札仍如件

天保八酉年十月

住友甚(友聞)兵衛殿

一三 代官借用証文例

(一) 大和五条代官辻甚太郎

〔包紙〕
年賦 辻様古證文貳通入

(朱筆)
永代帳

借用申金子之事

平岩右膳元手代

飛田義十郎 ㊦

同人元手附

田村彌三治 ㊦

一金四千五百貳拾兩壹分永貳百四拾貳文六分八厘貳毛

右者辻甚太郎支配所御年貢金、期月ニ相成候處、支配所ノ下シ金間ニ合不申候ニ付、右金子貴殿
ノ借用申、御金藏^ニ無滯上納相濟候、返濟之儀者、着金次第此手形引替、無相違急度相渡可申候、
爲後日御用金借用證文、仍如件

文政四巳年五月

辻甚太郎手代

武井美右衛門

同人手附

齊藤勝平

鈴木小彌太

同人元ノ手代

奈良丈右衛門

住友吉次郎殿

前書之通、此度御出金被下候ニ付、皆濟無滯相濟候、返濟之儀者、前文之通聊相違無之候、依之
致奥印候、以上

辻甚太郎

辻巳之助

借用申金子添證文之事

一金四千五百貳拾兩壹分永貳百四拾貳文六分八厘貳毛

右者拙者共地頭、支配所御年貢金期月ニ相成候處、着金無之候ニ付、右金子貴殿方ニ借用之上、無滯御上納相濟申候、然ル上者返濟方之儀、相滯候而者不相成金子ニ付、拙者共ニ引請、收納金之内を以壹ケ年金百兩宛、來ル戌年ノ年々無相違返濟可申候、勿論地頭所ノ下知狀も請取置候間、年限中如何様之水旱損有之候共、地頭所ニ不抱、貴殿方ニ無相違御渡可申候、若壹ケ年ニ而後返濟方滯候義も有之候ハ、元證文ニ此添書引請之證文を以、何方ニ御申立被成候共、一言之申間敷候、爲後日御用金借用證文ニ、拙者共引請連印證文入置申所、仍如件

文政四巳年五月

辻甚太郎知行所

野州安蘇郡新吉水村

百姓代

半藏

組頭

庄右衛門

名主

千勝

右同斷

同州足利郡菅田村

百姓代

藤兵衛

住友吉次郎殿

組頭

仁兵衛門[㊤]

名主

利左衛門[㊤]

前書之金子借用申、御金藏に上納相濟候處、相違無之候、然ル上者、甚太郎知行所收納之内を以壹ヶ年金百兩、并御代官勤役中者諸入用金之内を百五拾兩、都合貳百五拾兩ツ、來ル戌年を御渡可申候、尤右金高之内四千百六拾壹兩永百七拾三文八厘貳毛者、去ル亥年中御對談之上、調達金を以千兩差入、翌子年を拾ヶ年之間貴殿方ニ而貸廻、年壹割之利金積置、拾ヶ年目ニ至元利合金貳千兩貴殿方に御引取、殘金之儀者、其節可及御對談答御約定爲御取替も御座候處、其後借用金も相嵩、利廻シ難出來故を以、子丑貳ヶ年者、御約定通年壹割之利金百兩宛之勘定相立、全殘金書面之通、猶又此度御對談取極候處相違無之候、則下知狀共相渡置申候、爲其連印奥書、仍如件

辻甚太郎元々手代

奈良丈右衛門[㊤]

同人手代

鈴木小彌太[㊤]

齊藤勝平[㊤]

同人手代

武井美右衛門[㊤]

前書之通、聊相違無之候、子孫ニ至迄無忘却返濟可致候、以上

辻甚太郎[㊤]

辻巳之助[㊤]

(二) 上野代官稻垣藤四郎

^{〔包紙〕}

證文 稻垣一件

^{〔朱筆〕}
年賦帳

壹通

└

一札之事

一先代藤四郎儀、御代官勤役中其元^に金銀掛屋用向被引請候處、年々御年貢金皆濟上納之砌、村方取立不足有之候節者、多少共其許^る立替上納向差支無之様取計致^シ被^吳、一統安心無滯相勤候處、文化八末年二月皆濟上納之砌、御年貢并御貸附金取立不足貳千八百兩餘有之、甚當惑致^シ、其元^に及相談候處、其節者金子手廻り兼、且餘り大金數之儀ニ付再三被相斷候得共、右上納差支候而者、御代官并手附元^に役儀ニ^て相障り候儀者勿論、如何様之御沙汰可有之哉難計、達而頼入候處、無據田安御屋形御下^ケ金之内を以、右金高立替被^吳、上納無滯相濟、其後取立次第追々返金可致之處、内實色々物入之儀出來、約定之通返金相成兼、等閑ニ相成候故、數度

掛合被及、催促候得共、右者全藤四郎古借財多分有之故之儀ニ而、右金高急々調達相成兼候譯合ニ付、一統當惑致シ候處、其元ニ而後田安御屋形向返上納之時節後有之候事故、無據永田備北町奉行後守殿永田正道に被及出訴候處、嚴敷濟方被仰付候得共、何分一度ニ返濟之手段無之候上、藤四郎儀去申十一月病死致シ、旁以難儀差廻り候故、爲入譯、館雄次郎橋本大次郎を以相頼、右金高之内に百兩者去申五月二日差入、残り貳千七百貳拾五兩三分、永百五拾七文四分六毛之内、當金五百六拾五兩相渡シ、残り貳千六百拾兩三分餘之分に年々御切米之内壹ケ年五拾俵宛、右金濟切候迄相渡シ候約定ニ而得心致シ被吳、訴狀願下ケ之儀、備後守殿に被願上候積ニ相成、親類一統過分至極ニ存候、然ル上者、右年々五拾俵宛相渡シ候向米之分、藏宿上總屋源七方を相渡シ可申積之處、源七方ニ而後凡金三百六拾兩程後立替金有之候事故、難澁之趣申立候ニ付、此度其方同店泉屋甚左衛門に藏宿之儀頼入候處、早速承知致シ被吳、上總屋源七方借用之分後夫々割合之上、年々濟方引請被吳、且前書其方殘金之分後、甚左衛門を改而借用之姿ニ相成、萬端無故障相濟過分之至存候、右之通實意之取計給候上者、縱令何ケ年相立候共、甚左衛門方俵向之儀ニおゐてハ違亂申出候儀無之、勿論往々勝手向振合立直り候節者、右俵向ニ不拘、其時宜ニ隨ひ返金増方談合を後可致候、爲其一札相渡置候處、仍而如件

文化十四年八月十二日

前書之通、親類一同令承知、過分至極存候、以上

入置申一札之事

一 稻垣藤四郎様^に、其御店ニ而御用立金貳千百六拾兩三分、永百五拾七文四分六毛御座候分相滞候ニ付、被成 出訴候處、段々御扱被下置、一ケ年米五拾俵向ニ被相極候得共、御藏米之儀者、札差仲ケ間ニ而他借難請合規定ニ付、御奉行所^に三町行事并先御藏宿上總屋源七殿御呼出之上、御利害被仰付、双方熟談之上、右御札當店^に引請申候、尤御屋鋪向者、書面之金高不殘其御店

先代藤四郎手附元^ノ 同 土岐蓬助[㊦]
當代 稻垣藤四郎[㊦]
住友吉次郎殿 江戸店支配人 直藏との

藤四郎親類

箕 笠之助[㊦]
猪飼平三郎[㊦]

に當店を立替候姿ニ仕、此度年賦御證文御調印相濟申候、依之御證文御割合書之通、壹ケ年米五拾俵宛、當酉冬の年々三季御切米每引落置、皆濟迄急度相渡可申候、爲後日入置一札、仍如件

淺草店

文化十四年八月

彦右衛門

印

中橋兩替店

直藏殿

義右衛門殿

覺

一金三拾七兩者

但文字金也

右者稻垣藤四郎様、先御藏宿上總屋方年賦金計ニ而難引請候處、其御店御用立金多分之御年賦ニ付、往々六ケ敷札ニ相成可申候、依之如高御入金被下、慥請取申候、尤當店ニ而萬利所に入置、向後振合惡敷相成候節之手當致可申候、爲念如斯御座候、以上

淺草店

(文化十年)
酉八月十二日

彦右衛門印

直藏殿
中橋

儀右衛門殿

入置申書付之事

一我等是迄年賦濟方金に、壹ヶ年米四拾九俵向之處、此度金貳拾兩入金致し、右向米之内七俵減之儀頼入候處、承知給過分ニ候、然ル上者、以來延減少者勿論、此度入金之例を以減之儀も、以後決て申入間鋪候、萬一申入候節者、此書付を以相斷可被申候、爲後日違約無之様、書付差遣し申處實正也、仍如件

稻垣藤左衛門印

天保三辰年 壬十一月
(閏)

泉屋甚左衛門殿

一四 代官掛屋辞任届

以書付御届奉申上候

一 御役所御用向是迄無滯相勤來候段、難有仕合奉存候、然ル所大坂表第一之業躰、御用銅山方之儀ニ付、數年大造之内損相立難行立、無據此度内間改革仕候間、江戸表店之義も暫休業仕候、尤御預金之儀者被仰付次第、何時ニ而も上納可仕候、依之此段御届ケ奉申上候、以上

住友吉次郎
(友親)

嘉永二酉年十月

鈴木大太郎様

岡崎兼三郎様

川上金吾助様

荒井清兵衛様

設樂八三郎様

付録 住友江戸両替店關係資料

望月新八郎様

御役所

一五 田安年貢金等上納分并ニ渡し方書

上納分并ニ渡し方

一金五千四百貳拾兩餘永百三拾五文

但二月四日、同七日納

田安上方爲替

一金千貳百兩餘

但二月十四日敷廿四日敷、兩日之内納

田安關東御年貢

一金七千五百九拾五兩貳分餘

但二月十四日納

御代官川上様

一金貳千四百八拾兩餘

但二月十八日、十四日納

同 岡崎様

一金千四百八拾兩餘

町年寄

一金貳千兩

吹所

但二月六日歟、十四日納

一金貳千兩

加納様

但案内次第

〆貳萬貳千七拾兩

五千兩分

一六 田安御下ケ金預かり高ニ付願書

乍恐以書附奉願上候

一私儀江戸上榎町出店ニ而從先年、當 御屋形様 御掛屋 御用相勤來 御預ケ金被爲 仰付、當時迄無滯相勤罷在、冥加至極難有仕合奉存候、然ル處右 御預ケ之儀、是迄金高凡六七千兩迄者 御預ケ被 成下度段奉願置候所、猶又此度改而御取調之上、前書之金六七千兩江戸店ニ

御預ケ御座候而も相違之義も無之哉之段、御尋之趣奉畏候、右者先々之通り六七千兩迄 御預ケ金被 成下候而後、御取立之節返上納方差支之儀決而無御座候、若萬一江戸店ニ而相滯候共、當店ニ而急度返納可仕候、何卒右之段 御聞濟被 成下、御貸下ケ金相願候節者、是迄之通御貸渡御座候様仕度奉願上候、以上

住友吉次郎
(友聞)

文政十一年九月

田安様御勘定所

一七 田安別口御下ケ金実施一件書

(一) 実施願ニ付下問

懸ケ紙下

筒井伊賀守殿
(南町奉行、筒井政憲)

牧備後守
(田安家老、牧義珍)
柴田出雲守
(同右、柴田勝明)

各様々出羽守殿(老中水野忠成)に被御申上候御書面被成御下、致一覽候所、田安備金其外品々御取集金高七千

兩程ニ相成候ニ付、右金子身元髓成ル町人共に御預ケ置、年々少々宛たりとも利倍致候得者、御
操合義宜敷、乍併田安御手限ニ而貸付相成候而者、萬一滯等有之候節御取扱方ニ義差支可申、奉
行所ニ而身元髓成ル町人共に申渡貸付ニ相成候得者、萬事都合宜御安心之由、依之日光御門主御
備金、町奉行取扱ニ而貸付ニ相成候義も有之旨御聞及ニ付、右之振合ニ見合セ、奉行所ニ而貸付
候様被成度趣ニ有之候、然ル所日光御門主貸附金拙者共取扱候廉貳口有之、延享之度金三千兩三
井組ニ限貸付置、其後金高増減無之、利分年壹割ニ而年々拙者御役所に取り立、御門主役人呼出
し、組之者ら相渡遣し候義ニ有之、安永度之廉者金高貳萬八千兩之内、追々ニ貸付度之旨執當願
之上、拙者御役所に相廻り町年寄共に相渡、町々身元宜町人共相撰、公儀御貸付同様取扱、利
分年壹割之内壹步通り者、貸付方諸入用町年寄共に請取、九步通相渡候定ニ而、是又年々拙者御
役所に町年寄致持參候、門主役人に町年寄共ら相渡申候延享度之振合ニ候得者、三井組ニ而取扱
候事故、右ニ准し候上者、用達商人共之内、一兩人ニ而も引受取扱可申与申者ニ而も有之候哉候、
御書面之内用達町人共与計り候而、名前等も不相見へ候ニ付、御屋形出入町人共之内身元髓成ル
者有之、往々右貸付金爲御任引請取扱候程成御見込之者ニ而も有之候哉、又者貸付金拙者共御役
所に御差出、奉行所ニ而相應者見立貸渡ニ申付候義ニ可有之哉、尤利分之處義致承知度、此段及

御掛合候

(文政十年)
亥十月

下ケ札

御書面田安勝手向爲操合、町人共_レ之預金各様御役所ニ而御取扱有之候様致度旨、出羽守殿_レ申上候ニ付、御問合之趣致承知候、勝手向爲操合相預候金子之事故、萬一返納之節差滯候而者却而迷惑ニ相成候間、其御役所ニ而被取扱之義申上候義ニ有之、尤出入町人共之内上榎町泉屋吉次郎儀者、攝州長堀住宅ニ而年來掛屋をも相勤、田安領知攝州長柄陣屋_レも證據地面等も差出し置、殊ニ用金をも是迄多分差出有之、右爲手當与扶持方等も遣置候者ニ而、身元も相分慥成ル者ニ有之候得共、江戸店之義者支配人持ニ而各様方御支配ニ有之、證人淺草諏訪黒船町泉屋甚左衛門儀も御支配之儀、旁以延享度日光御門主貸付金御振合を以、其御役所御取扱ニ相成候得者、取締_後宜敷、於田安_後安心致し、尤利分之義も當時者元高七千兩ニ而、格別金高ニも無之候間、年壹割ニ貸付申度、其餘追々元金相増貳萬兩ニも至り候ハ、七八步迄ニも利下をも致し可申心組ニ有之候間、先吉次郎_レ爲取扱申度、此段及御挨拶候

牧 備後守

(文政十年)
亥十月

柴田出雲守

(二) 請書

乍恐書付を以御請奉申上候

一

私儀

數年來 田安御屋形様御領知御年貢金江戸大坂共御藏元爲御替御用御金掛改、并諸御用是迄無滯相勤、冥加至極難有仕合奉存候、然所御備御用金御下ケ被爲 仰付候一條御尋ニ付、左ニ奉申上候

此度 田安御屋形様御預金可被 仰付候旨奉畏候、當時御金七千兩御預ニ相成、御利分之儀者年壹割上納可仕候、猶又往々者追々御下金有之、貳萬兩程之御金高ニ相成候旨、是又奉畏候、此節七千兩御下ケ御座候ハ、右御金高程之引當物 御奉行所様ニ差上之、猶追々御下金度々、右御金高相當之證據物 御奉行所様ニ差上可申候

一 御金御預中 御屋形様御預金ニ而後届之者方ニ者貸附可申候得共、右貸附之先々萬一元利返濟方差滯候口々有之候共、不抱其儀 御屋形様ニ者聊無滯上納可仕候、御元金之儀是又御用之

節、御下知次第何時ニ而後返納可仕候

一御預中者御利足上納御定日被 仰渡候ハ、御定通年々 御奉行所様ニ持參上納可仕候

一日光御門跡様御貸付金、前々々三井組御預り申居候旨ニ付承合、惣而右振合ニ相心得取扱候様

被 仰渡、承知奉畏候

前書之通逐一奉畏、聊御差支無之様可仕候、萬一何様之儀ニ而上納方差滯候儀後御座候ハ、差上置候證據物御引上ニ相成候共、違背仕間敷候、爲其證人并支配名主加判御請書差上置申候、依之此段申上候、以上

文政十亥年十月

住友吉次郎 ㊤

名代

願主 晋右衛門 ㊤

證人 泉屋甚左衛門 ㊤

喜多村御役所

一八 田安仮掛屋引受ニ付請書

一 渡邊屋熊次郎殿義、家業向差支之義出來、御用向取扱方難相成、依之跡御懸屋慥成者へ被仰付候迄之處、假御懸屋相勤候様被仰渡、諸事御用向御差支不相成様取扱方、御取箇方組頭荒井又四郎様を九月六日御呼出之上、御談有之、昨年之次第且者前々格別蒙御仁惠候御屋形様之義、暫時之義たり共御用向御差支相成候而者奉恐入候義ニ付、御談之趣入念御答へ申上、御受致候事、其節受書差出候様被仰渡候ニ付、左ニ

差上申御請書之事

一 當時御掛屋御用相勤候渡邊屋熊次郎義、家業向差支之義出來候趣、付而者身元慥成者へ被仰付候迄之處、假御掛屋諸事御用向、聊御差支不相成様、私共引受相勤可申哉之段被仰渡、承知奉畏候、昨冬中取扱候振合ヲ以御用向相勤候得者、聊御差支無御座候様可仕候、依之左ニ

一 甲州御年貢金到着之節者、御役所へ附込、御下知次第改之者罷出、御立合之上入念相改、直様納方取扱可申事

一上方爲御替手形御到來之節者、手形名宛之者^ら直々御殿へ爲相納、改之上、納方は又昨年之通取扱可申事

一關東御年貢金其外共御役所へ御取立之上、御下知次第改人出勤可仕候事

右之外何御用向ニ不限、身元槌成者へ被仰付候迄之處、昨年之振合ヲ以聊御差支不相成様、相勤可申候、且又重立候御用向者、私出勤可仕候得共、定式御用向取扱之義者、手代平十郎与申者差出申候間、右之者へ被仰付候而御差支無御座候、依之假御掛屋御用相勤申御請書奉上候、以上

嘉永三戌年九月

住友吉次郎

名代

又兵衛

田安御勘定所

御取箇方^に差出

差上申御請書之事

一當時御懸屋御用相勤候渡邊屋熊次郎義、家業向差支之義出來候趣ニ付而者、跡御用向槌成者へ

被仰付候迄之處、五菜銀包立并ニ時々御拂御用向其外共、聊御差支無之様可仕候、右ニ付重立候御用之節者、私出勤可仕候得共、御定用之義者手代平十郎与申者差出申候間、右之者へ被仰付候而、聊御差支無御座候、依之假御掛屋御用相勤申御受書奉差上候、以上

住友吉次郎

名代

又兵衛

嘉永三戌年九月

田安御勘定所

御金方へ差出ス

一九 一橋掛屋就任一件書

一橋様江戸中橋上榎町店御掛屋御用被仰付一件左ニ

乍恐書付ヲ以奉願上候

一御屋形様關東御領知御年貢金、并ニ遠州御拂米代金改包御金藏御用共引受、御掛屋相勤申度奉願上候、爲證據、中橋上榎町壹丁目ニ而代金千三拾兩之家屋敷壹ヶ所、右沽券四通并ニ金五百兩差上置、無利足ニ而上納仕、御用向相勤候様仕度奉存候、右願之通御掛屋被爲 仰付被下置

付録 住友江戸兩替店關係資料

候ハ、冥加至極難有仕合ニ奉存候、以上

文化二五年三月

大坂長堀茂左衛門町

泉屋吉次郎名代

中橋上禎町

泉屋直藏 印

一橋様御勘定所

右本家吉次郎(友端)奉願上候通、御掛屋御用向被爲仰付被下置候様奉願上候、以上

京都住居

泉屋吉次郎別家

大橋與四郎 印

乍恐書付を以奉申上候

一私共別家願書差上候掛屋御用向儀、關東御領知御年貢金、并遠州御領知御拂米代金之分引受、包改御用相願候儀ニ御座候、右金高凡壹萬四千兩程ニ而、遠州御拂米代金百兩ニ付改賃銀三匁宛、關東御年貢金百兩ニ付銀五匁宛被下置候段、承知仕候事

一 關東遠州金奉願候節、即日ニも上納相成候儀有之候得者、數日奉願候譯ニ後無之候趣被 仰聞
承知仕候、此儀遲速ニ不抱、其時之御差圖次第何時ニ而後上納仕候御振合、得与相心得罷在候
事

一 掛屋御用被 仰付候得者、是迄相勤罷在候播磨屋新右衛門与隔月ニ月番を立、右月番之儀者御
金藏以下下手代壹人壹ヶ月ニ凡十五日程後差出、御金包改仕、并關東御領知御役所之方者私方計
ニ而引受、毎月兩三日宛下代差出、御用向取扱仕候御振合趣、承知仕候事

一 掛屋御用向被 仰付候節者、泉屋吉次郎方印形御受證文差上候儀ニ相心得罷在候、其後平日御
用向之儀者、名代直藏諸事引受取扱仕候儀ニ御座候事

一 御用向被 仰付、沽券差上候得者、町役人に御糺等可有御座旨被 仰聞、并吉次郎義御用被
仰付趣、品寄大坂町御奉行所に御通達等ニ後可相成趣被仰聞、右兩様とも承知仕、何れも差支
候儀無御座候事

一 御用引受候ニ付而者、證文之儀御尋被 仰聞、承知仕候、此儀者證據地面等後差上候ニ付、別
ニ證人ニ者及不申相濟候事与而已相心得、右之取調等者不仕候、吉次郎儀大坂住居者ニ付、於
彼地證人相立候儀者差支無御座候事

一 御金藏御用勤方之儀、是迄播磨屋新右衛門相勤候振合、逸々被仰聞承知仕候、諸事新右衛門同
様ニ無差支様、相勤可申事

一 御用向相勤候内、御扶持方被下方之儀、此段者被 仰付通之儀ニ相心得罷在候得共、畢竟右之
處ヲ冥加ニ奉存候義ニ而、沽券狀差上、并ニ金五百兩差上候儀ニ付、拾人扶持も頂戴仕度心願
ニ而御座候、併金五百兩差上候計ニ被 仰付、御扶持方五人扶持被下置候御振合ニ罷成候共、
御免願等可仕心庭(底)ニ而者無御座候、被 仰付通御受可仕候、可相成候ハ、沽券并金五百兩兩様
差上、拾人扶持後頂戴仕候得者、外聞共格別難有仕合ニ奉存候事

右之通相違無御座候、何分ニ後願之通掛屋御用被仰付被下置候様奉願上候、以上

文化二五年三月

泉屋直藏 印
差添人
大橋與四郎 印

御勘定所

(中略)

九月四日出同九月十一日着、中橋與四郎直藏兩人方申來候者、一ツ橋御勘定所方直藏與四郎麻上
下着、印形を持九月十三日罷出候様被 仰付、則罷出候處、先達而願出候御金包改并御領知御掛

屋願通被 仰付、御受書左之通

泉屋吉次郎

名代

直藏

右御金包改御領知掛屋被 仰付、御扶持方拾人扶持被下之

與四郎

泉屋吉次郎御金包改御領知掛屋被 仰付候ニ付、名代直藏に申渡

之、其方儀最初に差添罷出候儀ニ付、御用向入念心付候様可致候

差上申證文之事

一 泉屋吉次郎儀、此度關東御領知御年貢金并遠州御拂米、其外御金包改掛屋御用被 仰付候ニ付、萬端入念御用向大切相勤、御年貢金并返納金村方に持參候ハ、夜分ニ御座候共不差延、改之上請取手形相渡大切ニ預り置、御下知次第御金藏に上納可仕候、且御預り金之儀、縦令御印形御書付致持參候もの有之候共、御役所に罷出相伺不申候而者、決而取引仕間敷候、尤預り手形私儀印鑑差上置、右之外印形相用間鋪候、仍之爲後證一札差上申所、仍如件

文化二丑年九月

大坂長堀茂左衛門町
銅山師泉屋吉次郎名代
中橋上榎町持店 泉屋直藏

御勘定所

差上申御請書之事

一 私儀此度御領知御掛屋被 仰付候ニ付、爲證據差上候中橋上榎町壹丁目ニ而、代金千三拾兩之家屋鋪壹ヶ所右沽券證文四通、并金五百兩共追而御沙汰次第上納可仕候、仍之御請書差上申處、依之如件

大坂泉屋吉次郎

名代

泉屋直藏

文化二年丑九月

御勘定所

差上申證文之事

一 泉屋吉次郎儀、關東御領知御年貢金并遠州御拂米代金、其外御金包改掛屋 御用被 仰付、名

代直藏に被 仰渡候、私義最初に差添罷出候儀に付、右御用向入念心付候様被 仰渡、承知奉
畏候、仍之御受一札差上申所、如件

泉屋與四郎

文化貳丑年九月

覺

御紋付
一 高張御挑灯

壹張

一 御用高張挑灯

壹張

一 御用弓張挑灯

壹張

御紋付
一 繪符

三本

右之通、自分入用ヲ以相仕立、御用相勤候中相用可申候

二〇 一橋掛屋業務例

(一) 包歩銀の請取

付録 住友江戸兩替店關係資料

一 御領知御役所包步銀請取候左ニ

一 銀三百四拾五匁八分四厘壹毛

但金六千九百拾六兩三分

永八拾壹文六分五厘

丑三月、寅三月迄不殘包步銀請取申候事

一 銀三拾六匁壹分四厘

但金七百貳拾貳兩三分

水難貸附金御勘定所納、包步銀請取申候事

右之通八月十九日御渡ニ相成申候事

(付箋)

(付箋)

覺

一金七百貳拾貳兩三分也

此步銀三拾六匁壹分四厘

此永六百貳文三分三厘

右者御役所御取扱御貸附金包歩銀、書面之通奉請取候、以上

(天保十三年)

寅八月十九日

(御領知)

(御役所)

(住友甚兵衛)

(二) 上方年貢為替金の立替

以書附御請奉申上候

一來ル十月、從上方御領知相廻候爲御替金御到着迄、金四千兩御用達可仕旨被仰付、承知奉畏候、御利足壹ヶ年金百兩ニ付金拾兩ツ、月割ヲ以被下置候ハ、何時ニ而も被仰付次第上納可仕候、依之御請書奉差上候、以上

泉屋甚兵衛
(友蘭)

(天保十三年)

寅八月廿日

御勘定所

但一昨十八日御取箇方、右之趣被仰聞候事

(中略)

一去ル八月廿日御勘定所御取箇方御役所ら、御立替金可仕旨被仰付候ニ付、其節御請申上候所、御上納日限并御請取書寫左ニ

請取申金子之事

一金貳千兩也 但利足年壹割

右者、從其方立替上納金之分、請取申所實正也、大坂川口御役所ら來ル廿五日上納爲替金着次第、元利共勘定可相立候、仍如件

天保十三寅年十月日

伊藤卯兵衛

田口伴藏

高野傳之丞

泉屋甚兵衛方

(中略)

一先達而御立替被仰付候金貳千兩、^(十一月)當月十九日御下ケニ相成申候事、出役幸兵衛

(三) 御金藏納付金銀割合の改正願

乍恐以書附奉願上候

一 御年貢金上納金品之内、小判壹分半、貳朱金四分半、壹分銀四分、右割合ヲ以仕來り候處、近來村方ノ相納候内、小判貳朱金等甚無數、別而先般壹朱銀御停止後ハ、壹朱銀重ニ壹分銀取交持參仕候間、前書御割合ニ上納仕候而者、誠以難澁仕候間、左之通

一 小判 貳分

一 貳朱金 貳分

一 壹分銀 六分

右之通割合ヲ以上納被 仰付候様奉願上候、彼是御上納間際ニ至り、御差支ニ相成候而者奉恐入候義ニ付、何分願前書之通之通御聞濟被成下置候様奉願上候、以上

泉屋甚兵衛

(天保十三年)
寅十月十四日

御領知御役所

覺

一 銀拾五貫目者

一 銀拾五匁者 右入目

合銀拾五貫拾五匁者

此金貳百三拾兩壹分貳朱

銀壹匁四分六厘壹毛ル （四）

但金壹兩ニ付、銀六拾五匁壹分七厘替

百貳拾六兩者

小判

内 貳分者

歩判

四拾六兩者

壹分銀

五拾七兩三分貳朱者

貳朱金

右者攝州御領知御年貢銀之内、書面之通來ル十一日上納仕候ニ付、御届奉申上候、以上

泉屋甚兵衛

(天保十三年)
十一月九日

御金藏御役所

(中略)

乍恐以書附奉願上候

一 此度越後國御年貢金到着、相改候所、九分通り壹朱銀ニ御座候間、引替上納可仕候所、此節銀座御引替御改方御不行届ニ而、多分之金高出來不申、日々金千兩宛御引替被下候所、在町引替人夥敷、壹人前五兩宛引替被在候得共、行届不申仕合ニ御座候間、右此度御年貢壹朱銀之分、銀座御役所へ早々御引替相成候様、當御役所ノ御差紙奉願上候、右御年貢之内金高之儀者凡金千五百兩程壹朱銀ニ御座候得共、私方引替溜り合、多分所持難澁罷在候間、何卒此度御年貢高千七百兩御引替ニ相成候様、御掛合被下置度奉願上候、此段奉願上候、以上

(泉屋甚兵衛)

(天保十三年)

十二月三日

御領知御役所

乍恐以書附奉願上候

付録 住友江戸両替店關係資料

一 關東御領知御年貢金并返上納金之内、壹朱銀八百兩御座候ニ付、先達而御願申上候越後國御年貢之内、壹朱銀千五百兩ニ一同御引替相成候様、奉願上候、以上

(泉屋甚兵衛)

(天保十三年)

十二月六日

御領知御役所

右之通願書貳通差出候處、左ニ御書附被下置候、

覺

越後國御年貢金之内

一金千五百兩者

但皆壹朱銀

關東御年貢金之内

一金八百兩者

但皆壹朱銀

右之通皆壹朱ニ而差越候ニ付、銀座ニ申立、來ル十一日御金藏へ無滯上納可致候、以上

御領知御役所

泉屋甚兵衛

右之書附を以、銀座御役所申立候處、無滯御引替相成候事

二一 一橋御下ケ金拝借願

一御勘定所ケ金六千兩御預ケニ相成候趣、被 仰付候ニ付、願書差出様文面左ニ

乍恐以書附奉願上候

一此節御用御備金之内、御下ケ金奉願上不申哉之御沙汰被爲 仰聞、難有仕合承知奉畏候、依之爲御奉公、御利足出情仕奉願上度奉存候得共、昨年已來世上融通利足引下ケ等被爲 仰出、別而手堅先々ニ融通仕候ニ付、格別安利ニ無御座候而者、廻し方出來不申候間、何卒金五千兩丈ケ當月廿八日御下ケ被爲成下、來ル十一月廿五日限返上納仕、此日限中爲冥加金、百五拾兩添金上納可仕候間、右願之通御聞濟被爲成下置度、此段乍恐奉願上候、以上

泉屋甚兵衛印

(天保十四年)
卯三月

御勘定所

尙々其後度々御伺罷在候得共、未タ御沙汰無之候事、積り方掛り

(中略)

乍恐書附ヲ以奉願上候

一(天保十四年)去々卯年暮相對濟被 仰出候後、市中融通不宜、右ニ付諸商人共元仕入難出來、且者諸品捌方

等々不宜候所、此頃追々人氣前躰ニ立戻り、諸荷物仕入金ニ差支、手堅き引當物等差入融通頼込御座候得共、數口之儀ニ付皆迄ニ者難行届、依之何卒御金五千兩當分爲御下ケ金、拜借被爲仰付度奉願上候、乍恐自然御操合之次第ニ寄、三千兩ニ而々宜御座候、尤返上納之儀者、爲冥加添金一ヶ年金百兩ニ付六兩宛之添金、月割ヲ以來ル十一月廿五日限無相違、急度上納可仕候、若又急御用之節者不抱期月、被 仰付次第、何時ニ而も上納可仕候間、格別之思召ヲ以、右願之通御聞濟被爲成下置候様、偏ニ奉願上候、以上

泉屋甚兵衛

名代

喜十郎

弘化二巳年二月

御勘定所

(中略)

乍恐以書附奉願上候

一年來取引之者共る、追々爲替申込後御座候間、此節御金千兩爲御貸附、拜借被爲 仰付度奉願上候、來ル閏五月二日御下ケ被爲成下候而、返上納之儀者爲冥加、壹ケ年金百兩ニ付六兩宛之添金割合ヲ以、中壹ケ年分冥加金相添、來未五月二日限無相違急度上納可仕候、若又急御用之節者、期月ニ不抱何時ニ而後被 仰付次第上納可仕候間、何卒格別之思召ヲ以、右願之通御聞濟被爲成下候様、乍恐此段書附ヲ以奉願上候、以上

泉屋吉次郎
(友視)

弘化三年五月

一橋御勘定所

右之分御趣意之御金ニ而、御役所ヨ御貸附被成度旨御談有之義ニ付、別段願書ニ者及申間敷哉之段、口上ニ而御掛り之方へ申上候所、尤之儀ニ被思召候得共、御取扱方之品有之事ニ而、内實御役人方御評儀濟之事ニ候得共、表向願書差出吳候様御談ニ付差出ス

(中略)

付録 住友江戸両替店關係資料

乍恐以書附奉願上候

一 此節爲替取引之者共、追々爲替申込有之、猶又身元慥成先々、手堅證據物差入融通頼參候
ニ付、夫々手元之間渡遣し候得共、數口之儀ニも御座候間、何卒御金三千兩當分爲御下金、拜
借被爲 仰付度奉願上候、來ル十一日御下ケ被爲成下候而、返上納之儀者、爲冥加壹ケ年金百
兩ニ付六兩宛之添金割合ヲ以、中三ケ月分冥加金相添、來ル五月十一日限無相違急度上納可仕
候、若又急御用之節者、期月ニ不拘何時ニ而も被 仰付次第、上納可仕候間、格別之思召ヲ以
右願之通御聞濟被爲成下候様、重疊奉願上候、以上

泉屋吉次郎

嘉永二酉年二月

御勘定所

乍恐以書付御請奉申上候

一 此度金三千兩御下金被成下、來ル五月十一日限無相違上納可仕旨被仰渡奉畏候、尤御預中壹ケ
月五拾兩ニ付壹分宛冥加相添、元利共上納可仕候、縱令以後棄捐等被 仰出候共、其次第不抱、
元利共無相違上納可仕候、右之段御請申上候處、少も相違無御座候、仍如件

泉屋吉次郎

嘉永二酉年二月十一日

一橋御勘定所

一札之事

一金三千兩也

右者此度御下金書面之通、慥奉預候處實正ニ御座候、來ル五月十一日無相違上納可仕候、右御請申上候所、少も相違無御座候、仍如件

泉屋吉次郎

嘉永二酉年二月十一日

一橋御勘定所

一金三千兩酉五月十一日返納致候事

二二 一橋掛屋辭任願

此度江戸中橋閉店ニ付、當西十月已來之運書書略、御懸屋相斷御聞濟、同所北新堀渡邊や熊次郎跡引請ニ付、願書差出左ニ

乍恐以書付奉願上候

一 此度私義無餘義筋合ニ而、御用向相勤兼候様成行、無是非先日以書面御免願仕候次第、何共奉恐入候、右ニ付私共年來取引仕候北新堀町渡邊屋熊次郎と申者、身元慥成者ニ而當時御料所御代官様方相勤居、抱屋敷等數多所持仕、業躰向手廣ニ渡世罷在候者ニ御座候間、關東越後御領知攝州御年貢御爲替、并御金 御用向其外共都而是迄私へ被仰付候通、右同人_に被仰付、御扶持方等も其儘被下置候様仕度、重々奉願上候、右ニ付同人願書一同ニ奉差上候間、御聞濟被爲成下置、私義ハ御免被仰渡候様乍恐奉願上候、尤爲引當證據物之儀ハ、熊次郎_が別紙沽券狀之寫奉差上候通ニ御座候、然ル上者御用之儀、聊御差支無之様爲相勤可申候間、何卒格別之思召を以願之通御聞濟被成下候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、乍恐此段以書付奉願上候、已上

嘉永二酉年十月

一橋御勘定所

泉屋吉次郎

右願書差出候處、御聞届御達書左之通

泉屋吉次郎

右御領知御年貢爲替金、其外御用筋願之通差免之

但是迄被下置候御扶持方、拾人扶持者上ル

泉屋吉次郎

銀拾枚

右御用向年來相勤候ニ付、被下之

右兩通を以被仰渡候

(中略)

付録 住友江戸兩替店關係資料

一筆啓上仕候、向寒之節ニ御座候處、彌御安全被成御座目出度御儀御座候、然上者御支配内、上
槇町ニ有之候西角表間口京間都合九間、裏行町并京間廿間、沽券金千三拾兩家屋敷壹ヶ所私所持
仕來候處、右者一橋御屋形様御掛屋相勤候爲證據、兼而奉差上置候處、此度兩替店休業仕候ニ付、
跡御掛屋之儀、御地北新堀町渡邊屋熊次郎と申方ニ被仰付、私出店拜借金同人引請上納被致吳候
ニ付、右地所代金千六百兩ニ熊次郎殿ニ永代賣渡候積、對談行届候趣名代又兵衛ノ申越候間、早
速出府仕、其段御頼可申上候處、病氣ニ付代徳兵衛と申者、私印形持參出府爲致候間、諸事徳兵
衛又兵衛兩人ノ御頼可得其意候間、可然御取計可被下候、此段以印狀奉願上候、恐惶謹言

(嘉永二年)
西十一月三日

星野又右衛門様

右之通書狀中橋町年寄ニ御差出可相成順合ニ付、中橋ニ出府中徳兵衛ノ認メ差出候旨申越候ニ付、
寫置候事

大坂長堀茂左衛門町
吉次郎父隠居
住友甚兵衛

二三 盛岡藩蔵元引受ニ付議定証文

議定証文之事

一 屋敷勝手定式賄、參符年金貳萬貳千貳百兩、御暇年閏月分共金貳千五百五拾兩、入用高正月(府)十二月迄月割出金之義頼入候處、預御承知忝存候、尤引當返濟之儀者、當寅年本穀八萬俵春冬与名目を分、左之通差廻候事

一 春穀之内四萬貳千俵

廻米高

一 同三千俵

廻大豆高

ノ 四萬五千俵

内

一米四千三百俵

扶持米當寅五月ノ同十月迄六ヶ月分

一同貳千六百四拾四俵

米豆共四萬五千俵惣糧米

一大豆四百俵

役馬飼料入用十二ヶ月分

ノ米六千九百四拾四俵

大豆四百俵

殘米三萬八千五拾六俵

大豆貳千六百俵

一多穀三萬五千俵

內

廻米高

一米四千五百俵

扶持米當寅十一月より來卯四月迄六ヶ月分

一同貳千五拾六俵

米三萬五千俵惣糧米

ノ米六千五百五拾六俵

殘米貳萬八千四百四拾四俵

合米六萬六千五百貳俵

大豆貳千六百俵

右之米豆御當地着船次第、於藏屋敷時之相場を以相拂、代金其時々廻米賣方取扱頼入候條、伊達淺之助殿ニ而被請取各配達、本穀月割借用元、百兩ニ付壹ヶ月銀五拾匁宛之利足相加、春穀

七月、冬穀翌年正月仕切勘定、元利引取可被申約定之事

但七月正月仕切勘定相濟候後、相後皆着有之砌者、皆着之節猶又惣仕切勘定可被申約定之事

一前條春冬之米豆都合八萬俵之内、扶持米惣糧米役馬飼料大豆引殘、米六萬六千五百貳俵、大豆貳千六百俵、平均相場金壹兩ニ付米壹石壹斗、大豆壹石三斗之中考を以、賣代金凡積金貳萬千貳百兩程ニ相成候、依之月割御出金差引高_レ差向不足ニ相成候、其上相場下直又者海澁等有之候得者、彌償不足ニ至候半、各心配被申出、尤之筋ニ付、當多別段大豆五千俵爲差登候間、右賣代金を以元利勘定、過金之分者兼而借用金壹萬貳千兩之内_レ年々元入取計可申候、萬一案外之海難有之歟、格別米價下料等ニも御座候而、勘定不足ニ至候節者、約定之外別段國許_レ正金爲差登、元利急度可及返濟申定之事

一月割金之義者、通帳を以月々請取借用可申事

前條之通、月割御出金返濟方及議定候處實正也、尤年永く月割御出金之儀候條、各爲御安心、右議定之趣年々證文相改、元入古證文引替可申候、爲後日仍如件

文政十三寅年正月

勘定吟味役

欠端儀右衛門

金田一善左衛門

勘定奉行 九二

松岡茂市兵衛

長嶺官助

堀江九右衛門

小田代定藏

中原武

中里判左衛門

用人格元ノ 黒川主馬

勝手掛用人 立本源吾

本堂右内

花輪榮

長門良右衛門

伊達淺之助殿

三村清左衛門殿

田中安之助殿

前書之通相違無之候、以上

住友吉次郎殿

家老

毛馬内大隅

檜山帶刀

南部勘解由

檜山河内

藤枝宮内

毛馬内典膳

二四 松山藩掛屋引受ニ付口上之覚

文政十亥年六月朔日、松平隠岐守様御掛屋當家ニ被爲 仰付、則ケ條書左之通相認御請申上候事

口上之覚

一 壹ケ月ニ兩度宛御拂ニ付

付録 住友江戸兩替店關係資料

但手代壹人子供壹人可差出候事

一 御爲替金手形御到來之節

但右御爲替手形、吉次郎印形を以御下ケ被成下候ハ、私方ニ而改包仕候、御差圖次第上納可仕候事

一 御拂金銀御渡方ニ相成候分

但前日ニ御渡金銀御仕譯帳御下ケ被成下候ハ、當方ニ而包立可相納候事

一 御進物其外御配銀御用之節者

但右金銀共御書付被下候ハ、當方ニ而御進物分御差圖通包立、早速上納可仕事

一 御拂日拂いたし御用之節者

但錢御入用之節者、日々公儀御書上直段を以相納候様可仕候事、持步等人足_後相掛り候ニ付、

賃錢丈ケ者右之内見込直段可申上候事

一 御献上黃金其外御參府之節

御奥向御配り銀子者、大黒常是ニ爲包候義ニ付、右包入用包極メ料、御定之通可申請候事

一 御爲替金無包ニ而仲間内_ル相納候分

但御定之通、改包料紙代金百兩ニ付銀五匁宛被下置候哉、此段御伺申上候

一御配り黄金御奥向に御進物ニ相成候分

但兩替代金之儀ニ付、即刻代金御引替ニ可被仰付候哉、兩三日も過候而御渡可被下候哉、御伺申上候

右之通口上書を以申上候、依之手代共但兩度と申候得共、月七日出勤ニ相成兩度宛罷出候節者、勤方之儀者重立候者壹人も前廣ニ罷出

候、元掛屋相勤候儀見請候様仕度奉存候、

右之外思召_後有之候ハ、御差圖可被下候、以上

住友吉次郎

(文政十年)
亥五月

松山様御役所

右之通半切紙ニ相認差上候所、御聞濟被仰付候ニ付、依之御掛御役人中に則左之通鯉節相送り事(候カ)

(中略)

ノ

毎月

御用日 五日 九日 十五日 十九日 廿三日 廿五日 廿八日

但貳人宛罷出候事

二五 延岡藩為替金先受取証文并ニ仮受取覚

為替金先受取証文之事

割印 一金貳百兩也

但通用

右者當屋鋪為替金、大坂御店より來子正月相達候常用金之内、右之高受取申處實正也、返濟之儀者、一ヶ月貳拾兩ニ壹分之利付ニシテ、為替手形相達候上、元利無相違御勘定可申候、為後日、金子受取証文、仍如件

内藤備後守内

文政十亥年十二月

山下喜久七[㊤]

荻野銀三郎[㊤]

住友吉次郎殿

井上平吉[㊦]

駒木根晟吾[㊦]

平井藤三郎[㊦]

覺

一金貳百兩也[㊦]

右者大坂爲替金之内、受取申候、[㊦]追而本手形引替差引候迄、假受取、仍而如件

内藤備後守内

駒木根晟吾[㊦]

(文政十)
亥十二月廿三日

妻鳥晋右衛門殿

井伊又兵衛殿

二六 一色山城守勝手賄手続証文

(一) 依頼議定証文

〔包紙〕

家來議定証文

証文三通
書拔一册

一色山城守様

議定証文之事

一旦那勝手向月割賄方之儀御頼入候處、折節御店向先年改革被致候義ニ付、其儀難相整候趣、内實委敷承り候而者達而ト難申入、乍併旦那此度堺表に御役相蒙候義ニ候得ハ、何れ共用途筋相頼不申候而者忽差支、依之來ル(安政六)三年之間用達之義、再應及御頼談候處、程克實意を以承知致し被吳、忝次第ニ奉存候、然ル上者別紙之通知行所一同郷印申付、向後議定通聊無相違、毎年米金員數通十一月廿五日限、其許方に直ニ爲相納可申間、右之内を以前條賄方借用ニ相成候分ハ、定式之利足を加ヘ元利勘定可被相立候、右ニ付而ハ知行所之者に下知書相渡有之候間、米金渡方之儀ニ付彼是故障ケ間敷義ハ勿論、決而米金納方等差止メ申間敷候、此段安心可給候、

此度之儀者前顯之通、是_レ達而頼入候儀ニ候へ者、月割之外臨時等之儀者相頼申入間敷、其他已來内外公私ニ付、如何様之義出來候共、聊約定通無相違取計可申候、依之爲後證一札如件

一色山城守内

安政五年四月

鈴木悅之進[㊦]

吉川源太夫[㊦]

大原謙藏[㊦]

森 新兵衛[㊦]

住友吉次郎殿

^{〔裏書〕}
表書之通相違無之者也

一 山城[㊦]^{〔印文〕}直温[〔]

(二) 知行所郷印証文

^{〔包紙〕}
郷印議定書[〔]

郷印議定之事

付録 住友江戸両替店關係資料

此度御地頭所御勝手向御賄金、貴殿方に御頼御承知、月割御出金被下候段忝存候、然ル上者、來
未年〆郷中村々畑成金百拾七兩ト永九拾五文七分、米千五拾五俵ト貳升貳勺但四斗入、年々十一
月廿日限り聊無相違、貴殿方へ御渡し可申候、尤米ハ別紙石高其時々相庭を以金納取計可申、右
ニ付而者御地頭所〆御下知書相渡り、村方に受取置可申候、右様御議定一統郷印致し候上者、以
來も違約之儀者無之候條、此段御安心可被下候、爲其郷印證文依而如件

下總國葛飾郡椿村

名主

祐右衛門 ㊦

組頭

幸右衛門 ㊦

百姓代

重左衛門 ㊦

同國同郡三ヶ尾村

名主

新左衛門 ㊦

組頭

甚右衛門 ㊦

百姓代

藤左衛門 ㊦

同國同郡二ツ塚村

安政五年四月

組頭

市右衛門 ㊦

百姓代

四郎兵衛 ㊦

同國同郡金杉村

組頭

助右衛門 ㊦

百姓代

伊三郎 ㊦

同國同郡中村

名主

勘右衛門 ㊦

組頭

卯之助 ㊦

百姓代

運次郎 ㊦

同國同郡二ツ木村

組頭

勘右衛門 ㊦

百姓代

兵右衛門 ㊦

同國同郡後平井村

名主

伊八 ㊦

同國千葉郡原村

名主

清左衛門 ㊦

組頭

甚左衛門 ㊦

百姓代

三郎右衛門 ㊦

住友吉次郎殿

前書之通、我等立會取極候儀ニ付、聊相違無御座候、以上

一色山城守内

鈴木悦之進 ㊦

吉川源太夫 ㊦

大原謙藏 ㊦

森 新兵衛 ㊦

表書之通相違無之者也

一 山城 ㊦

(三) 知行所郷村高書付

〔包紙〕
郷村高書付

覺

一 高六百六拾三石壹斗五升貳合五勺

下總國葛飾郡樺村

壹ヶ年收納米百六拾六俵三斗壹升三合

名主給米小石代米引残り、全ク御藏入分

畑成金七拾九兩三分ト永四拾五文六分

錢拾壹貫三百貳拾五文

一 高三百五拾貳石七斗三升

同國同郡二ツ木村

壹ヶ年收納米三百三拾俵三斗三升六合

右同斷

畑成金三兩三分ト錢九貫四百貳拾四文

一 高三百四拾七石六升七合四勺

同國同郡三ヶ尾村

壹ヶ年收納米貳百拾貳俵七升六合五勺

右同斷

畑成金拾七兩ト永拾七文九分

錢九貫貳百六拾六文

一 高百拾石[㊦]

同國同郡中村

壹ヶ年收納米六拾六俵三斗九升四合五勺

右同斷

畑成金四兩壹分貳朱卜永貳拾六文四分

錢四貫三百五拾三文

一 高百三石貳斗三升八合六勺[㊦]

同國同郡二ツ塚村

壹ヶ年收納米六拾九俵

右同斷

畑成金三兩壹分卜永九拾貳文壹分

錢三貫五百五拾四文

一 高九拾石八斗六合四勺[㊦]

同國同郡金杉村

壹ヶ年收納米百四拾壹俵卜三斗九升九合五勺

右同斷

畑成金三分卜永拾壹文六分

錢四貫七百四拾九文

一 高貳拾貳石六升九合[㊦]

同國同郡後平井村

壹ヶ年收納米拾三俵貳斗六升五合七勺

右同斷

畑成金貳朱卜永八分

錢壹貫四百四拾文

一 高六拾貳石壹斗五合[㊤]

壹ヶ年收納米五拾三俵貳斗三升五合

畑成金三分卜永百五文

錢三貫八拾三文

高合千七百五拾壹石壹斗六升八合九勺

收納米合千五拾五俵貳升貳勺 但四斗入

畑成合金百九兩三分卜永貳百九拾九文四分

錢四拾七貫貳百拾文

此永七貫四拾六文三分

爲皆金百拾七兩卜永九拾五文七分

右之通り相違無御座候、以上

同國千葉郡原村

右同斷

一色山城守知行所

葛飾郡棒村

名主

祐右衛門[㊤]

安政五年四月

付録 住友江戸兩替店關係資料

付録 住友江戸両替店関係資料

住友吉次郎殿

一〇六
組頭

幸右衛門 ㊦

百姓代

重左衛門 ㊦

(以下前掲資料に同じ)

(四) 勝手賄仕法帳

〔表紙〕
年中諸御入用御仕法帳

御勝手方
L

堺表御役料

現米六百石

内百石

御飯米引

残而

米五百石

此代

金五百兩

但し兩ニ壹石替之積り

(年始・八朔)
外彼地年八

金四百四拾兩

ノ金九百四拾兩

右ニ而堺表暮し不足分見込

月々

金貳拾兩ツ、御差出頼入候

不足分

ノ金貳百四拾兩

御拜領高千石

御込高七百五拾壹石壹斗六升八合九勺

合千七百五拾壹石貳斗六升八合九勺

(付箋)

此分來未年ノ其地ニテ、月々御渡被下候分ニ御座候、都合貳百四十兩

御本家

中橋店

御知行所

下總國葛飾郡

椿村

二ツ木村

三ヶ尾村

二ツ塚村

中村

右嘉永六丑年、安政四巳年迄五ヶ年平均御收納高

米九百三拾壹俵餘

此石三百七拾貳石四斗

代金三百七拾貳兩ト

銀貳拾四匁

外夏成并皆濟金共

金百拾七兩貳分壹朱ト

貳百五拾壹文

貳口

金四百八拾九兩ト

銀貳拾四匁

錢貳百五拾壹文

但兩ニ壹石替之積り

同國千葉郡
後平井村
金杉村
原村

(付箋)

此二口納り高、來末年、當地ニテ受取前、張紙之通貴地ニテ貳百四拾兩分引去、相殘御屋敷ニ相渡し候事

御本家

中橋店

内

金貳百四拾兩

月々御差出之分に差向

殘而

金貳百四拾九兩ト

銀貳拾四匁

錢貳百五拾壹文

右殘金ニ而江戸御留守宅御家來御手當、并御借財之方に差向候積り

右之仕法ニ而旦那勝手向之儀、來ル未年より三ヶ年之間、其御店に御頼申度候、其外臨時等一切御頼申間敷候、此段御頼申入候、以上

安政五年四月

一色山城守内

鈴木悦之進[㊦]

吉川源太夫[㊦]

大原謙藏[㊦]

森新兵衛[㊦]

住友吉次郎殿

二七 江戸両替商伊勢屋源兵衛借用証文并ニ返済一札

〔包袋表書〕 當店支配人晋右衛門時代、船町伊勢屋源兵衛殿へ金貳千兩取替申候處、休店ニ相成、其後段々

掛合相詰、當申年金三拾兩差入置、貳拾兩當金ニ請取、殘拾兩者當暮ニ相成、亥年迄年々拾兩

ツ、請取、殘金者尙又其節格別増金いたし可申約定之事

〔包袋裏書〕 嘉永元申十月廿七日入置

入目錄金貳千兩之證文壹通

封

濟方一札、當方差入一札之寫

覺

一金貳千兩也

但文字金

右者 田安御屋形様を貴殿方へ御下ケ金之内、此度慥預り申處實正也、御入用之節者何時ニ而後、此手形ヲ以御渡可申候、爲後證預り一札、依而如件

伊勢や源兵衛

文政十亥年十月廿七日

住友吉次郎殿

入置申一札之事

一去ル文政十亥年中 田安御屋形様ヲ貴殿方ニ御下ケ金之内、金貳千兩前々御取引之振合ニ而、預リ證文ヲ以借用仕候所、其後不慮之損毛有之、本船町店取續出來兼、無據休店仕候砌、難澁ニ付置居御頼申入候所、從來御取引之好身ヲ以 御屋形様ニ者其砌御立替御上納被下候後、右御立替金濟方之儀、國許ニ御越御掛合御座候ニ付、拙者出府之上、引續難澁ニ付、尙又去未年迄置居御頼申入候所、御承知被下忝存候、然ル所年限相立候ニ付、此度嚴敷御掛合有之、御尤ニ奉存候、此節諸借財荒方片付、開店之世話致被吳候仁有之、外借財方者對談行届候間、貴殿方ニ同様御勘辨之程、達而御頼申入候得共、御立替金之儀ニ付御不承知之所、種々相歎、當時金貳拾兩相渡、當暮金拾兩、來酉年ヲ亥年迄三ヶ年金拾兩宛相渡、殘金之儀者開店之上、可相成丈増金御掛合仕候約定、相違無御座候、爲後日入置申一札、仍如件

嘉永元申年十月

勢州松坂在中間村

源兵衛〇

住友吉次郎殿

〔付箋〕

印鑑

伊勢屋源兵衛 ㊦

同 正次郎 ㊦

嘉永元申年十月

L

入置申一札之事

一去ル文政十亥年中、主人甚兵衛ヲ貴殿へ金貳千兩 田安様御下ケ金之内ヲ前々御取引之振合
ヲ以御預ケ置申候處、本船町御休店之節御差支之由ニ付、從來御取引之好身ヲ以 御屋形様へ
者、其砌御立替上納相濟候間、右御立替金濟方之儀、先年於御國許御懸合申入候處、其節貴殿
御出府之上、引續御差支之由ニ而、去未年迄尙又置居之儀御頼ニ付承知致候、然ル處年限相立
候ニ付、此度御掛合申入候處、御難澁之始末御歎御頼有之候ニ付、格別之勘辨致、當時金貳拾
兩受取、當暮金拾兩、尙來酉年ヲ亥年迄三ヶ年金拾兩ツ、受取、殘金之儀者開店被致候上者、
可相成丈ケ増金御掛合可有之候筈約定、相違無之候、爲後日入置申一札、仍而如件

嘉永元申年十月

住友甚兵衛店支配人

喜十郎

同代
彦兵衛

源兵衛殿

二八 呉服師後藤縫殿介仕入金借用証文

覺

割印 一金千兩也

右者御納戸御用物仕入金爲替取組、右金高慥請取借用申處實正也、利足之儀者年八步之割合を以勘定可致候、返濟之儀者、當亥十二月中 御用代相渡次第、此手形引替可相渡候、爲後日證文、依而如件

後藤縫殿助内

文政十亥歲正月

加藤吉右衛門

付録 住友江戸両替店關係資料

長尾覺左衛門[㊤]

住友吉次郎殿

妻鳥晋右衛門殿

二九 武藏越谷商人會田彌兵衛借用証文

借用申金子之事

一金五百兩也[㊤][㊤][㊤]

但文字金也

右者 田安 御殿御用金、貴殿に御下ケ金之内、商賣躰要用ニ付、書面之通借用申處實正也、
然ル上者、當酉ノ十二月ヨ來ル丑迄五ケ年賦、壹ケ年金百兩宛年々十二月十日限り、貴殿御上納
前急度返濟可仕候、若相滯候ハ、證人引受、無遲滯返濟可仕候、爲後日、借用証文仍而如件

越ケ谷宿

會田彌兵衛[㊤]

同宿

會田彌右衛門[㊤]

淺草平右衛門町

喜八店 林藏[㊤]

天保八酉年二月十日

住友甚兵衛殿

借用申金子之事

一金貳百六拾五兩也

右者 田安 御殿御用金、貴殿に御下ケ金之内、商賣躰要用ニ付、書面之通借用申處實正也、尤返濟之儀者、當酉ノ八月廿日限り急度返濟可仕候、若相滯候ハ、證人引受、無遲滯急度返濟上納可仕候、爲後日、借用證文仍而如件

(以下前掲資料に同じ)

入置申一札之事

一我等證人ニ相立、越ヶ谷宿會田彌兵衛儀二口ニ而金七百六拾五兩借用罷在、右者我等引受期月通返濟可仕筈、御對談申入候處、相違無御座候、然上者、如何様之儀有之候とも、我等方々急度辨濟可仕候、爲後日、引受證文仍而如件

天保酉年二月十日

淺草平右衛門町喜八店

會田屋林藏

住友甚兵衛殿

三〇 江戸砂糖問屋伊達屋治郎吉仕入金借用關係証文

(一) 借用証文

借用申金子之事

一金四千兩也 但通用金

右者此度我等家業向俄ニ差支、爲元手金借用申處實正也、返濟之儀者、金百兩ニ付壹ヶ月金壹兩宛之利足ヲ加へ、來寅十一月廿日限、元利共急度返濟可仕候、萬一其節ニ至り、當人彼是斷ヶ間敷儀申立候得者、加判方^①早々爲御知可被下候、右者全家業^②爲元手金、恩借仕候儀ニ付、早速加判人一統罷下り、毛頭無遲滯元利取揃、急度返濟可仕候、且又利足之儀者、毎月晦日限無相違相渡可申候、爲後日、業^③元手金借用連印證文、仍而如件

借用人 伊達屋治郎吉^④

支配人

德兵衛^⑤

攝州大坂備後町

加判人 錫屋治郎吉^⑥

天保十二年丑十一月

住友甚兵衛殿

同	大坂堺筋
同	大和屋武右衛門 ㊦
同	大坂堺筋
同	平野屋徳兵衛 ㊦
同	大坂堺筋
同	平野屋喜兵衛 ㊦
同	大坂堺筋
同	櫻井屋甚三郎 ㊦

(二) 引当証文預り覚

覺

一 菱垣廻船問屋利倉屋金三郎殿株式別紙之通り

一 大師川原新田鹽濱古券狀壹通 (河) (造)

ノ

右者此度其元殿元手金、住友甚兵衛殿方ニ而金四千兩也借用被成候節、銘々共加判仕候ニ付、相對を以右金子住友殿に皆濟ニ相成候迄、右證文預り置申候、萬一不納ニ相成候ハ、右證文を以、銘々共勝手ニ賣拂候約定ニ御座候、爲後日仍如件

付録 住友江戸兩替店關係資料

天保十二年丑十月

錫屋治郎吉

代 常 七印

平野屋徳兵衛

代 林兵衛印

大和屋武右衛門印

平野屋喜兵衛印

櫻井屋甚三郎

代 兵 助印

伊達次郎吉殿^(治)

徳兵衛殿

(三) 質地証文

相渡申質地証文之事

御水帳面
字入江ヶ崎新田

一見付畑合貳町七畝廿四步

但鹽濱三株、諸道具一式添

此高四石壹斗五升六合

右者我等所持御座候處、當戌十一月來ル申十一月まん^(十)中年、拾ヶ年季質地ニ相渡、金子五百兩調印之もの立合、髓ニ受取申處實正也、然ル上者、御年貢諸役御勤御所持可被成候、尤年季之内、前書金子を以請戻候節者、御戻^{もと}被下候御對談ニ御座候、若又年季明ヶ不請戻候ハ、流地ニ御座候間、御勝手次第可被成候、此他ニ付年貢未進等無之、横合より彼是申もの一切無御座候、爲後日之、質地證文仍而如件

天保九戌十一月

中村八太夫様御代官所
武州橘樹郡池上新田

質地人主 太郎左衛門

年寄 十右衛門

百姓代 助右衛門

德兵衛殿

前書之通相違無之、仍而連印致候、已上

付録 住友江戸両替店関係資料

右村

一二〇

直

藏

〔添紙〕
大師河原村隣村二而

池上新田 名主太郎左衛門

鹽濱實地置主 隱居跡
相手當人 當時名主伴 直藏

鹽濱者池上新田之内

字入江ヶ崎新田

見付畑貳町七畝廿四步

三一 送金為替手形例

(一) 陸奥桑折代官島田帶刀送金為替手形

為替金手形之事

一金百拾八兩壹分也 但通用

右之金子槌請取申處實正也、此代り金江戸駒込追分
此手形御引替可被成候、為後日、為替手形仍而如件

島田帶刀様御役所に相同、右金御納之節、

文政六年未十一月十三日

福島上町
京屋彌兵衛印

太兵衛印

江戸室町二丁目
京屋彌兵衛殿

(二) 大坂鈴木町代官岸本武太夫送金為替手形

請取申為替金之事

④印
合金百兩也

右者岸本武太夫様御代官所御下ケ金、於當地隨請取申候、此代金於御地參着次第、右御屋鋪御役人中、此手形を以御請取可被成候條、無相違相納可被申候、為後日、為替手形依而如件

大坂
泉屋甚次郎 ④

文政十一年七月五日

江戸中橋上榎町

④印
住友吉次郎殿

(三) 三河吉田藩(松平伊豆守)送金為替手形

付録 住友江戸両替店關係資料

請取申爲替金之事

〔割印〕 合金千兩也

但有合

右者松平伊豆守様御爲登金爲替取組、於當地慥ニ請取申處實正也、此代り金於大坂、當月十六日限、右御屋鋪木川善太夫様菅沼甚兵衛様ニ御請取可被成候條、日限無相違御渡可被下候、爲後日、爲替手形仍如件

江戸(中橋店支配人)
吉村市郎右衛門

元治元子年十月二日

大坂本家

鷹藁源兵衛殿

今澤卯兵衛殿

松井嘉右衛門殿

〔裏書〕 表書之通、慥請取申候、以上

子十月十二日

大山作藏

┌

三二 逆為替手形例

(一) 住友長崎出店逆為替手形

為替證文之事

① 一銀五貫目也

但 ② 貳貫目御本家分
③ 三貫目御仲間分

右者御店并ニ銅藏所就入用、當地箔屋治兵衛殿為登銀、為替取組、銀高之通髓ニ請取申候、此
代り銀於御地、北久寶寺町境筋紀伊國屋清右衛門殿方に、此證文參着次第無間違、御渡被遊可
被下候、為其為替證文、仍而如件

文政四巳七月十八日

大坂長堀茂左衛門町

住友吉次郎様

増田半藏殿

高橋連藏殿

太田作兵衛 ④

大澤僖八郎 ④

長崎浦五島町銅藏所

付録 住友江戸両替店関係資料

米谷官兵衛殿

〔裏書〕
巳八月十六日

表書之通慥ニ請取申候

紀伊國や清右衛門印

(二) 大坂商人近江屋清次郎逆為替手形

請取申為替金之事

割印 合金貳拾五兩也 但し洋銀外有合

右者錢屋佐一郎殿下金為替取組、於當地慥ニ請取申候、此代り金於江戸、來ル廿日限り、住友吉次郎殿へ御請取可被成候條、日限無相違御渡可被成候、為後日、為替手形仍而如件

大坂
近江屋清次郎印

文久貳戌年三月十二日

江戸堀留
大坂屋傳兵衛殿

三三三 御為替銀借用証文

〔包紙〕 御為替借入古證文類 ㊦

(一) 本手形

御為替銀請取申手形之事

合銀八拾五貫五百目也 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 但保字銀 ㊦

右者大坂從 御金藏、江戸に御差下被為成候御用銀、御為替取組、於當地嶋田八郎左衛門殿名代
中、書面之銀高、慥ニ請取申處實正也、此代り銀江戸 御金藏に上納ニ相成候條、來ル五月廿五
日限於江戸、尾張町嶋田八郎左衛門殿に、此手形を以無遲滯御渡可被成候、為其仍如件

嘉永四亥年三月

大坂豊後町

泉屋甚次郎

代判 伴兵衛 ㊦

同 内平野町貳丁目

泉屋孫兵衛 ㊦

同 舟越町

泉屋六右衛門 ㊦

付録 住友江戸兩替店關係資料

江戸室町三丁目

竹原文右衛門殿

一 二六

〔表書〕
表書之通慥ニ請取申候、以上

十二月

嶋田店

(二) 置手形

御爲替銀置手形之事

一 銀八拾五貫五百目、來ル五月廿五日限之御爲替請取、則別紙爲替本手形相渡申候、萬一手形致紛失候敷、於江戸銀子相渡不申候ハ、於當地相渡可申候、尤相極候日限中、若手前方并江戸表渡先、兩替方ニ故障之儀出來候ハ、右相極置候限月日限ニ不拘、何時ニ而後其許御差圖次第、於當地 御用銀高早速返辦可申候、勿論右 御用銀請取罷在候内、銘々所持家屋敷、他所引當質物等ニ相渡申間敷候、爲後證、連印仍如件

嘉永四亥年三月

豊後町

泉屋甚次郎

代判 伴兵衛

内平野町貳丁目

泉屋孫兵衛

舟越町
泉屋六右衛門[㊦]

嶋田八郎左衛門殿

名代中

御爲替十人組

名代中

(三) 家質証文

證文之事

一大坂從 御金藏、江戸に御差下被爲成候 御爲替銀、十人組御請取之内、嶋田八郎左衛門殿〆
我等方に毎度爲替取組、別紙證文を以御銀請取候ニ付、爲引當左之通

南側瓦葺壹役半

一家屋敷壹ヶ所[㊦] 表口拾五間半四寸
裏行拾貳間半

北側瓦葺壹役半

一家屋敷壹ヶ所[㊦] 表口拾五間半四寸
裏行拾三間

付録 住友江戸両替店關係資料

右同町

右同人所持

右貳ヶ所地面之内ニ

土藏四ヶ所[㊤]

右貳ヶ所建具諸式[㊤]

右家屋敷貳ヶ所、泉屋甚次郎代判伴兵衛所持紛無之、則爲引當差入置候、萬一御銀相滯儀有之候ハ、右家屋敷賣拂代銀を以相渡可申候、若致不足候ハ、連印之者ハ相辨可申候、勿論御銀請取罷在候内者、引當家屋敷賣拂候儀者不申及、家質并諸請負事之書入等ニも堅差入申間敷候、尤取組有之候内者、幾年ニ而後此證文御用ひ可被下候、爲後證、連印仍如件

豊後町

泉屋甚次郎

代判 伴兵衛[㊤]

内平野町貳丁目

泉屋孫兵衛[㊤]

舟越町

泉屋六右衛門[㊤]

(付箋)

嘉永四亥年三月

嶋田八郎左衛門殿

名代中

御爲替十人組

名代中

前書之通、慥ニ承届申候、御爲替取組有之候内者、右家屋敷賣拂候儀者不申及、家質等ニも爲差入申間敷候、爲後日、奥印仍如件

〔付箋〕
一此度泉屋孫兵衛印形相除、私加判仕本紙證文面之趣慥承知仕候、已上

嘉永六丑年八月

堂嶋新地壹丁目
泉屋儀助 印

三四 升屋源四郎休店ニ付江戸為替不渡一件書

覺

一 去ル(文政八年)酉年十月已來、江戸升屋源四郎殿指支休店ニ付、當地米屋吉右衛門殿米屋分兵衛殿印元之爲替、彼地々裏書并ニ裏印等有之候爲替手形、數通不渡リニテ相戻リ、當所ニおゐて米吉殿裏書裏印等有之ニ付不相渡、追々事六ヶ敷相成 御公邊ニも相成候所、尙々彼是被申、右ニ付江戸表へ慥成證據もの取寄、及引合ニ候得所、御糺之上當地印元可相辨振合ニ相成、同年極月

中頃ニ米吉殿の金子相渡落着致し候

一 當時米屋分兵衛方炭屋安兵衛殿相手取、舊冬不渡り手形ヲ以、金子被差戻候裏印之手形故障申立、出訴ニ相成有之候、右(公事)鬮中之所、元來爲替振合定式之義無之、兩替屋中行司ニも前段之通り六ヶ數相成候故、度々奉行所に御召にて、是迄爲替之一條ニ付取極りも無之事ニ候得者、此度爲替取引致候者不殘打寄、定式取極メ可致旨御申渡し有之候ニ付、此度左之通り取極メ相成、已來取引心得方之義左ニ申上候

定

- 一 江戸爲替取引組方之儀者、下し手形置手形都合貳通印元を請取、即金銀相渡し可申候事
 - 一 置手形義、夫々取居候而者日用差支ニも相成、銘々者定置手形取置可申候事
 - 一 爲替取引組之節、下し手形ニ渡し方日限相極メ置候事ハ、日限ニ於彼地急度相渡り候様、案内狀無滯指下し可申候、尤日限相認置候義ハ、前廣ニ請取ニ向候共、爲不相渡候事
 - 一 於江戸表、爲替手形不渡りニ而相戻り候節者、印元を即金銀返辨可申候事
 - 一 不渡り手形、萬一裏書裏印或ハ日限延引にて相戻り候節、其趣意江戸表へ相尋、慥成證據も
- の取寄、彌不渡りニ決候節者、兼而印元目當取引組候事故、無故障印元を返金可致候事

一 取次爲替之儀、他家印元ニ不抱、取次之者ヲ置手形差入置、自然於江戸表不渡り之節ハ、取次之者ヲ無故障返辨可申候、尤取次之者者、他家夫々ハ是亦置手形取置可申事

一 延爲替之儀者、其日限ニ至リ不申候共、江戸宛名先キ指支之儀相知候得者、早速印元ヲ返金可致候事

但打銀之儀者、印元之可爲損失候事

右之通一統承知仕候、兼而銘々共同様相心得取組候得共、以來御定メ与相成候上者、猶更爲替取引永久相續可仕候基、相互ニ安堵仕取引可仕候、依之連印以書附御答へ申上候、以上

文政九戌二月

錢屋儀兵衛

鴻池伊助

泉屋甚治郎(次)

竹原市五郎

近江屋權兵衛

錢屋忠兵衛

錢屋佐兵衛

錢屋清右衛門

錢屋權右衛門

代判 儀兵衛

加島屋作之助

代判 孫市

鴻池重太郎

代判 孫兵衛

炭屋彦五郎

炭屋安兵衛

代判 嘉兵衛

錢屋彌助

代判 覺兵衛

大黒屋源兵衛

鴻池庄兵衛

平野屋仁兵衛

代判 權兵衛

本兩替仲間

行司御衆中

右之通行司衆中ニ書附指出し、夫々實印形を以連印仕候得者、已來爲替取引方故障等出來候得者、前段之通り取計可仕候事

右之内米屋一統七軒者、先達而江戸表に爲替元仕組之趣を以、彼是及引合候ニ付、當時ニても右元仕組を申立、末々兩替方にて新規取極メ之儀者、不承知之よしにて連印無之、當時掛合中ニ御座候、是も追而落着可仕与奉存候、其節委細可申上候、則米屋一統名前左ニ

米屋平右衛門殿

同 喜兵衛殿

同 吉右衛門殿

同 分兵衛殿

同 太兵衛殿

ノ

右五軒者、印形不承知申立居候

米屋伊太郎殿

同 長兵衛殿

不相替取引致居候得共、心底之所不相分候

右兩家者、當時江戸表取引相休ミ居候得者、印形相除吳候様、別段行司衆へ申出候

右之通り御拙し申候、可然御承知被給候、以上

二月十日^四

(泉屋甚次郎)
豊後町御店様

ぜん
(草名)

覺

一 丁内米屋吉右衛門^る左之通申出候

一 其御丁内錢屋佐兵衛義、吉右衛門同商賣之義ニ付、爲替仲間振合を以爲替金四百兩取組、江戸

升屋源四良方^(郎)ニて、去十月十八日限相渡り候手形佐兵衛^に相渡、則佐兵衛^る江戸住友吉次良方^(郎)

^に右手形被差遣候所、十月廿二日^{に至り}俄ニ源四良方^(郎)取引差支ニ付、右手形不渡之趣佐兵衛^る

被相掛合候得共、右手形裏^に住友吉次良^(郎)之慥成請取書印形有之ニ付、難相渡旨申聞候所、御公

訴ニ相成、双方爲替之趣意申上罷在候内、十人兩替屋御同合ニ相成、乍商賣違兩替頭役に付、

同人^る先規仕來之一札奉差上候に付、吉右衛門へ厚ク御利解被爲仰聞、無是悲金子取引相濟罷^(非)

在候、然ル所、此度江戸升屋源四郎手代彌八等申者罷登り、段々及引合候所、右手形者於江戸

相對有之候手形に付、請取裏書調印迄有之候間、於當地可相渡節にて者無之由、既に瓦町米屋分兵衛方にも同様之手形裏印ニ不心付相渡し候付、取戻し被相願候所、願之通被仰付候條、依之吉右衛門も手形操戻し金子請取、夫々手形差下し候得者、於彼地無相違可相渡段、急度申聞候に付、其旨佐兵衛に掛合候得共、一切頓着不致、其上右手形江戸表に差下し可申様、去冬被爲仰付候ニ付、其段度々引合候所、是又承知不致、剩吉右衛門も一札差入候へ、差下し可申杯等、我儘申募り取敢吳不申、甚以難澁に付、佐兵衛相手取出訴仕度候

(付箋)此所願之通被仰付候と相認有之候得共、論中ニ而何れとも相譯り不申候事

右之趣、吉右衛門申出候付、一應御引合申上候、本人御調之上、下濟に相成候様御取曖可被成下候、若又掛合行届不申候へ、無據來ル御用日出訴爲致候、此段御承知可被下候、何分早々本人御調被下否哉、奥書御調印可被下候、以上

文政九戌年二月九日

石灰町

御同役衆

内平野町貳丁目

年寄 印

後記

本輯は近世住友金融史研究の一環をなすもので、近世後期に創業した住友江戸両替店の業務と経営を明らかにすることにより、従来大阪の両替商研究に比べ、立ち遅れていた江戸両替商の研究に資そうとするものである。

先ず江戸両替商中橋店の性格と経営組織についてのべ、一時は業界屈指の業績をあげ、この経営が当時苦境にあった別子銅山を救済するものでもあったことにふれている。ついで幕府の金融緊縮政策などのなかに困難な経営をつづけ明治維新に至ったこと、しかしてこれら幾多の貴重な経験が維新後大阪に於ける並合業・荷為替貸付などとなり、銀行業として明治二十八年結実したことを述べている。

この輯の本文並びに付録の執筆は室員末岡照啓が当たり、京都大学名誉教授小葉田淳博士並びに大阪府立大学名誉教授黒羽兵治郎博士の御懇篤な御指導と御校閲をいただいた。

昭和六十二年四月

住友修史室

昭和六十二年四月二十日発行

658 神戸市東灘区住吉本町三丁目四番二四号
編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社